

第5回 総務文教委員会記録

1 日 時 令和元年9月13日(金) 午前10時00分 開会

2 場 所 議会委員会室

3 出席委員 6名

委 員 長 八 木 清 美

副 委 員 長 霜 鳥 榮 之

委 員 佐 藤 栄 一

委 員 天 野 京 子

” 高 田 保 則

” 岩 崎 芳 昭

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 職務出席者 1名

議 長 関 根 正 明

7 説明員 10名

市 長 入 村 明

総 務 課 長 平 出 武

企 画 政 策 課 長 葭 原 利 昌

財 務 課 長 平 井 智 子

市 民 税 務 課 長 小 嶋 和 善

教 育 長 川 上 晃

こども教育課長 松 橋 守

生涯学習課長 山 本 毅

妙高高原支所次長 岩 銅 健 治

妙高支所長 高 橋 正 一

8 事務局員 3名

局 長 築 田 和 志

主 査 齊 木 直 樹

主 査 道 下 啓 子

9 件 名

議案第 47 号 妙高市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例議定について

議案第 48 号 妙高市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議定について

議案第 49 号 妙高市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例議定について

議案第 50 号 妙高市公共施設等適正管理基金条例議定について

議案第 51 号 妙高市印鑑条例の一部を改正する条例議定について

議案第 52 号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について

議案第 53 号 妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について

議案第 60 号 令和元年度新潟県妙高市一般会計補正予算(第3号)のうち当委員会所管事項

議案第 62 号 平成30年度新潟県妙高市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち当委員会所管事項

議案第 68 号 平成30年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（八木清美） ただいまから総務文教委員会を開会します。

これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、議案第47号から議案第53号の条例議定7件、議案第60号の所管事項の補正予算1件、議案第62号の所管事項及び議案第68号の決算認定2件の合計10件であります。

議案第47号 妙高市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例議定について

○委員長（八木清美） 最初に、議案第47号 妙高市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） ただいま議題となりました議案第47号 妙高市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例議定について御説明申し上げます。

資料の5枚目です。議案第47号参考をごらんください。本案は、地方行政の担い手となっている特別職非常勤職員や臨時的任用職員などについて、適正な任用や勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、特別職非常勤職員と臨時的任用職員の任用要件の厳格化にあわせ、新たに一般職の会計年度任用職員制度が創設されたことから、制度の適正運用を図るため、条例を制定したいものであります。

条例では、まず給付規定としまして、正規職員と同様1日7.75時間勤務のフルタイム会計年度任用職員につきましては、給与のほか通勤手当や時間外勤務手当、期末手当、退職手当などを支給できること、また1日7.75時間未満のパートタイム会計年度任用職員は、報酬のほか期末手当と通勤に係る費用弁償などを支給できることを定めております。

また、任用の考え方としましては、特別職非常勤の各種審議会等の委員や顧問のほか、保育士や用務員などの臨時的任用職員、事務パートなどの非常勤職員について会計年度任用職員として位置づけることとなります。給料や報酬は現在の賃金等を基準としますが、期末手当につきましては、支給対象を現行の週30時間以上勤務から週15時間30分以上勤務に拡大し、支給率につきましても、0.8カ月を年1.3カ月に増額するものであります。また、退職手当につきましても、一定の勤務時間と期間を満たす会計年度任用職員は支給対象とすることとしております。

なお、新年度の会計年度任用職員の募集につきましては、11月から行う予定としております。

以上、議案第47号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第47号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 11月から施行ですね。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 11月からではなくてですね、4月1日からになります。募集につきましては、現在のこの基本的な部分を今回の議会でお認めいただきまして、それに基づいて募集を開始するということとなります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 4月から、施行は次にということなんですけど、いつもお聞きしているんですけども、正職員の対応とそれから臨時、パートの皆さんの支給開始、同時進行でいくということになりますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 支給開始といいますか、この会計年度任用職員につきましては、令和2年の4月1日から今

までの臨時職員あるいはパート職員について適用になります。正職員と同じ適用かということにつきましては、これにつきましては、正職員とは違う臨時職員の部分の規定でありますので、それとはちょっと一緒という話ではございません。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 今フルタイムと、それからパートタイムという形のお話をいただいたんですが、令和2年度から施行になるんですけれども、この非常勤職員の採用とか、任用ということで、何か変更が出てくるのかどうか、そこら辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 先ほど御説明しましたとおり、フルタイム会計年度任用職員につきましては、給料と期末手当が増額になるということ、さらに令和2年度からは予算化はないですけども、3年度から1年余を超えた職員につきましては、退職金を支払うということ、パートタイム会計年度任用職員につきましては、報酬ではありませんけれども、報酬と期末手当、それと通勤に要する費用弁償などを計上するように現在準備を進めているところです。その辺が変更になります。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） いわゆる働くフルタイム並びにパートタイムの皆さんの待遇改善ということなんですけれども、この関係で制度を導入した場合ですね、財政的負担というのはかなりふえると思うんですが、そこら辺の試算されていれば、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） お答えします。

現在会計年度臨時職員、パート職員です、年間およそ6億4000万ほどお支払いしております、いろんな諸手当も含めてですね。それがですね、今回の会計年度任用職員に移行した場合ですけれども、6600万ほど増額、そのままスライドするとですね、10%ほど増額するというふうに見込んでおります。このため主な理由としては、期末手当の支給対象の拡大と支給率の増になるわけですけれども、それとあと社会保険料の加入者が増加しますので、現在各課で予算要求に向かってですね、もう一度臨時職員、来年度の会計年度任用職員の必要性について、ゼロベースから当たると、まず職員がやるというのを原則に、その上でやむを得ないものについてのみ計上するようということとで指示し、計上するように行っております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 全くちょっと私現在の制度、臨時もパートも今いらっしゃいますよね。それと会計年度ということで、その区別がちょっとよくわかりませんが、会計年度ということは、例えば令和2年4月1日から契約して、令和3年3月31日までというのが、そういう採用の仕方ということでございますか。そうすると、それを超えという、例えば採用側も求職側もそれを超えて3年、4年ということはあるのでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） そのとおりでありまして、現在も保育士を中心にですね、臨時職員で5年、10年とかですね、そういうふうな1年を超えている職員もございます。そういったことで、1年単位で募集はしていますけれども、それが連続して雇用になった場合2年、3年、4年というふうになった場合、先ほど申しあげました退職金ですね、対象になるというふうなことであります。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） もう一つは、会計年度の任用職員の場合は、これ見ますと、いわゆる給与等については、現

在の臨時職員、パートも含めて相当条件的には開きといいますか、格差があるのでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今現在の臨時職員の給与のベースですけれども、一般事務につきましては、行政職1級の1号ですか、一般職員のですね、そこのところに設定して、それをベースに月給の場合は14万4100円、時間給の場合はそれを必要時間で割った時間で、おおよそ大体7.75時間で割ると885円とか、そういう値段をベースに算定しているところでございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） そうしますと、会計年度任用職員で募集した場合、現在の臨時職員、パート職員が契約のいわゆる更新といいますか、新たに臨時職員から任用職員にということは考えられるんですか、その辺はどうなのでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） お答えします。

従来のですね、臨時職員、パート職員という概念が今度変わりまして、会計年度任用職員ということで名前が変わるといふようなイメージでいただければいいかなと思っております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） じゃ、現在の契約の臨時職員、パート職員は、名前はじゃ会計年度任用職員ということで名前が変わるといふことの理解でよろしいでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 名称的にはそのようになります。待遇のほうがですね、期末手当が出る、あるいは長期、1年を超えると退職金が出るというふうなことになったのと、あとちょっと申し忘れたんですけども、そういうふうな待遇の改善というのはですね、前段にですね、臨時職員等の規律の厳格化があったんです。従来懲戒処分対象にはならなかったり、守秘義務も一部認められない、そういうふうな規定から外れていたとかですね、あと政治活動を認められていたりする職種もあったんですけども、そういったところが一般の公務員と同じ懲戒の対象になったりとか、政治行為の禁止あるいは兼業の禁止とかですね、そういった規定が課されると。それとあわせてそういうふうな一般職員と同様に厳格化されることに伴って、一般職員と同様に期末手当等も支払うあるいは退職金も支払うと、そういうふうな形でセットになって、今回の運用でそういうふうになっているということでもあります。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 今の任用職員は、一般正職員と同じ、待遇もそうですし、条件もそうということですが、今多分臨時職員の皆さんは、パートもそうですけれども、兼業をやっているらしいですね、大体ね。それは例えばこの会計年度任用職員になった場合は、それは認められないということになりますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） その辺の運用につきましてはですね、今後12月の議会に給与条例とかですね、また改定のところでお諮りしたりとか、あるいは規則、要綱について改正して、どのような扱いにするかというのは、これから協議するところであります。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 最近メディアなんかでも取り上げられていますけれども、兼業だとか、副業だとかという問題が公務員、会社員問わず認められるような情勢でございまして、今お聞きしますと、現在は例えば令和2年度で採用される方は、そのような状況ではないということで、現行の正規職員と同じ公務員の基準によって勤務する

ということになりますでしょうかね。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 令和2年度からは今も臨時職員、パート職員の皆さんについても、守秘義務とかですね、そういったものについては適用になっていたりするわけです。そういったところですね、ただ給食調理員さんですか、そういったところは公務員の中でも労働基準法のほうがですね、適用されることで兼業の禁止等ですね、除外規定とか何かいろいろあったりとかしますけれども、一般的に4月1日からは会計年度任用職員となることによって、ほぼほぼそういった職員の制限については、令和2年度の4月1日からは職員と同様になるというふうな認識でいただければ正しいと思います。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） もう一つ、特別非常勤職員の場合は、これ今度何か見ますと、いわゆる猟友会の自治会の人たちも特別非常勤職員ということであるということですが、この特別非常勤職員というのは、いろんな審議会だとか、審査会というのがありますよね。そういう人たちは網羅しての話なんでしょうか。これここには例えば各種委員会や審議会、審査会等の委員及び鳥獣対策実施隊員というふうなことであってありますが、そうすると今のいろんな各種の審査会とか、監査会とかという組織があるんですが、その人たちはみんなこういう条件で非常勤職員ということで対象になるのでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 逆にですね、この特別職非常勤職員に該当するという方につきましては、細かく言うと地方公務員3条の3項3号というところに該当するんですけども、学校医ですとか、審議会委員、鳥獣被害対策実施隊員、これ以外はもうありませんというふうな、そういうふうなことになっています。そういった審議会委員でこの委員、この委員というのは、審議会等の設置規則等がありますので、そういったところに列挙されたものについては、この会計年度任用職員ではなくて、こういった審議会というのは1日招集されてその日、その日と、本当極めて限定的な採用になりますので、そういったところは会計年度任用職員には当たらないというふうなことであります。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） この条例は、新規条例ですよ。なのですが、ちょっと不思議に思ったんですが、第2条の2項、現金で支払わなければならない、今どきこのような規定が必要なのかというふうに思ったんです。ただし書きはついてるにしても、こういう規定は私はなくても現金を扱うことはほとんどないはずなんですけど、その辺の考え方を教えていただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 現金ですけれども、確かに現実そうなんですけれども、あくまでも地方公務員法でも給与の支払い等については、現金というのはいまだ原則があります。それはまだ変わっていないところであります。しかしとただし書きとかですね、そういったところで振り込みもいいですよということになっておりますので、そういうふうな理解でお願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） もう一点なんですけど、公務員の場合には、人勸によって給与のアップが出てくるわけなんですけど、その場合には4月にさかのぼるという形になっていきますけど、今度はいった場合には、今までパートさんはさかのぼらずに年度を越えてからになっていますけど、これからの取り扱いはどのようになるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 給与表の取り扱いですけれども、今度会計年度任用職員については、給料表が設定されます。一般職員と同額ではないのですけれども、同様に1の1からがあつと書いてある給料表ですね、その給料表が適用されますので、その給料表のベースは一般職員の給料表のベースになっておりますので、同様にスライドしていくと。ただ、その適用については、今現在ちょっと即適用になるかということについては、確認とれていませんので、しばらくというか、もうちょっとお時間をいただいて、12月等のところですね、明らかにさせていただければと思っております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） これは、他の自治体とも横並びにしなきゃいけないことなんでしょうか、それとも妙高市は率先して4月にさかのぼるといふか、いうことができるのかどうか、お聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） これは臨時職員、非常勤職員等ですね、根拠になる地方公務員法が変わりましたので、この会計年度任用職員をつくらないと、その根拠を失うことになりますので、そういう採用ができなくなりますので、全国一律にですね、この法改正に基づきまして会計年度任用職員制度が始まるものであります。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 何か煙に巻かれたような気がするんですけど、できる、できないというのをはっきり言えないということですね。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 会計年度任用職員のこれを変えなければならないというふうなことで御理解いただければと思います。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） あわせて先ほど年間経費で6億4000万今かかっているということで、それが10%アップすることになると、非常に財政的にも大きなものが出てくると思うんですが、それによって例えば今のパート数を各課で減らしていくというような傾向になっていくんでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今回のですね、会計年度任用職員、これで人件費約10%アップするというふうなことで、それを原因としたわけではございませんが、現在8事業化も進めていますけれども、いろいろなRPAですとか、そういうものを入れたり、業務改善をすることによって、臨時職員等の皆さんからやっていただいた仕事等もですね、そちらに切りかわることもございます。そういったことで、これもきっかけもありますけれども、それ以上に不断の毎年行っています人件費といいますか、臨時職員等にお任せする仕事の見直しについてを淡々と進めさせていただくということで御理解いただきたいと思っております。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第47号 妙高市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例議定について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議案第48号 妙高市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第48号 妙高市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） ただいま議題となりました議案第48号 妙高市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限について見直しが行われ、地方公務員法において職員の欠格条項として規定していた「成年被後見人又は被保佐人」の条文が削除されたことから、条例において地方公務員法を引用していた条項の整理を行うものであります。

以上、議案第48号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第48号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第48号 妙高市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議定について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

議案第49号 妙高市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第49号 妙高市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） ただいま議題となりました議案第49号 妙高市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限について見直しが行われ、地方公務員法において、職員の欠格条項として規定していた「成年被後見人又は被保佐人」の条文が削除されたことから、消防団員の欠格条項から当該部分を削除するとともに、字句の整理などを行いたいものであります。

以上、議案第49号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第49号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第49号 妙高市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例議定について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号 妙高市公共施設等適正管理基金条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第50号 妙高市公共施設等適正管理基金条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。財務課長。

○財務課長（平井智子） ただいま議題となりました議案第50号 妙高市公共施設等適正管理基金条例議定について御説明申し上げます。

本条例は、平成30年度に妙高市公共施設個別施設計画を策定したことから、一般会計で管理している公共施設等の長寿命化や適正な維持管理を行うための財源確保策の一つとして、新たな基金条例を制定したいものであります。

まず、第1条、基金の設置でございます。この基金は、公共施設等の長寿命化や修繕、改修及び解体などの適正な維持管理に必要な財源を積み立てるため、新たに設置するものです。

第2条から第5条につきましては、積立て、管理、運用益金の処理、繰替運用に関する事項をそれぞれ定めたものであり、他の積み立て基金と同様の事務取り扱い内容となっております。

続きまして、第6条、処分でございます。基金は、公共施設等の長寿命化や修繕、改修及び解体などの適正な維持管理に必要な財源に充てる場合に限り、全部または一部を処分することができることとしたいものです。

続きまして、第7条、委任でございます。この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定めることとしております。現在規則などで明文化したものはございませんが、基金の充当先や金額、積立金などにつきましては、市長へ委任し、最終的に予算案として議会にお諮りいたします。

最後に、附則、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行したいものでございます。

以上、議案第50号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第50号に対する質疑を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 長寿命化、修繕、改修云々と、こうあるんですけども、基金でありますんでね、先般の質疑の中では今回の決算を見る中ではおおむね5億、それから今後これをやっていくには計画的に云々ということになるんで、とりあえず5億という話なんだろうというふうに思うんですけども、その辺の推移ですね、計画と同時に基金の積み立てあるいは決算の状況を見る中でもって積み立てを継続していくという、こういう位置づけでよろし

いですか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 第7条のこの条例に定めるもののほか基金の管理に対して市長が別に定めなければいけないというふうに思っている状況をちょっと説明してください。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 特にですね、基金の管理に関して必要な事項は、市長が別に定めるとしておりますけれども、ほかの財政調整基金ですとか、いろんな積み立て基金がございますが、そういったところでも特に明文化した規則等は定めておりませんが、この1条によりまして、市長に事務を委任して執行しているということでございます。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） それが今までも通例としてされていて、特に問題がないと。だけれども、ここはせっかくだからきちんと明文化したという、そういう判断でよろしいでしょうか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 何か追加で定めなければいけないような場合ができたときのためにこの条文をつくってあるということでもございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） まず、1点目としまして、この基金、補正で後で出てくるんですけども、5億円積み立てという形で考えておるんですが、当面ですね、長寿命化とか、また修繕、改修ということで、この基金を活用してこの二、三年の間でですね、この基金を使って取り崩すような計画というのはあるのでしょうか、どうですか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 昨年度策定いたしました公共施設個別施設計画をもとに、施設の状況や事業費、それから交付金や優良起債など財源のぐあいですとか、あとその年の予算総額の調整などによりまして、基金から必要な額を取り崩すという考えでございます。特に国の交付金制度や優良起債のメニューがなくて、多額の費用がかかります施設の解体、撤去などにつきましては、こういった基金を活用することで取り組みやすくなるのではないかとこのように考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） これからの時代ですね、少子高齢化等が一層進む中で、人口減少等が進んだ場合に、施設のいわゆる利用人数とか、そういうものも減少してくるのかなというふうに考えられます。そんな中で、5年とか、10年というスパンの中でですね、施設の総面積の例えばですね、1割とか、2割、これをもう減らすんだという、そういう削減目標というものを示す必要があるんじゃないかなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 施設の統廃合とか、廃止ということになりますと、利用者の理解を得ながら進める必要がございます。そこで、妙高市公共施設有効活用再配置計画、公共施設個別施設計画を既に策定しておりまして、それをもとに進めてまいります。また、廃止となりました施設の撤去につきましては、多額の費用がかかり、優先度も施設の更新、改修工事などに比べると低いなど、具体的な削減数値目標を定めておりませんが、利用状況、跡地利用、損傷の程度、周辺環境への影響、財政負担などを考慮しながら実施していくという方針でございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） この基金条例は、公共施設ということで、妙高市の公共施設全部網羅した中のような印象を受けるわけですが、前に資産の修理とか、修繕というのは、財務課で一括で管理したらどうかというたしか何年前かに質疑したことがあるんですが、そのころは財務課は普通資産だけは管理するけども、事業資産は各個別で管理するんだというような答弁をいただいた経過があるんですが、今回はこの基金条例ということになりますと、公共用施設といいますと、市の資産全部というのが対象でしょうか、いかがですか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 対象としております施設につきましては、一般会計で管理している公共施設のみということですので、ガス上下水道局で管理しているガス、水道、下水道、簡水、ああいったものについては、対象とはしておりません。あと特別会計などの杉野沢財産区ですとか、ああいった財産についても対象とはしておりません。施設というと、建物だけではなくて、インフラなども含めております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 特別会計はね、これは私も理解できるんです。ただ、この前の私の質疑では、例えば学校だとか、公民館だとか、そういうものは各部門別で修繕の予算を立てたり、管理の予算を立てるということで、そういうような答弁だったんですが、今度それはこの基金条例の中で、所管は多分財務課だと思んですが、その辺はじゃそういう資産も全部ここで管理をするということになるのでしょうか。というのは、各部門でやるとね、多分5億円しかないわけですよ、例えばとりあえず。各立てた計画が5億オーバーしたとかということもあり得ますので、その辺の年度別計画というのは、私は立てるべきだと思いますので、以前も私そういう意味で市の資産は一括して管理すべきだという質疑をしたんですが、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 公共施設等の管理につきましては、従来どおり各所管課が管理していくこととなります。そこで、各所管におきまして、道路でしたら建設課で道路、それから橋梁の整備計画を持っていますし、学校につきましては、こども教育課で学校などの施設の改修修繕計画等、更新計画等を個別に策定しております。それらみんな各所管で管理している施設ごとに施設の管理計画というものを持っております。それを今度全庁的な視点で計画的に進めていきたいと思いますときに、財務課のほうで調整ですね、をするというのが我々の財務課の仕事になるということでもあります。そして、予算を優先的にどういうところにつけていくかといったところで調整するんですけども、そのときにこういった基金を持っていればその財源の一助になるということで、今回基金条例を設置したいというものであります。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 私は前に質疑したときも、それがベターじゃないかという意味で質疑したんですが、当時はそういうお答えじゃなくて、資産とか、予算は各部門でやるんだというような答弁でしたので、今回財務課で100%ではないんですけども、一元的に予算とか、ものを管理するということになれば、これはなおさらいい制度だと思うふうに思いますが、果たしてこの5億円でいいかどうかというのは、これから課題だと思うんですが、これがスムーズに行くことを私は期待しております。

以上です。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 妙高市の場合には、計画ができてからこういった基金の条例ができていくと思うんですけど、全国的に正直言っても、長寿命化、それから解体というのは大きな課題となっていると思うんですよ。これに対して、これ全国的にこういった条例をつくる流れができていますか、それとももう妙高市単独でこう

いったものをつくっていこうというふうに考えられたものでしょうか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 全国のほうはちょっとわからないですけども、県内におきましては、新発田市、聖籠町、出雲崎でこれと同様の基金を設置しているという状況がございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 非常にこういったもので運用が早くなれば、特に今言われた解体なんていうのは、いつまでも放っておいても困る問題が多々あると思うんで、積極的な取り組みをお願いしていったほうがいいと思うんですけど、今補正で5億を既に補正予算にのっかっているわけですけど、この条例の交付の日から施行するとなってますけど、実際問題これはいつから施行の予定でいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 議決の日からということになると思います。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ということは、最終日ということですね。

○財務課長（平井智子） はい。

○佐藤委員（佐藤栄一） わかりました。今5億を積んでいるわけですが、これ補正で積み形となっていますが、2条では積み立ては予算の定めるところによるというふうになっていますが、当初予算、それから補正全ての予算のときに余裕があれば積んでいくというふうを考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） そのとおり予算で積み立てるということになりますので、当初予算、補正予算あると思います。恐らく決算の状況を見て余剰金があれば補正で積み立てていくということになるんじゃないかと思っております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） あわせてこっちのほうにお金を基金積んでいくと、公債費の関係で繰上償還のほうに影響出ないか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 公債費の繰上償還につきましては、また新年度の予算の中で市債管理基金などを活用しながら実施しておりますので、この基金条例を設置して、そちらに財源が流れてしまって困るということにはならないと思っております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 今のお話ですね、非常に先進的な取り組みで早く本当にやってほしかったと思うんですけども、例えばなんですが、学校の施設の維持と充実ということで、こども教育課のほうでたびたび学校のトイレの修繕であるとか、体育館にいろんな修繕がかかる、そういうことが予算がなくてできにくいということに対した場合、今の基金を使うということで話がスムーズに進むということもあるということでしょうか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 修繕等の予算につきましては、ほかにもたくさん施設がございますので、緊急度とか、損傷度とか、重要度だとか、そういったものを全庁的に見まして、予算づけをしていくということになります。学校関係につきましても、その中の一つに入っているということです。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） ありがとうございます。おもてなしという言葉を私たちもよく聞くんですけど、海外の方は子供もそうなんですけど、昨今トイレがきれいイコールおもてなしの一つという考え方もあるようですので、ぜひそういう話が来たときに、スムーズな運営をしていただければありがたいと思います。

以上です。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第50号 妙高市公共施設等適正管理基金条例議定について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号 妙高市印鑑条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第51号 妙高市印鑑条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） ただいま議題となりました議案第51号 妙高市印鑑条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、氏に変更があった場合、希望者は住民票に旧氏の記載が可能になったことを受け、同様に印鑑登録証明書におきましても、同一の取り扱いが必要となるため、改正を行うものであります。この改正に伴いまして、婚姻や養子縁組等で氏に変更があった場合、本人の申し出により印鑑登録証明書への旧氏の併記が可能となるものであります。

以上、議案第51号につきまして御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第51号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第51号 妙高市印鑑条例の一部を改正する条例議定について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第52号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） ただいま議題となりました議案第52号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、家庭的保育者の居宅やその他専用施設で行う家庭的保育事業における保育園やこども園など連携協力する連携施設確保の適用猶予に係る経過措置及び連携要件、自園調理規定の適用猶予に係る経過措置が見直されたことに伴い、これに準じた変更を行うため、条例を改正するものであります。

具体的な内容でございますけれども、1点目は、保育園やこども園など連携施設の確保が著しく困難な場合に適用される5年の経過措置をさらに5年延長するとともに、連携施設の確保が著しく困難と市長が認める場合は、連携施設の確保を不要とするというものです。

次に、2点目です。1点目のように連携施設の確保が困難な場合、利用定員20人以上の企業主導型保育事業に係る施設または市が運営支援等を行っている認可外保育施設について、市長が認めるものを連携施設に加えるというものでございます。

3点目は、満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、市長が認める場合、連携施設の確保を不要とするものというものでございます。

最後、4点目でございますが、自園での給食の調理について、経過措置が適用されている事業者のうち家庭的保育事業者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業について、経過措置を5年から10年に延長するという主に4点についての改正となります。

なお、当市におきましては、家庭的保育事業等を行っている事業者はございません。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第52号に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第52号 妙高市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議案第53号 妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第53号 妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） ただいま議題となりました議案第53号 妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について御説明申し上げます。

この条例につきましては、去る9月10日に国の示した内閣府条例の条文の誤りの判明に伴う本条例の条文の訂正につきまして御承認いただきましてありがとうございました。

それでは、改めて御説明を申し上げます。本案は、本年10月実施予定の国の幼児教育・保育の無償化に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正により、家庭的保育事業、事業所内保育事業などの地域型保育事業に係る連携施設の確保義務の緩和及び免除、食事の提供に要する費用の取り扱い、用語の整理などを行うために条例を改正するものです。

具体的な改正の内容ですが、まず確保義務の緩和というのは、地域型保育事業を行う特定地域保育事業者は、卒園後も園児が継続的に保育、教育を受けられるよう、保育所や幼稚園、認定こども園などの連携施設を確保しなければならないとされておりますが、市長が認めた場合にはこども園などに限らず、小規模保育事業者や事業所内保育事業者を連携施設として確保できるとするものです。

次に、連携施設の確保義務の免除でございますが、事業所内保育事業者のうち満3歳以上の児童の保育を実施する事業者で、市長が認めたものについては、連携施設の確保を免除するというものです。これらの改正にかかわる地域型保育事業者につきましては、先ほども申し上げましたとおり市内で該当とする事業者はございませんので、改正に伴う影響はございません。

次に、食事の取り扱いの変更ですが、これは幼児教育・保育の無償化に伴い、1号認定子どもの食事及び2号認定子どもの主食、副食の費用について、特定教育・保育施設または特定地域型保育事業者は保護者から支払いを受けることができる費用とするというものです。つまり保育料は無償になりますけれども、給食費等は無償化の対象外となることから、保育料と切り離して保護者から保育料ではなくて給食費を徴収するための取り扱いの変更を行うものでございます。ただし、副食費につきましては、保護者の所得や世帯の状況によりまして、費用を減免するというものです。

最後に、用語の改正につきましては、幼児教育・保育の無償化による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、「支給認定」という言葉を「教育・保育給付認定」に改めるもので、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」にそれぞれ改めることにより、条例中の字句についても同様に改めるものでございます。

以上、御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第53号に対する質疑を行います。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 訂正ということでなった議案ですが、これ施設は該当する施設がないということですけど、この条例自身に給食費の関係をちょっと説明されましたが、その辺が妙高市としては該当するというところでよろしいんでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 給食費につきましては、先ほど少し御説明を申し上げましたけども、保育料は無償化になるのですが、給食費というのは無償化の対象外ということになりますので、今まで保育料と一緒に一体で集め

ていたものをここで切り離して、給食費を徴収できるということを規定するものでございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） わかったようなわからんような状態であります。保育料は無償化になってということでもって、給食費は切り離して実費徴収になるよといったときに、運営費が引き下げられるという報道等も一部にあるんですけども、その辺は当市にとっては全然関係ないよと、こういう位置づけでよろしいですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 先般報道で600円程度影響額がというふうなお話だったかと思いますが、それについても場合によってはうちのほうにも影響があるかと思えます。内容については、今精査をしているところでございます。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） よくわかんない、内容については。

○こども教育課長（松橋 守） 内容については、確認をしています。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 影響について確認中ということなんで、じゃその確認された時点でもってまた報告してもらえるということですね。影響のないような対応策をとということでもって願っているところですけども、その辺の対応もしっかりよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 済みません、わからないので教えてください。

保育料無償化と聞いたときに、一般的には無償になるんだというイメージなんですけど、厳密に言うと3本立てなのかと思って、ちょっと確認です。まず、1つ目は、保育料と言われる部分が無償になる。ですが、給食というものがほかにあり、その給食の中でも主食については皆さんお支払いをするんですけども、副食については親の収入によって変わるというこの3本立ての計算であなたのお宅は保育料幾らですよということになるということですか、済みません、教えてください。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 1号認定の子供につきましては、いわゆる幼稚園扱いの子供なんですけども、今まで給食費ということで4700円徴収をしております。この4700円の内訳なんですけれども、副食が4200円、主食が500円ということで、こちらについては4700円今までも徴収しておりました。続きまして、3号認定ということで、いわゆる未満児につきましては、保育料の中に給食費が含まれておりましたけども、こちらの3号認定の子供につきましては、今までどおり保育料の中でその給食費のほうも含むということで、その制度の中で切り離されております。それ以外の2号認定ということで、通常の3歳以上の子供たちにつきましては、今まで保育料という形で徴収しておった中に給食費が含まれておりましたので、今回の改正に伴いまして、保育料は無償になりますけれども、給食費については徴収するということになります。先ほどの主食と副食の関係なんですけれども、認定こども園では主食も提供しておりますのでいいんですけども、一部保育園では副食しか提供していないものですから、一律で主食を無償にしてしまいますと、そこで不公平が生じてしまいますので、現状主食については今までどおり500円を徴収するというような天野委員おっしゃったような3本立てになります。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 何となくわかりました。これまた若いお母さん方がそこら辺をよく理解しないと、話と違うということが、理解がないがためにそういうこともあるかと思えますので、保育園のほうでしっかりとフォローしていただければと思います。

以上です。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今ほどのフォローの関係ですけれども、制度の概要が出ましたことしの3月から保護者会で説明を行いまして、また4月に入りまして、また保護者が入れかわりますので、4月、5月でまた保護者会のほうに説明をさせていただいております。今のところ特に苦情等は届いておりません。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第53号 妙高市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議定について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第60号 令和元年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管事項

○委員長（八木清美） 次に、議案第60号 令和元年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管事項を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） ただいま議題となりました議案第60号 令和元年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち総務課所管分について御説明申し上げます。

予算書11ページをお開きください。2款1項1目職員管理事業175万3000円は、特別職の非常勤職員である鳥獣被害対策実施隊員が活動中に熊に襲われ、けがをした療養費について、公務災害として認定を受けたことから、条例に基づいた補償のための費用を計上したものであります。事故は、4月28日関山地内の山中において、他の隊員と有害駆除の活動中に突然出てきたツキノワグマに襲われ、病院へ救急搬送後顔面神経の縫合手術などの治療を受けたもので、公務災害として市から医療機関へ入院や手術、通院に要した療養費の支払いを行うものであります。次に、その下の個人番号カード利用環境整備事業218万9000円は、消費税引き上げに伴う消費活性化策として、令和2年度に予定されているマイナンバーカードを活用した新たなポイント制度自治体ポイントの実施に向け、マイナンバーカードへのマイキーIDの設定支援や自治体ポイントを利用できる店舗の募集など、利用環境の整備に係る費用を計上したものであります。

戻っていただきまして、予算書9ページをお開きください。歳入について御説明します。16款2項1目個人番号カード利用環境整備費補助金218万9000円は、さきに申しあげました個人番号カード利用環境整備事業に対して国から100%の補助を受けるものであります。

以上で総務課所管分の説明を終わります。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 続きまして、こども教育課所管分について御説明申し上げます。

当課に係る補正予算につきましては、2つあります。1つは、平成30年度の国・県補助事業等に係る精算返納金、

もう一つは、ひとり親に支給している児童扶養手当に係るシステム改修費についての費用を補正するものです。

まず、13ページ、中段の2款1項19目23節償還金利子及び割引料のうち、精算返納金のこども教育課分207万円につきましては、平成30年度に実施した各事業について、事業費の確定に伴い、国・県負担金等が確定したことによるものです。具体的な内容としましては、いずれも平成30年度の事業で、施設型給付費地域単独費用分の精算返納分、それから保育対策総合支援事業に係る精算返納分、子ども・子育て支援交付金事業に係る精算返納分、児童扶養手当支給事業並びに母子家庭等対策総合支援事業に係る精算返納分ということで、各事業費の確定によるものでございます。

次に、15ページの最上段をごらんください。3款2項1目13節委託料、児童扶養手当・特別児童扶養手当支給事業の児童扶養手当システム改修委託料100万円は、児童扶養手当法の改正により、手当の支給が4カ月ずつ年3回から2カ月ずつ年6回に変更になることに伴い、電算システムの改修を業者委託するために必要なシステム改修委託料を補正するものです。

以上でこども教育課所管分の説明を終わります。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 財務課所管事項について御説明いたします。

まず、歳出についてです。12、13ページをごらんください。2款1項20目公共施設等適正管理基金につきましては、公共施設等の長寿命化や適正な維持管理を行うため、新たに設置する公共施設等適正管理基金へ積立金5億円を補正するものであります。

続きまして、歳入ですが、8、9ページをごらんください。21款1項1目繰越金につきましては、平成30年度からの繰越金の一部を補正財源として計上するものであります。

以上、財務課所管の説明を終わります。よろしく御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第60号のうち当委員会所管事項に対する質疑を行います。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 今回の補正の中で、マイナンバーカードの取得の関係でお尋ねをしたいと思います。218万9000円の前算が組まれておりますが、いわゆる半分が人件費というような形になっておりますが、今回の補正事業の内容というのは、どのようなことなのか、お尋ねをしたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 人件費が約半分だということでございますけれども、この人件費につきましては、今回マイナンバーカードを自治体ポイント等で使用する場合、それぞれID、個人ごとのIDを設定しなければなりません。それにつきましては、登録のためのシステムを市役所におきまして、そこに来ていただいた方からIDを設定するのを補助すると。一般家庭でもやろうと思えばカードリーダーとかあればできるんですけども、非常に一部にわかりづらい点等もあつたりして、あるいは高齢者等でわかりにくいという方につきましては、市役所等にそういう窓口を置いてIDの設定について支援をするということでの人件費でございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） あとここに店舗募集等事務委託料ということで、前算が計上されておりますが、より多くの店舗の皆さんから参加されるのが望ましいというふうに考えておりますが、どのくらいの店舗数を想定しているのか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 前算計上してありますカードリーダーの購入費になりますけれども、150台分を想定しており

ます。その150台の根拠につきましては、今いろいろ各種支援のプレミアム利用券がありますよね、各自治体に。あの店舗がですね、商品券の協力店舗が約200件ほどありますので、大体その4分の3といいますか、75%程度を想定しているものであります。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 現状でのマイナンバーカードの交付というか、カードを受けている方というのは、そんなに多くはないと思うんですが、これ数をふやさないといけないという部分もあるんですが、いわゆる店舗側のメリットというのは、どのように考えているか、お聞かせください。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今回の自治体ポイントについて、今健康ポイントとかいろいろありますけれども、そういったものは自治体で用意して、それを市民の皆さんに付与して、それを使えるようにするということに加えまして、それぞれの自治体のポイントをいろいろな全国の皆さんが購入することができるわけですが、例えば2万円をポイントを購入すると、この消費税の関係で景気浮揚策として政府のほうでプレミアムポイントということで、今の想定では上限として25%、2万円を購入すると5000円分を上乗せしますみたいなことを今政府のほうで検討していますので、そうすると消費喚起につながるということで、妙高市内の事業所、店舗にもその恩恵が予想されるというふうなことであります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 想定は想定なんですけどね、実際には今ここへ来ていると、10月から施行という形でもって動いていく、ここへ来ていてなんですが、実際にこれまでこの取り組みを進めてきた中での結果、店舗の数、この辺は把握していますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今回のこの店舗の募集についてはですね、来年の10月から行われるプレミアムポイントに向けての準備でございますので、今のところまだ準備等の着手についてはしておりません。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これに関しては、じゃ来年からということなんですけども、今のところね、先ほど説明あったんですけども、店舗のほうのメリットは先ほど言われたけども、これとの絡みでもって実際消費者側はどのようなメリットが出てくるのか、その辺はどうですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今まで景気浮揚策といいますと、先ほどちょっとはっきりしませんでしたけども、地域振興券みたいな形で自治体側がこの商品券を買って10%上乗せになったカードをもらえるというふうなことです。今度はどちらかというと、カードですとか、あるいは自治体ポイントということで付与されたカードに入っているところにポイントを上乗せするということになりますので、実際先ほど申しましたけど、例えば2万円の自治体ポイントを買って、政府が5000円か4000円か3000円になるか今決めている最中なんですけども、そういった上乗せをしてくれるということで、その上乗せ分が消費者といいますか、市民の皆さんに利益になるというふうなことであります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今回の消費税の問題に関しては、非常にわかりづらいというのが一番なんです。とにかくわかる人、できる人は非常に得をするというかね、得をするような形ですよ。ところが、わからない人、対応できない人は、結局のところは一番負担がふえるという形なんです。こんなのをね、今ここでもってがちゃがち

ややっいて果たしてどうなんだというのが私個人もそうなんですよね。とにかくカードだの何だのという話になってくると、なかなかわかりづらい、これを市民の皆さんに対して、今のこれも含めてなんですけどね、どういう形でもって理解を求めるようなことをやっていくのかなというのも一つあるんですけども、その辺は今のところ考え方としてはどうですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今現在もですね、そのプレミアムポイントの先ほど申しましたとおり、上乘せのポイントが幾つになるかも含めて、不透明な部分がかかなりございます。今月の9月にですね、政府でこの対策チーム、タスクフォースというのを立ち上げて、詳細をどんどんこれから決定していくということになっておりまして、その動向を見て今月か来月ぐらいに市町村向けの説明会があるとされています。その市町村向けの説明会を受けて制度内容を知らせていただいて、政府としてはこういうPR策と申しますか、国民の皆さんに対するPR、周知を行う、市町村についてはこういう役割分担ですというふうなのが示されるというふうに認識しておりますので、それをまっって対応したいというふうに考えています。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 税が先行して対応は後からついてくるというパターンですよね。こんなふだんというか、普通はあり得ない話ですよ。果たしてこんなんでいいのかなというふうに思います。ただ、ここでもって議論してもね、それはちょっと別問題というかな、別のところでの話になってくるんですけども、非常におかしな話で、とにかくどんどん進んでいるというのが現状であります。納得いかない部分ということでもって説明は説明としてありがとうございました。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 先ほどの5億円の基金の積み立てなんですけど、これで繰越金の残はどのくらいになってしまおうでしょうか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 30年度の実質収支が19億2100万円です。当初予算で5億円を既に繰越金として使うということになっております。それから、基金の積立金の5億を引きますと、9億2100万円となります。あと残りの3号補正分1億6800万円を引きますと、残りは7億5300万円ぐらいになるということです。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） また多分12月で出てくると思いますけど、退職金の関係等でこの繰越金を使うという形になると思うんですけど、その辺の影響はないでしょうか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 繰越金の平成17年度から平成30年度までの使い方でございますけれども、当初予算と補正財源として活用した金額というのは、年平均大体14億円となっております。今回残りが9億2000万円補正財源が残っているということでございますので、十分足りているというふうに思っております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） この条例がこの会期末に施行されるということですので、そうするとまだ今年度時間的にはたっぷりあるんですけど、早速この5億円を使った事業をこれから補正の中で組み込んでいくのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 今年度につきましては、まだ取り崩し予定ではございません。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） もう一点、児童扶養手当の100万円なんですけど、これは全額一般財源となっているんですけど、こういったシステムの改修に関しては、国等の補助というは出ないんでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今年度の予算書上は、一般財源になっておるんですけども、既に前年度のうちに交付税算入されているということで、確認したところそういうふうな話になっております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 職員管理事業ということで175万3000円、これは内容を見ますと、療養補償費ということになっておりますけども、この実施隊員の通常の災害に対しての補償というのは、どのような形になっているんですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 実施隊員というのは、職員ということでよろしいでしょうか。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） これは、先ほどの説明では猟友会ですよね、これ実施隊員というのはね、熊に襲われて云々というのはね。その補償という解釈なんですけど、違うんでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今回の公務災害につきましては、非常勤特別職に位置づけられています鳥獣被害対策実施隊員ということでありますので、市の非常勤特別職の職員だということです。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第60号 令和元年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管事項は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号のうち当委員会所管事項は原案のとおり可決されました。

議案第62号 平成30年度新潟県妙高市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち当委員会所管事項

○委員長（八木清美） 次に、議案第62号 平成30年度新潟県妙高市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平出 武） ただいま議題となりました議案第62号 平成30年度新潟県妙高市一般会計歳入歳出決算認定のうち総務課所管の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。決算書18ページをお開きください。上段の9款1項1目1節国有提供施設等所在市町村助成交付金は、関山演習場用地及び当該区域内にある工作物等の固定資産の価格や市の財政状況などを勘案して交付されたものでございます。

少し飛んで32ページをごらんください。下段の15款2項6目3節民生安定施設助成事業補助金は、水上コミュニティセンターの建設に係る国からの補助金であります。

続きまして、40ページをごらんください。上段の16款2項6目2節電源立地地域対策交付金は、市内の水力発電施設に対する交付金で、消火栓整備や消防車両の整備などに充当しました。

下段の16款3項1目3節県議会議員選挙委託金は、ことし4月7日に投開票が行われる予定で無投票でありました新潟県議会議員一般選挙、また県知事選挙費委託金は昨年6月10日に投開票が行われた新潟県知事選挙におけるいずれも県からの委託金でございます。

少し飛びまして、52ページをごらんください。下段から54ページにかけての21款5項3目1節雑入の総務課分は、退職職員の企業会計所属期間分の退職手当の負担金や東日本高速道路株式会社から措置されます高速自動車道救急業務支弁金、さらに市報みょうこうやホームページへの広告掲載料ほか、宝くじ社会貢献広報事業として、自治総合センターからのコミュニティ活動の備品購入に係る助成金などが主なものでございます。

次に、歳出について申し上げます。70ページをお開きください。下段の2款1項1目職員能力開発事業は、職員一人一人が全体の奉仕者として自覚を持ち、地域の課題や市民の思いを受けとめて行動のできる職員の育成を目指し、各種研修を実施したほか、職員の意識改革運動はねうま運動の実践を通じて、職員の接遇力と改革意識の向上を図りました。

続きまして、72ページです。中段からの情報化推進事業は、市民サービスにかかわる住民記録システムを初めとする各種電算システムや庁内ネットワークの安定稼働を図るとともに、情報資産の保護、管理などセキュリティー対策を実施し、情報管理の徹底を図りました。

次に、76ページをごらんください。中段からの協働型地域コミュニティ創出事業は、地域サポート人や市民活動支援センターの自治会等へのかかわりを通じて、地域での話し合いのコーディネートや地域の主体的な共助活動への支援などを行い、住民主体の地域づくり活動の促進を図りました。また、人口減少や高齢化の著しい中山間地域には、地域のこし協力隊を配置し、地域の維持、活性化の取り組みを支援するとともに、地域外からのボランティア妙高里山応援団による地域施設周辺の草刈りや祭りへの参加など、地域の共同活動を支援しました。

次に、80ページをごらんください。下段の2款1項2目広報・広聴活動推進事業は、市報みょうこうのホームページやフェイスブックなどを効果的に活用し、タイムリーかつ継続的に情報発信を行うとともに、市政への関心や参画意識を高めるため、市長への手紙やパブリックコメントなど、広聴活動の充実に努めました。

少し飛んで100ページをお開きください。上段の2款1項13目妙高出会いサポート事業は、婚活イベントの開催を通じて、出会いの機会を提供するとともに、結婚支援の縁結びボランティアにより、身近な地域や職場での結婚支援を行いました。

続きまして、下段の2款1項18目庁舎周辺整備事業は、庁舎西側駐車場整備と懸垂幕三角塔移設に係る工事費などでございます。

少し飛びまして、116ページをお開きください。116ページから120ページにかけての2款4項2目県議会議員選挙費、3目市長選挙費、4目市議会議員補欠選挙費、120ページの6目県知事選挙費は、人件費やポスター掲示板設置撤去など、選挙に係る経費でございます。

大きく飛びまして、254ページをお開きください。中段の9款1項2目コミュニティ防災組織育成推進事業は、地域の防災力、減災力の向上を図るため、自主防災組織のリーダーや防災士を対象に、避難所運営等に必要な技術や知識を習得する研修会を行うとともに、自主防災組織が整備する防災資機材や防災士の資格取得に対し支援を行いました。

次に、258ページをごらんください。下段の9款1項4目無線デジタル化事業では、防災行政無線デジタル化に向けて屋外拡声子局の整備や戸別受信機の設置を初め、システムの構築に向け事業を進めました。事業は、2カ年の継続事業で、令和元年度完了を予定しております。

飛びまして、296ページをお開きください。下段の10款5項2目地域づくり活動支援事業では、市民主体のまちづくりを推進するため、地域づくり活動総合交付金を創設し、市内54の地域づくり活動団体に交付するとともに、一般財団法人の自治総合センターの助成制度を活用して、地域からの要望に基づいた備品の整備を行いました。

続きまして、298ページです。上段のいきいき市民活動推進事業では、市民活動支援センターによる市民活動、地域づくり活動等に関する相談、運営への支援、地域の元気づくり活動助成事業の運営など、市内で活動するNPO法人や市民活動、ボランティア団体、地域づくり活動団体の自主的、自発的な活動への支援を行いました。なお、地域の元気づくり活動補助金につきましては、市民活動団体、自治組織など8団体に交付し、地域の活性化や地域課題の解決に寄与することができました。

次に、300ページです。下段の水上地区コミュニティ施設整備事業です。老朽化した就業改善センターと耐震強度が不足する旧吉木小学校体育館の施設機能を集約し、さらに災害時における地域の拠点避難所としての機能をあわせ持つ複合型のコミュニティ施設として水上コミュニティセンターを整備しました。

以上で総務課所管分の説明を終わります。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 続きまして、企画政策課所管事項について御説明申し上げます。

まず、歳入の主なものについて申し上げます。決算書64ページをごらんください。一番上の22款1項1目1節企画債のえちごトキめき鉄道安定経営支援補助金は、県と沿線3市で締結いたしました並行在来線への投資支援スキームに基づき、平成29年度にえちごトキめき鉄道が負担した固定資産税及び都市計画税に相当する金額等を同社へ補助金として支出するに当たり、その財源として活用したものでございます。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。88ページをごらんください。中段の2款1項6目の前のページからになりますが、企画費の中の補助金、えちごトキめき鉄道安定経営支援は、歳入で御説明申し上げましたとおり、えちごトキめき鉄道の鉄道施設の維持修繕に要する経費に対する補助でございます。その下の総合計画等評価・策定事業は、令和2年度から6年度までの行政経営の基本方針となります第3次総合計画を策定するため、第2次総合計画と妙高版総合戦略に基づく事業の検証、評価のほか、まちづくり市民意識調査や総合計画審議会での協議、地域力創造アドバイザーによる講演会などを実施したものでございます。その下の地域創生推進事業は、地域の特徴を生かした自立的で持続的なまちを創生するため、地域力創造アドバイザーを活用しつつ、先駆的、先導的な事業の創出に向けた調査研究を進めたほか、若者の意見また斬新なアイデアをまちづくりに生かすため、妙高わかもの会議を開催したものでございます。

以上で企画政策課所管事項の説明を終わります。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 続きまして、財務課の所管事項のうち主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。決算書13、14ページをお開きください。上段の2款地方譲与税は、国税である地方揮発油税、自動車重量税の収入額の一部が交付されたものです。

同じく13ページ下段の3款利子割交付金から16ページ下段の8款自動車取得税交付金までの各交付金は、それぞれ県税の一部が市町村の人口などに応じて交付されたものです。

次に、17、18ページをお開きください。上段の10款地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う

税の減収額を補填するため、交付されたものです。

その下、11款地方交付税は、総額71億8693万6000円で、前年度比6348万1000円、0.9%の減となりました。そのうち普通交付税は、下水道費や道路橋梁費などに算入されている元利償還金の減少や合併算定がえによる縮減などにより、前年度比1億4768万7000円、2.5%の減となりました。一方、特別交付税は地方創生の推進に要する経費などへの措置額の増額などにより、前年度比8420万6000円、6.5%の増となりました。

少し飛びまして、45、46ページをお開きください。中段の18款1項4目妙高山麓ゆめ基金寄附金の寄附額は4557万3000円で、前年度比1861万7000円の減となりました。

47、48ページをお開きください。上段19款1項5目妙高山麓ゆめ基金繰入金は、都市と農村交流推進事業など4つのツーリズム事業に充当するため繰り入れたものです。また、ゆめ基金30年度末現在高は1億4119万3000円となっております。

少し飛びまして、63ページから66ページまで続く22款市債は、備考欄に記載されている事業の財源の一部として借り入れたものです。

次に、歳出について申し上げます。76ページをお開きください。上段の入札制度検討事業は、市民委員による入札制度検討委員会を開催した経費です。

80ページをお開きください。中段の一般管理事業（財務課）のうち、入札・契約システム保守委託料は、入札システムの通常の保守のほか、制限つき一般競争入札の導入に伴うプログラム改修を行った経費です。

86ページをお開きください。中段の財産管理事業は、市有財産の適正な維持管理に関する経費のほか、川上地区での公会堂の建てかえに伴い、無償で貸し付けを行っていた旧川上公会堂について、老朽化が著しいことから解体撤去を行ったものです。

99、100ページをお開きください。中段の2款1項16目妙高山麓ゆめ基金事業は、寄附金の募集、返礼品送付などの事務経費と同基金への積立金であります。

次に、大きく飛びますが、325、326ページをお開きください。下段12款公債費は、市債の元利償還金などです。30年度末の市債残高は、前年末と比べて4億9857万3000円減少し、約184億5783万7000円となりました。

327ページ、328ページをお開きください。13款予備費は、まず総務課所管で急な退職者への退職手当の支払い、それから子ども教育課所管のスクールバス事故に係る弁護士への訴訟委任、農林課所管、渇水と異常高温による農作物被害軽減のための市道消雪用井戸水の放流に伴う電気料の支払い、深山の里ポイラーの修繕、友楽里館の落雷修繕など、建設課所管で中川住宅のコンクリートブロック撤去工事、最後、総務課所管の北海道胆振東部地震に伴う職員派遣などに係る経費につきまして、緊急に対応する必要があったため、予備費を充てたものであります。

以上で財務課所管の説明を終わります。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 続きまして、市民税務課所管の主なものについて御説明申し上げます。

決算書12ページをお開きください。歳入のうち1款市税は、収入済額が46億9089万7000円で、対前年比2.8%の減となりました。主な税目では、市民税のうち個人市民税では、納税義務者数は減少したものの景気の緩やかな回復基調が継続したことから、給与所得の増加などにより、対前年比1.8%の増となりました。法人市民税では、大手企業の一部で業績が回復したことやその他製造業などを中心に業績が比較的堅調に推移したことから、対前年比6.1%の増となり、市民税全体では2.7%の増となりました。固定資産税は、大手企業の設備投資により、償却資産は増加したものの、地価の下落や新増築家屋の減少傾向が続いたこと、企業振興条例による課税免除の継続などから、対前年比6.3%の減となりました。市たばこ税は、健康志向による喫煙人口の減少などが影響し、対前年比3.2%の減

となりました。

次に、収納状況ですが、現年度分の徴収率は、対前年度比0.2ポイント増の98.7%を確保するとともに、過年度分の徴収率については、長期高額滞納者に対して本格的に金融機関や弁護士等との協議に着手するとともに、厳しく納税折衝や滞納整理に努めましたが、対前年比0.4ポイント減の12.5%となりました。なお、市税全体の徴収率は、毎年改善してきており、本年度も対前年比1ポイント増の91.1%まで改善いたしました。また、破綻法人等を中心に徴収不能となった固定資産税などの不良債権を不納欠損処分とすることとともに、徴収強化により翌年度繰越額を対前年比5100万円削減し、約4億300万円まで削減いたしました。

次に、26ページをお開きください。中段の14款2項1目の1節から3節までの各種手数料は、市税や住民票、戸籍などの各種証明書の交付手数料です。

次に、30ページをお開きください。上段の15款2項1目の2節の国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム改修費や個人番号カード交付事務費などに対する補助金です。

次に、歳出につきましては、98ページをお開きください。中段の行政窓口サービス向上事業では、手続を1つの窓口で完結するワンストップサービスや木曜延長、土曜開庁を年間を通じて行い、親切、丁寧で利用しやすい窓口サービスに努めました。また、市民総合相談室に専任の相談員を引き続き配置し、市民からのさまざまな相談にきめ細かく対応するとともに、弁護士や司法書士などによる無料法律相談を行うなど、市民の不安の解消に努めました。次の人権啓発活動事業では、第2次妙高市人権教育・啓発推進基本指針に基づき、市民を対象とした人権講演会の開催や人権擁護委員による人権相談、住民票の写しなどの不正取得の防止を目的とした本人通知制度の登録促進などを通じ、市民一人一人の人権意識を高め、差別のない社会の実現に向けた機運の醸成に努めました。また、第3次妙高市人権教育啓発推進基本指針の策定に向け、市民アンケート調査を行い、市民意識の把握に努めました。

次に、110ページをお開きください。下段の市税徴収確保対策事業では、初期滞納案件の早期催告や差し押さえ、長期高額滞納案件に対する徴収機構と連携した厳しい納税折衝、滞納整理を進め、徴収率の改善と法に基づく不納欠損処分により滞納繰越額の着実な削減につなげました。

次に、112ページ中段の戸籍住民基本台帳整備事業では、戸籍住民票の写しの交付など、円滑な窓口業務の運営に努めるとともに、マイナンバー制度の周知やシステム改修、マイナンバーカードの交付、発行申請に必要な各種手続の補助などを行いました。

最後に、114ページ上段の住民票等コンビニ交付サービス事業では、本年2月からマイナンバーカードを利用したコンビニ等での戸籍住民票などの交付サービスを開始し、市民や妙高市に本籍がある市外在住者の利便性の向上を図りました。

以上で市民税務課所管事項の説明を終わります。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 続きまして、こども教育課所管事項の主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。決算書20ページをごらんください。一番上の13款2項1目2節児童福祉費負担金のうち園運営費保護者負担金は、認定こども園、保育園の保育料です。

次に、32ページをごらんください。中段の15款2項6目1節小学校費補助金の学校施設環境改善交付金（繰越明許費）は、新井中央小学校の校舎外壁改修工事に係る交付金です。

次に、36ページをごらんください。中段の16款2項2目2節児童福祉費補助金のうち子ども・子育て支援交付金は、子ども・子育て支援新制度に基づき実施した放課後児童クラブや子育て広場などの各種子育て支援事業に対する交付金です。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。まず、3款児童福祉費です。140ページをごらんください。中段の3款2項1目早期療育施設「ひばり園」運営事業では、発達のおくれや障がいなどの心配がある子供及びその保護者に支援などを行いました。また、臨床心理士の配置により、保護者の児童に対する障がいの受容や療育の必要性に対する理解を深めるとともに、保護者向けの講座を開催し、保護者同士のつながりを深め、子育てに対する自信を持たせて育児不安の解消を図りました。

次に、144ページをごらんください。上段の家庭児童相談・子どもの虐待防止事業では、家庭児童支援専門員などを配置し、健診や家庭訪問などを通じて、子育てに不安や負担感を持つ保護者の相談に応じるとともに、個別支援検討会議を開催し、関係機関の連携と情報の共有化を図り、支援の必要な世帯の状況に応じた支援方法の検討や具体的な対応を行いました。また、市民に対して虐待予防の啓発チラシの配布や市報の活用などにより、虐待の早期発見及び予防などについての周知を図りました。次に、その下のみんなで子育て応援事業では、保護者が安心して子育てと就労を両立できるよう、ファミリー・センター・サポート事業、子育て広場運営事業、1歳児家庭訪問など、保護者の多様な子育てニーズと家庭状況に対応した子育て支援サービスや情報の提供など、きめ細やかな支援を行いました。さらに、下段の子ども・若者育成支援事業では、子ども・若者支援専門員を配置し、関係機関と連携を図りながら、不登校やひきこもりなどに関する相談への対応、家庭訪問による助言、専門機関についての情報提供などを行いました。

146ページ中段の3款2項2目認定こども園・保育園運営事業では、保護者の多様な保育ニーズに対応した保育サービスを提供するとともに、安全で快適な幼児教育、保育サービスを引き続き提供するため、新たに保育士確保対策補助金を創設し、保育士資格の取得支援を行い、不足している保育士の確保に努めました。

次に、152ページをごらんください。上段の統合園舎新設事業では、第三保育園、斐太南保育園、矢代保育園の統合整備に取り組みました。整備用地として、新井小学校南側、新井運動公園内の芝生広場を選定し、地質調査や建設工事に係る設計競技を行い、基本・実施設計の委託契約を締結しました。今後の予定につきましては、令和元年度に基本・実施設計を完了し、令和2年度から3年度で工事を実施、その後令和4年度4月に開園をする予定となっております。

下段の3款2項3目放課後児童クラブ事業では、児童への生活の場の提供と健全育成、保護者の子育てと就労の両立支援などを目的に、全ての小学校区で児童クラブを開設しました。

続きまして、10款教育費について御説明申し上げます。大きく飛びまして、264ページをごらんください。中段の10款1項2目子どもの通学等対策事業では、児童・生徒の時間的、経済的負担の軽減と通学時の安全確保を目的にスクールバス等を運行しました。

次に、266ページ上段をごらんください。いじめ・不登校対策推進事業では、いじめの防止と早期解消を目的として、関係機関で情報を共有するため、妙高市いじめ防止連絡協議会を開催しました。また、不登校の児童・生徒が年々増加傾向にあることから、適応指導教室の開設や関係機関との連携強化とあわせて、いじめ、不登校などへの対応を強化するため、新たにスクールソーシャルワーカー1名を配置し、児童・生徒、保護者、教職員への支援を行いました。下段の学校給食運営・食育推進事業では、食物アレルギーの児童・生徒に適切な対応を図るとともに、安全、安心な学校給食を提供しました。給食調理業務の民間委託については、新たに妙高小学校で取り組みを開始し、市内では計5小・中学校で継続的かつ安定的な給食の提供に努めました。

続いて、小学校費ですが、278ページをごらんください。上段の10款2項2目フレンドスクール事業では、4泊5日の長期宿泊体験学習での活動を通して、自立心やコミュニケーション能力の育成、リーダーシップ意欲の向上など、中学校での学習や生活の変化に対応できる力の育成を図りました。

中段の10款2項3目新井北小学校増築事業では、児童数の増加に伴う教室の狭隘化により、授業に支障を来している音楽室と家庭室の教育環境の改善を目的に、校舎の北側に特別教室棟の増築と必要な備品の購入を行いました。

次に、中学校費ですが、少し飛びまして、282ページをごらんください。下段の10款3項1目中学校施設管理事業では、平成28年度から進めてまいりました新井中学校グラウンドの改修及び部室、体育用具小屋の改築等が完了し、平成30年8月から供用を開始しました。また、平成30年6月に発生しました大阪府北部地震での小学校プールのブロック塀の倒壊による人身事故の発生を受け、ブロック塀等の緊急点検を実施し、新井中学校及び妙高高原中学校のブロック塀の撤去を行いました。

続いて、286ページをごらんください。中段の10款3項2目キャリア教育推進事業では、児童・生徒の職業意識や社会的自立心、人とかかわる力の向上などを目的に、キャリア教育フォーラムや職場体験学習を実施し、生徒がそれぞれ社会の中での自身の役割や生き方、進路などを考えるとともに、その実現に向けて取り組む意識の醸成を図りました。

最後に、小学校費と中学校費の共通になるんですが、普通教室等及び給食室冷房設備設置事業について御説明申し上げます。申しわけありませんが、ページが戻りまして、小学校費では274ページの中段、中学校費は同様の内容なんですけれども、284ページの中段になります。この普通教室等及び給食室冷房設備設置事業では、平成30年度の記録的な猛暑などを踏まえ、児童・生徒等の熱中症対策や意欲的に学べる学習環境への改善を図るため、全小・中学校普通教室等への冷房設備の設置に向けた実施設計を行い、全ての工事を発注するとともに、新井、妙高地域における小・中学校給食室の環境改善を図るため、冷房設備の計画的な設置に向けた実施設計を行いました。

以上でこども教育課所管分の説明を終わります。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 続きまして、生涯学習課所管の主なものについて御説明申し上げます。

初めに、歳入から申し上げます。決算書32ページをお開きください。下段の15款2項6目3節社会教育費補助金の遺跡発掘調査等補助金は、旧関山宝蔵院庭園の修復整備事業に対する国からの補助金です。

次に、40ページをお開きください。中段の16款2項7目3節の保健体育費補助金の地域プロジェクトモデル事業費補助金は、新井総合公園体育館の改修工事に伴う県からの補助金です。その下の4節の電源立地地域対策交付金は、芸術文化の振興を目的としたアートステージ妙高推進事業に充当している交付金です。

次に、歳出について申し上げます。まず最初に、162ページをお開きください。下段から164ページにかけての健康保養地づくり推進事業では、市民への妙高型健康保養地プログラムの提供を初め、スポーツ推進委員や食生活改善推進委員など、地域のリーダー向けの体験会を開催するなど、プログラムの普及を図ったほか、妙高ツーリズムマネジメントと連携し、ヘルスツーリズム認証の取得や来訪者の受け入れ拡大に取り組みしました。

次に、飛びまして、296ページをお開きください。上段の「妙高市民の心」推進事業では、オール妙高あいさつ運動や10月の強化月間への参加を通じて、運動の推進、定着を図ったほか、地域や事業所などで行う環境美化活動をオール妙高クリーンアップ運動として位置づけ、市民の心の一層の普及に取り組みました。また、10月に開催した推進の集いでは、中・高校生とゲストを交えたトークセッションを通じて、家族や地域のきずなを考える機会といたしました。その下の生涯学習推進事業では、生涯を通じて市民がみずから学ぶことができる多様な学習機会の提供を目指し、妙高はねうまカレッジまなびの杜を開校したほか、市民公開講座オープンカレッジの開催やさまざまな学びの情報を発信することにより、学習意欲の喚起に努めるとともに、学校や地域への指導者の紹介や派遣を通じて市民の学習活動を支援いたしました。

次に、302ページをお開きください。下段のアートステージ妙高推進事業では、東京藝術大学と連携した吹奏楽ク

リニックの開催や妙高夏の芸術学校への支援を通じ、妙高の特色を生かした質の高い芸術に触れる機会の提供に努めたほか、地域の歴史を題材にした市民参加型の創作オペラの開催を支援するなど、市民の芸術文化活動の振興に努めました。

次に、304ページをお開きください。下段から306ページにかけての関山神社周辺文化財総合調査・整備事業では、旧関山宝蔵院庭園の導排水路や園池などの修復整備により、滝水が流れ落ちる当時の庭園の姿を再現することができました。また、関山神社の社殿再建200年を記念した講演会を開催するとともに、地元実行委員会による秘蔵文化財の公開展示を支援するなど、関山神社周辺文化財の魅力や歴史的価値を広く発信することができました。その下の妙高歴史遺産活用推進事業では、昨年3月に策定した妙高市歴史文化基本構想の普及、定着に向け、妙高の特色ある歴史文化のストーリーを紹介するパネル展や文化財の公開展示を行ったほか、構想を地域活性化に結びつけるため、関川地区での保存活用計画の策定に着手いたしました。

次に、312ページをお開きください。中段の図書館整備事業では、市民や有識者による図書館整備検討委員会を設置し、市民の知識や情報の集積拠点として、新たに整備を行う図書館の機能やサービス、施設整備、管理運営などの指針となる妙高市図書館整備基本構想の策定に向けた検討を行いました。

次に、314ページをお開きください。中段のスポーツタウンづくり推進事業では、各地域の総合型地域スポーツクラブ連携し、さまざまなスポーツ活動の機会を提供したほか、ラジオ体操の一層の普及、定着に向け、ラジオ体操の実践団体登録制度を開始するなど、市民のスポーツ実施率の向上や運動習慣の定着に取り組みました。

次に、316ページをお開きください。中段のスキーのまち妙高推進事業では、地元ジュニアスキー育成団体と連携し、全国や世界で活躍できるアスリートの育成、強化を支援したほか、ジュニアを対象に地元出身のオリンピック選手などを講師に迎え、スキーの体験、指導会を開催し、競技スキーの底辺拡大に努めました。

次に、318ページをお開きください。上段のスポーツ等合宿の郷づくり事業では、さらなる合宿誘致に向け、関係者や商工団体と連携し、大学や旅行代理店への訪問活動を実施したほか、東京オリンピック等の事前キャンプの実現に向け、スロベニアの駐日大使やオリンピック委員会関係者の視察受け入れと協議を行いました。

最後に、322ページをお開きください。下段から324ページにかけてのスポーツ施設整備事業では、妙高高原スポーツ公園グラウンドのリニューアルや新井総合公園、妙高ふれあいパークなどの改修工事のほか、新井総合公園体育館の改修を行い、今年度から供用を開始するなど、安心して快適にスポーツを楽しめる環境整備に取り組みました。

以上で生涯学習課の説明を終わらせていただきます。

○委員長（八木清美） 妙高高原支所次長。

○妙高高原支所次長（岩銅健治） 続きまして、妙高高原支所所管の主な事業について御説明を申し上げます。

92ページをごらんください。中段の2款1項7目妙高高原支所移転事業は、災害時の地域防災拠点としての機能を確保するため、耐震構造である妙高高原メッセを改修するとともに、工作物移転等の関連工事を実施して、耐震化されていない旧支所庁舎から妙高高原メッセへ支所機能を移転し、10月1日から支所業務を開始したものであります。

以上、議案第62号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これにて提案説明が終了いたしました。

これより午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を続けます。

これより議案第62号のうち当委員会所管事項に対する質疑を行います。

まず、質疑の方法について説明をいたします。

歳出の審査については、歳出科目の項単位で事業ごとに質疑を行います。また、歳入の審査については、歳出の事業に関連し質疑を行うか、歳出事業全て行った後歳入の質疑を行うこととします。

それでは、歳出の質疑から行います。

まず、2款1項総務管理費についてです。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） それでは、職員能力開発事業につきまして質疑させていただきます。

専門研修また集合研修、さらにはですね、新分野の開拓ということで、各種研修に取り組みられて、その中で新しく専門研修の中に防災スペシャリスト養成研修という研修がありますが、その内容とその研修の成果はどのように生かされているか、それについてお願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） お答えします。

防災スペシャリスト研修でございますけれども、これについては3件、3テーマといたしますが、3コースにそれぞれ1名ずつ3名出席しております。1つは、指揮統制及び対策立案コース、これは防災室長が参加しております。それとあと応急活動、資源管理コース、警報、避難コースであります。指揮統制、対策立案コースにつきましては、災害対策本部における対応計画や組織統制のノウハウなどを学んでおります。応急活動、資源管理コースでは、大規模災害発生時に外部からの支援を受けるための物資資源の適正な管理ですとか、調整のノウハウを学ぶものであります。最後、警報、避難コースでは適切な避難情報の伝達方法や避難誘導対策について学び、防災士の研修会において活用を図っております。いずれの研修もですね、内閣府が実施する研修で、防災について最新といたしますが、実際に災害を受けたところの職員等も来てですね、情報提供ありまして、他の自治体の職員との事例を学ぶことができましたし、ネットワークもある、そういうことで生かされているというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） そういう専門的なまたスペシャリストとしての研修という成果をですね、やっぱりこれからの中でまだ各地域のいろんな防災組織の中で実際的な訓練をやっていないところもあるかと思えますし、それからもう一つはですね、学校教育の中の例えば中学校の中の防災教育等に生かすべきではないかと思えますが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 学校教育の中の防災教育というのは、またそれなりのコースといたしますが、そういうカリキュラムがあると思えますけれども、その中に現場の防災を担当する市の職員として、教えることがあるとすれば、そういう要請があれば積極的に授業に参加したいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） それでは、次にですね、これからの社会は非常にですね、自治体の知恵比べということもあるかと思えます。そんな中で、政策の企画また立案能力の研修、そこら辺のですね、受講者はどのような人数の方が受講されたのか、また今後の研修のあり方等についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 政策立案能力の向上の研修ということですね、専門研修としましては、市町村職員中央研修所で実施されました研修に1名が参加しております。この研修につきましては、8泊9日の長期にわたる研修でありまして、政策の企画立案や実施、評価に至る過程、政策づくりの技法などを学んでおります。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） またぜひそういうものを生かしていただきたいと思います。

それで、3点目としまして、この中にはねうま運動の関係でちょっとお尋ねをしたいんですが、いわゆる自己チェックでいきますと、平均点が3.57、それから利用者のアンケートを見ますと、平均で4.60ということで、若干評点の見方が違うところがあるかと思いますが、私にすれば5点満点のうちということになると、職員の人たちはもっと自信を持って評価していいんじゃないかな、いわゆる過少申告しているんじゃないかなというような気もしますし、また逆に訪れた方がいわゆる課題に、課題ということではないんですけども、甘目の評価しているのかなというところも考えられるんですが、その辺はどのように受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） はねうま運動の自己チェックにつきましては、はねうま運動の20の項目について職員一人一人がみずからの行動を自己評価をしまして、振り返り評価をしているところです。利用者アンケートにつきましては、市役所の窓口においていただきました利用された方に、職員の挨拶、身だしなみ、対応のスムーズさ、言葉遣いなどの6項目のみ調査しております。したがって、評価の項目に差があるということと、利用者アンケートにあります挨拶、身だしなみ、対応のスムーズさみたいところは、実は職員の自己チェックにおいても3.9ぐらまで評価がいつていますので、利用者アンケートの4.60までは届きませんが、そういうふうな高いような状況になっていますので、それぞれやっぱり自分には厳しく律しなければいけないところがありますので、そのような点数になっているのかというふうと考えております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） よろしくお願いたします。職員みずからの学ぶ意識と仕事へのモチベーションを高めるためということで、1人が1つずつ自主研修を継続して実施しているという、そのような説明でございましたが、実際モチベーションを高めるためということであったとして、例えば意欲を増させるというか、そういう取り組みであるならば、よくほかの企業ではやっていることなんです、資格を取ったものに対する手当を、挑戦したという手当を出すとか、あとそれが後々本人のあるべき、目指すべき姿、昇進、昇格またこういう部署に移りたいからこういう資格を取るんだとか、そういう意味のモチベーションを高めるために役立っているのか、ただただとにかく1人1個取るんだということなのかというのを1点お聞かせ願いたいのと、それから職員のあるべき行動をまとめたハンドブック……

○委員長（八木清美） 天野委員……

○天野委員（天野京子） 1つずつですか、済みません。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 要は、業務と関連した資格を取得した場合、何か評価というか、昇格とか、昇給とか、報賞金とか、そういったふうによってモチベーションが高まるんじゃないかというような御質疑かなとも思うんですけども、それでよろしいでしょうか。

○天野委員（天野京子） はい。

○総務課長（平出 武） その辺につきましては、市の職員多くはですね、一般職ということで、ゼネラリストという形ですね、人事異動によって数年で職場が変わってくるということで、それぞれその業務と連動したという資格

というのはなかなか専門知識や何かそれぞれ異なりますし、資格もいろいろ異なることから、資格を取得したことによってのみ報賞金を出すということは考えにくいかなというのが1点あるのと、専門職として採用している職員については、もう既に業務として必要なスキルは、資格はもう持っているということで採用していますので、その後のスキルアップについては推奨していますけれども、報賞金を出すということはちょっと考えにくい、ただ年2回人事評価があります。その中で、能力を評価する項目の一つとして、担当業務を遂行することの必要な知識すとか、技術を有しているという欄を設けております。そういったところで、知識取得や専門性の向上などへの取り組みを評価して、総合的に勤勉手当すとか、昇給に反映しているというところであります。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） せっかく勉強して取った資格が業務をまたかわることで生かされないというのは、逆に言うともったいないなと思いますので、そういうシステムだということであればしょうがないとは思いますが、御本人の希望等も交えて、ぜひとも市民のためにその資格を生かしてもらいたいと思います。

もう一つ質疑がありました。職員のあるべき行動をまとめたハンドブックを更新しということなのですが、これは職員同士のあるべき行動なのか、職員が社会に対してあるべき行動なのかと考えたときに、多分職員が市民の皆さんに対してあるべき行動をまとめたハンドブックと捉えておりますが、同じ職場同士の人間関係もよくしていないと、結局今いろんな内面的な病気もお持ちの方もおられますし、ぜひともハラスメント教育をしっかりとやっていただきたいと思っております。ハラスメント教育は、何もセクハラだけではありません。モラルもあるし、アルコールを出す場面ではアルハラというんですけど、そういうものもあります。また、もちろん社員同士、また部下と上司同士、そういうのも含めたもう今社会全体がハラスメントという言葉に敏感ですので、ぜひとも加えていただきたいという思いはあるんですが、まずあるべき行動をまとめたハンドブックの内容、雑駁でいいので教えていただければと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） はねうま運動のハンドブックにつきましては、先ほどの行動指針とかですね、挨拶とか、そういうことも含めてですね、いろいろあるんですけども、その中で具体的に今のハラスメントの項目につきましては、全てに職員が快適に働くことができるようにハラスメントは絶対にしない、相手の意に反する言動や行動は慎むなどの行動規範を示しております。また、29年3月ですけども、妙高市職員のハラスメント防止に関する要綱をつくらせていただきまして、所属長の責務すとか、職員の責務などを明確にしております。防止等ということで、課長、課長補佐に対しては、ハラスメントの防止に対しての通知文を毎年度の年度初めに出ささせていただいておりますし、ハラスメントの防止に関する小冊子みたいなものですね、配付しております。

あともう一点、ハラスメントがあった場合、どこが受け付けの窓口だと、相談窓口かというのを明確にすることで、人事行革係に来ていただければいいということで、そこを窓口にしております。女性もいますし、男性もいます。それぞれ相談しやすいほうに相談してくださいということになっております。

以上です。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） じゃ、相談をしたら厳格にそれを調査し、きちんと処分なり、対応してくださるということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） そのとおりです。

○委員長（八木清美） 次に、職員管理事業につきまして。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 今ほどのと関連も出てきますけども、職員管理の関係で若干伺っておきます。

毎年伺ってはいるんですけども、職員の勤務状況、体調等々とあります。まずは、職員の勤務の実態というこ
とで、残業の実態はどのようになっていますか、お聞かせください。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） お答えします。

時間外勤務の状況ですけども、平成30年度ということで、年間の総残業時間ですけども、2万8244時間にな
っております。1人当たりですけども、96時間、1カ月当たりの最高時間が141時間です。そのような状況になって
おります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 時間はね、以前にも議論はしてきています。働き方云々というのもあります。ノー残業デー
も設定しています。ただ、その時間の職務とかね、その所管の関係の中でイベント絡み等々あったときに、極端に伸びるよというの、これはこれであるわけなんですけどね、ここでもって今言っている1人96時間、
1カ月141時間、この中身というのはいか絡みがあったとかという、そういうことでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 1カ月の最高時間の141時間につきましては、具体的には総務課の選挙管理委員会の職員であ
ります。昨年急遽県知事辞職に伴う選挙が急にありましたので、その準備のために141時間と1カ月に集中して行っ
たものであります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 平均すると1人96時間、これはまあまあこのくらいでいいということなのか、もうちょっと
短縮しようという目標値があるのか、その辺の設定の位置づけはどうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 1人当たりの時間数につきましては、90時間から100時間のところで毎年前後しているのが現
実であります。ただ、今ほど御指摘のありましたとおり選挙ですとか、災害、そういったものがあると上がったり
下がったりするということです。何時間を目指すんだということについては、できればゼロ時間が最高によろしい
んでしょうけれども、それは実質無理な話ですけども、できる限り今現在時間外勤務については時間内で集中し
てやるんだということをみんな確認した中で、万やむを得ないところで96時間というふうな結果になったもので
ありまして、どういった何時間という目標は今のところは設定してはございません。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） みんなそういう位置づけでというのはわかります。特別といいますかね、課長のところではで
きるだけ早く、早くとやっているのは、私も早く帰るよというのには認識はしています。特別にこの人はいつも
遅いみたいな固定でもないんだろうけども、そういう傾向ですかね、そういうのは見受けられますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 個人によつての差というようなのは、今現在私どもは把握してはおりません。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それではですね、今現在ですね、体調不良等で長期休業といいますかね、要するに休んでい
る、こういう実態はどのようですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 決算ですので、平成30年度でまず報告させていただきます。

平成30年度の療養休暇につきましては16件、15名であります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これは、期間はどのくらいになっていますか。例えば療養休暇ということになっていきますから、復帰しましたというの中にあるんだろうというふうに思うんですけども、その辺の状況はどうですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 済みません、トータルの数字でしかないんですけども、16件で延べ日数でいきますと、773日になっております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これ長期というのは、どのくらいのところから長期というふうにしているのか。この16件のうち、復活したというのはどんな状況ですか。細かいところはいいです、大まかに。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 期間の短い、短くないというよりも、医師の診断で療養休暇を要するという診断が出たときに、療養休暇をいただきますので、長期の場合ですと2カ月、3カ月もございまして、短期の場合は1週間あるいは2週間というのもございます。それで、先ほどの話ですと、ほとんどの方がですね、年度をまたいでですね、復帰できなかった人につきましては、30年度の場合1名だけです。あとは全部復帰しております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） トータルの見ておおむね3カ月以内くらいで復職しているというような認識でよろしいですか。6カ月くらいというのはあるのか、年をまたいだというのがあるけども、最高でもってどのくらいの期間という人がいるのかなというあたりですね、その辺のところわかりますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 30年度で休職まで至ったということで、最高で4カ月半で復職しております。あと年度またぎの方はいまだに休職中という方もいらっしゃいます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 療養休暇ですからね、みんなそれぞれ個人それぞれだと思います。中身もそれぞれだと思います。そういったときの対応については、医師の診断書に基づいてこうだという、ただ今の実態の中でいくと、関係している所管課、その係といいますかね、ちょっと手薄になったりという、そういうのも出てくるわけなんですけど、そういうことも含めた対応の仕方というのはどうなっていますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 基本ですけども、療養休暇等ありました場合は、臨時職員を配置して、課全体ですと、組織全体でカバーをしていただいているのが現実であります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） チーム対応でもってね、仕事をこなしていかなきゃいけないというのはあるものだから、それはそれとして、だけど、職員一人一人の担当といいますかね、そういうのもあると思います。そういう中でもって、チームでもっていかにカバーできるかということがね、私はずっと言っているんですけども、チームでもってやっていていただきたいということでもってよろしくお願ひしたいと思います。

30年度の中で、職員の処分という実態はありましたか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 職員の処分でございますけれども、大きく分けて懲戒処分と訓告処分がございますけれども、懲戒処分はゼロ件であります。訓告処分につきましては、不適切な事務処理ですとか、交通事故で7名が処分されております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） この7名というのは、みんな交通事故の関係ですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 交通事故と不適切な事務処理です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 不適切な事務処理ね、まだそこらにあるのかなというふうに思ったりしています。この交通事故もそうです、不適切な事務処理もそうです。この事案の発生の原因ですね、全て本人の責任状況なのか、未然防止の対応というのはできなかったのか、その辺のところはいかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 不適切な事案ということで、6名処分はされていますけれども、件数的には4件です。1名ありますと係長ですとか、課長とか、上司も含めて処分をするということになりますので、そういうことになっていきますけれども、不適切な処分というのにつきましては、例えば支払いの遅延ですとか、事務処理において確認不足であったというようなこと、交通事故については居眠り運転とかですね、自損事故ですけれども、他に被害なくとも自分に重過失があるというふうなところについては処分させていただいています。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 交通事故の関係はね、個人責任ということと言えるだろうとは思いますが。ただ、とんでもない残業をやって、いわゆる過重労働でもってその影響でというのがあれば、それはそれとしてということになりますけれども、そういうところはやっぱり未然防止といった場合には、勤務実態云々というふうなものもあるんだろうと思います。それから、そのほかの関係では、結局不適切云々という形のものについてはね、先ほども触れましたけれども、やっぱりチームでもって仕事をやっていくというね、こういう観点の中でもってお互いに確認し合えばそういうことは防げるだろうと。ただ、そうはいつでもね、人間である以上はないこと、ゼロということはないことではないというのは認識しています。しかし、チームとしての職務といますかね、そういうパターンでの位置づけは、きちんとした対応をしていっていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 次に、一般管理事業についてです。

高田委員。

○高田委員（高田保則） 一般管理事業の中の総務課の一般管理費についてお伺いします。

この中で文書配布等事務委託料ということで、1800万ほどの数字が載っておりますけれども、ここで言う文書というのはどういう種類のものか、お願いします。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今回の文書配布の委託ですけれども、文書の配布につきましては、市報みょうこうですとか、市からのお知らせの文書、あとですね、各種募金や会費等の取りまとめ等の事務についてですね、委託しているものであります。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 配布方法はどのようなふうになっておりますか。

- 委員長（八木清美） 総務課長。
- 総務課長（平出 武） 配布方法につきましては、まず配布につきまして、各町内会あるいは大字等とですね、自治会と契約を結ばせていただきまして、その指定された場所、主には町内会長ですとか、その自治会の代表のところ、あるいは副会長というふうなところが主なものでございます。
- 委員長（八木清美） 高田委員。
- 高田委員（高田保則） 町内会、旧妙高高原町なんかね、区組織がありましてね、そういうところへ行くんだと思うんですが、契約はどのようなふうな契約になっていますか。
- 委員長（八木清美） 総務課長。
- 総務課長（平出 武） まず、事務委託契約を結ばせていただきまして、委託事務としまして住民に対する文書、その他の送付に関すること、住民に対する一般周知事項の伝達、回覧、行政事務に必要な連絡、市の事務に関する募金、会費等の取りまとめ等ですね、あります。それで、委託料につきましては、平均割で月額2050円、配布数割で月額100円等々ありまして、各自治会の指定する口座のほうにお支払いするというふうな形になっております。
- 委員長（八木清美） 高田委員。
- 高田委員（高田保則） その各自治会というのは、町内会、それと例えば行政区、そういうところですか。
- 委員長（八木清美） 総務課長。
- 総務課長（平出 武） 委託先ですけれども、新井地区でいいますと、123あります、町内会ですとか、大字ですとか、そういうところ。妙高高原地域でいいますと15町内会等ということになりますと、高田さんも御存じだと思いますが、15の地区に出しております。妙高地域は59、大字とか町内、合計197地区というふうなことになっております。
- 委員長（八木清美） 高田委員。
- 高田委員（高田保則） この文書配布委託料ですのでね、実際文書を配布、配達している方に支払うような形だと思うんですが、その辺ですね、契約がそういう代表のところと結んで、その後のその地区の配布方法というのは全然当局では把握されていないんですか、それともいるんですか。
- 委員長（八木清美） 総務課長。
- 総務課長（平出 武） 実態については、把握してございません。
- 委員長（八木清美） 高田委員。
- 高田委員（高田保則） どことは言いませんけれども、実際配布しているんだけど、もらっていないという、その町内会か字かよくわかりませんが、そこへ行ったらそんなもらっていないよということで、そんな答弁もあると。実際行政側からは支払いしていると、そういう実際の手数料がね、どのようなふうな使われ方しているかというのがちょっと最近一、二あります。だから、その辺当局としては代表者に、例えば私のとこでしたら、妙高温泉区というのがありますが、多分そこ契約しているんでしょうけども、その後の問題が一、二問題あるようですね。だから、その辺ですね、せつかく1800万もそういう配布手数料ということで、委託手数料ということであるんですから、私はやっぱりどのようなことで手数料を配布すべきというような基本的な考え方とか、指導とかする必要があると思うんですが、いかがですか。
- 委員長（八木清美） 総務課長。
- 総務課長（平出 武） 実際当課にもですね、以前といいますか、私のところに届いていませんというお話はございました。どこの地区かというのはお名前おっしゃっていませんでしたけれども、そういったことで区長さんですとか、町内会長さんのところにはお届けしています。もし届いていないということで、いろいろその地域内での分配

方法ですね、地区として総枠で取って、それを地区のためにやると。文書配布を例えば私の美守ですと、組長が配るわけですが、組長は回り番でやるわけですから、そういうところでそれは町内会費として納めてというふうなところもありますし、それぞれお話し合いの中で地区の総会ですとか、そういうところでだけど、一軒一軒に渡すべきだというようなことがあるとすれば、そういうのはその時点で申し出てもらってやっていただけませんかというお願いをして、じゃ言ってみるかということでも済んだこともございます。いずれにしてもですね、こういった費用をですね、いろんな方々が地域住民としている世の中になってきましたんで、地域での話し合いにおいて有効に活用していただきたいというふうなことをお願いしているところですので、そのように今の段階では対応したいなと思っております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 非常に末端までね、行っているかどうかというのは確認は多分難しいんでしょうけども、ただ委託料ということですから、じゃ大まかに各団体と契約すればとおまえら勝手に使えないということでもないような気もするんですよね、配布委託料ですから。ですから、その辺はある程度委託するについて、こういう方法でとか、こういう指針でというものはやっぱり示していく必要があると思うんですね。そうしませんと、今ちょっと例は違いますけども、非常にいわゆる俗に言う回覧板というのは多いですね。月に1遍と決めてあるところもありますけれども、そうでないところもある。月に4回も5回もいろんな文書が回ってくるから回覧を回すという作業は、多分大部分はあると思うんですよね。そういう中からそういう問題が出てくるんで、やっぱりその場だけの文書だけではないんですよね、実際は、私らのところも。だから、そういう中でそういう問題が出てくるので、やっぱりきちんとそういう方法でという指針は私は必要だと思うんですが、どうでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 以前いろいろな地域のですよね、今年度とか、昨年度というわけではございませんけれども、地域づくり協議会等です、町内会のいろいろな作業の事業費の配分ですとか、手当ですとか、そういうものについて話題になったときがございました。要は、町内会長手当は幾らがいいんだとか、あるいは副会長は幾らがいいんだとかいうようなところでありましたけども、いろんな地域の皆さんそれぞれの考えがありまして、いろいろ情報交換した中で、それぞれの地域事情があるから、それぞれ統一するのはなかなか難しいねというようなことで話し合いが終わったという経緯もありまして、今のお話で統一した指針を示すというふうな話になりますと、その指針に従わないところは配っていただけないということにもつながりますので、今の段階ではかなり厳しいといえますか、統一する、指針を示してそれに従っていただくということは難しいかなというふうに考えています。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 私が言うのは、町内会長の手当だとか、そういう問題じゃないんです。この1800万の使い道ということ。それは、町内会長の手当、私らの妙高温泉区も区長手当、副区長手当でありますよ。それは、私ら個人的に住民の負担でやっているわけですから、これとは別にね。だから、1800万の使い道はこうだということのを公金ですもん、だって。途中でなくなるという、なくなるということはないんですけども、皆さんにわからないうちに受け入れするというのはまずいで、やっぱりこういうふうに使ってくださいよということを言っておかないと、あとそうでないとお任せしたからあと勝手に使えないというような、実際働いている人のところにも行かない場合もありますよ。だから、問題が出てくるんで、そういう一つの考え方はこうですよということを示したほうがいいと思うんですよね。そういうことで、今後はやっぱり私は区長手当だとか、町内会長手当と、これは別な話ですから、実際問題。1800万の使い道はこうですよということをやっぴりある程度示したほうがいいというふうに思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） そういうお話ですけれども、こだわるわけではございませんけど、配布に対しての対価としてですね、お支払いしていますので、配布した段階です、その支払いの債務といいますかね、そういったものが市に発生するということでお支払いしていますので、それをお支払いしているのに配っていないということになりますと、それは契約違反にもなりますので、区長さんたちにちゃんと業務を遂行してくださいということは申し上げられますけれども、それ以上のことはなかなか厳しいかなというふうに私そういうふうに考えています。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 配布していないからそういう問題が出てくるんです。ですから、ある程度指針を出してもらったほうがいいというふうに思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、入札制度検討事業について。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 若干入札制度について質疑させていただきます。

このところに書いてあるとおり、入札制度検討委員会が開催をされております。30年度における開催状況、回数とか、検討内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 平成30年度におきましては、11月と3月の2回検討委員会を開催してございます。1回目の会議におきましては、平成29年度と平成30年4月から10月末までの建設工事、建設コンサルタント業務、物品の入札及び契約の状況について、それから平成30年度入札契約制度において、改正した点の内容及びその実施状況などについて御説明して御意見等をいただきました。主に30年度で改正した点につきましては、一般競争入札の試行導入について、最低制限価格の見直し、少額工事等契約希望者登録制度の創設、地域建設業経営強化融資制度の創設などについて御説明申し上げました。それから、平成31年度の入札契約制度の見直しに向けまして、検討課題などについてうたい出しをさせていただきました。

そして、第2回目の3月の会議におきましては、平成30年4月から31年2月末までの入札の状況、それから令和ですが、次年度の入札参加審査申請の結果内容、それから工事発注標準、業者選定基準、業者格付などについて御説明申し上げました。そして、新年度の入札制度の見直し事項といたしまして、制限つき一般競争入札の本格導入、工種の拡大について、それから地域貢献企業対象工事の見直し、それから平成31年度におきます年間発注業務の見直しなどについてお話を申し上げました。

そこで、委員さん方から出ました意見といたしましては、高谷池ヒュッテの建築工事の入札について御説明申し上げ、経緯等について御理解をいただきました。そして、設計における留意点ですね、現場を確認して、そして施設利用者の視点で設計を心がけてほしいといったような点について御意見をいただいております。また、不落、随意契約については、一回入札が不調として終わらせて新しく入札に付したほうがいいんじゃないかという厳しい御意見、それから市外業者への下請割合が多いその理由とか、背景などについていろいろ御意見を頂戴いたしました。

以上です。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 中身の濃い議論をされているようで、いいことではないかなというふうに思います。下請業者の問題とか、いろいろまだあると思うんですけど、今お話の中で最低制限価格の見直しというのが上がっており

ますし、またここにも書いてあるんですが、その辺の中身、それからまたどのような成果が出てきているか、お聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 最低制限価格の見直しにつきましては、まず公共工事の品質確保と担手の賃金を適切に確保する観点で、労務費に相当する費用である直接工事費に係る計数について、国で示されました最新基準に基づいて見直しを行いました。最低制限価格につきましては、設計額の70%から90%の間で設定していたものを75%から90%の間で設定するというように見直しをしたものであります。そして、その成果でございますが、平成30年度の130万円以上の建設工事における単純平均落札率は95.97%で、最低制限価格付近で競争しているというような状況ではないため、この直接的な影響はないというふうに見ております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） せっかく最低制限を75に上げたんですけど、結構高どまりしているのではないかなという感じがするんですけど、あと一つ、先般もお聞きしたことがあるんですけど、制限つき一般競争入札、この試行の場合はいかがでしょう。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 平成30年の7月から6工種で制限つき一般競争入札を導入いたしました。制限つき一般競争入札のみの落札率は96.23%で、指名競争入札のみで行ってました29年度の落札率96.19%と比較すると大きな変化は見られませんでした。業者に対しまして、事前説明会を開催したり、県事業などでは既に一般競争入札を実施しておりますので、大きな混乱や問題はございませんでした。制度上相指名の関係の下請というのは、解消されると思っております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） それほど落札率で大きな差が出なかったということで、もう少し差が出るのかなという期待があったんですけど、ちょっと意外な面も感じたところですけど、今度ここには対象工種の拡大というふうなことが書かれておりますが、この辺の検討の内容はどんなものなんでしょうか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 引き続き地元業者への受注機会の確保という点を配慮しながら、制限つき一般競争入札を本格導入して、対象工種を6工種から9工種に拡大するというところで委員会の中でも了承いただいております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） この3工種というのは、どの工種になるんでしょうか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 機械器具、削井、解体の3工種でございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 非常にいろんな改革をされているなというふうを感じるんですけど、こういったいろんな30年度の結果を受けて、本年度の入札にそういったものが効果としてあらわれているのかどうか、お聞きしたいと思いますが。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 8月末現在の単純平均落札率は95.42%で、前年度の制限つき一般競争入札の落札率に比べて0.81ポイント下がっております。5カ月間の実績ですので、今後も検証は必要であると思っておりますが、一般競争入札によりまして、それぞれ意欲のある業者さんのみが入札に参加するということですので、より競争性が働くという

ことを期待しております。

○委員長（八木清美） 続きまして、統合マネジメントシステム運用事業について。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 2点ほど確認をお願いしたいと思いますが、いわゆる是正措置、それから予防措置による不適合案件ということで、この再発防止等ということで、13年経過したからというその浸透したという話がありましたが、先ほども不適切な事務処理案件による処分というのがあったんですけども、是正措置12件というその主な内容はどのようなか、それについてちょっと確認をさせてください。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 是正措置12件でございますけれども、補助金等ですね、必要事項の確認不足ですとか、事務処理の誤りが5件、支払いの遅延につきまして、支払い誤りですけれども、7件でございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 次に、満足度の関係で54件の改善項目という話がありますが、いわゆるこの54件の改善項目の内容というのは、どのような内容なのか、それについても実態をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 改善項目ですけれども、内部監査を行いまして、それぞれの所管課のヒアリングをして、業務についてですね、改善事項を指摘あるいは指示するということところです。主には、各業務における業務手順ですけれども、今私ども業務手順書というものに基づきまして業務を進めていますが、その業務手順書の流れにですね、業務を確認すると漏れ落ちがあるとか、記載されていない事項がある、あるいは環境基準において是正措置といいますか、もうちょっと配慮したほうがいいとか、そういうようなことをですね、54件ありまして、主には業務手順書の内容を精査あるいはよりよくして、職員の引き継ぎ等においてですね、確実に職員がかわってもできるような形というような品質を、クオリティーを統一するというふうなことに寄与する54件だというふうに認識をしております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 当該事案の発生が少しでも少なくなるような中で、いわゆる市民満足度の向上なり、またその不適合事案がなくなるような形に努めていただきたいと思います。以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、行財政改革推進事業についてです。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 次に、続きまして、いわゆる行政評価に基づく事務事業の徹底の見直しという中で、383事業が実施されたという中でですね、まず拡大とか、それからまた現状維持、また縮小とか、廃止とか、そこら辺の事業を仕分けした結果というのは、どのような形になっているか、お聞かせください。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葎原利昌） 拡大が8事業、維持が224事業、見直しが118事業、縮小が25事業、廃止が8事業でございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） いわゆる事業の中にはですね、時代の中ですぐわないとか、また目的が変わったとかといういろいろあるかもしれませんが、その中で評価としてですね、いわゆる有効性とか、必要性、その判断もあろうかと思いますが、高い、それからやや高いとか、それからやや低いと、いろんな評価基準がどのような形で見え

る化した形で基準を評価しているのか、そこら辺の考え方についてお聞かせください。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） このたびのですね、評価に当たりましては、まず4つの視点を設けました。必要性、有効性、効率性、公平性の4つでございます。従来ですと、所管課の皆様方がですね、それぞれに必要性はどうかと、有効性はどうかという観点で評価をしておりましたけども、これをですね、全庁的な共通の物差しを用意いたしました。具体的には必要性でしたらですね、例えばこれはもう国・県、民間業者、NPO等が同様のサービスを行っているですとか、あるいは対象者が極めて限定されている、少数に対する事業ですとか、有効性については、これは事業を廃止、縮小しても、これは市民生活に大きな影響はないというようなですね、こういうような基準を設けて、それに基づいてチェックをしていただく形式をとりました。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） そういう評価の中で、縮小とか、廃止がですね、25とか、8事業とかですね、なっているんですけども、これからですね、ますます少子高齢化の時代に入っていく中で、税収についても限りある自主財源というのはなかなかふやすのは難しい時代かな、そのように思っています。それとともに、高齢化社会の中では社会保障費がどんどんふえていく、そういう時代、その中で今の行政サービスの水準を維持していくには、やっぱりある程度これからは新規の事業をセットするのであれば、1つでも2つでもあれなんですけども、いわゆるギブ・アンド・テイクで、1つとったら1つ減らす、そんな形のですね、考え方をしていけないといけないんじゃないかなと思います、その辺についてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） 委員おっしゃるとおりだと思っています。当市においてもですね、このスクラップ・アンド・ビルド、よく言われ続けてきましたけども、実態はどうかというと、なかなかですね、そう多く実施はされてこなかったのが実態でございます。そこで、今年度からですけども、今まではその事務事業の評価をしておりましたけども、1つ上の施策レベルでの行政評価を取り入れて、切りかえようとしています。要するに木を見て森を見ずではございませんけれども、今までその木である事務事業の行政評価しかしておらずで、いわゆる森レベルでの森の施策レベルの行政評価を行うことによって、いわゆる施策の達成に効果が見込めない事業の見直しがですね、よりできるのではないかと、そんなことを考えています。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） ぜひともですね、これからの中で市民の行政サービスの水準低下しないような形のですね、取り組みということで、また鋭意工夫をしていただきながらですね、適切な対応をしていただきたい、そのように思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、協働型地域コミュニティ創出事業に入ります。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 地域コミュニティ、地域の課題をヒトゴトではなくワガゴト、言葉としては非常にいいんですけども、こういう状況でいけるという状況までいかないという大変さというのはあるんです。ただ、それを今ここでとやかく言うつもりはございません。ただ、この中で共助活動組織への支援6組織というのがあるんですけども、この中身はどんなことなのか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 共助組織を立ち上げて、現在活動を行っているということで、私どもが把握している地域で

今6地域ございます。それぞれ生活応援ですとか、お助け隊のような形、一番最初に始まったのは平成24年のときに末広町でいろいろな豪雪のときですね、お助け隊が始まった。そういったところが非常に多いわけですが、そこら辺の特に冬の除雪支援ですとか、あと日常的な生活応援ですね、買い物支援とかですね、そういうことを行っているところが主なものであります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 支援の内容というのは、これは今言ったのは共助組織が活動しているスタイルですよ。それぞれの地域としてそういう組織を立ち上げて、言うなれば高齢者、弱者の支援をしている、そういう組織なんですけど、そこへのその組織への支援というのは、どのようなことなんでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 済みません、勘違いしていたようで、申しわけございません。

こういった組織につきましても、立ち上げ時にこの共助活動等ですね、例えば買い物支援で車を出すとかいったときに、法的な制約とか、あるいはそういった届け出みたいなのが必要かどうかの有無ですとか、そういったものについては、行政関係私どものほうが詳しいわけですので、そういうところで活動することによる問題点等がないかというようなことを洗い出して対応するというようなこと、あとそういった取り組みの先進事例はないのかというふうな問い合わせに対しての情報提供、それとあと今地域づくりのいろいろな活動支援の補助金出ていますけれども、例えば上乗せ交付金みたいな形の中での財政的な支援というふうなことであります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） どの組織もですね、全てじゃないんですけども、いわゆる市街地より離れているということで、バスの条件がよくない。そういうところの高齢者の望んでいるのは、一番必要としているのは、1つには今言われている除雪ですね。除雪はもうみんな目についていて、どこもここもちゃんと形づくってそこへ動いている。けども、買い物との関係とかね、バスの制限があるんで、ちょっと買い物に連れていってくれという問題であったり、病院へ行ったりというときの対応の仕方について、今課長ちょっと触れたんですけどね、いわゆるそういうときの対応をするのに安易な形でできないよと、道路交通法との関係があつてね。そんなのっていうのは、いわゆるどこでもその課題等も出てくるんですけども、そこをクリアする手段というのはあるのかどうか、その辺は何かあったんでしょうかね。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） かなり難しい問題だというふうに考えていますし、課は違いますけれども、環境生活課のほうで今公共交通体系についていろいろ検討しております。そちらのほうでは、基幹となる部分の交通体系、バス路線みたいなどころですね、そこからじゃ御自宅までの足ですとか、あるいはもうちょっとバスも潤沢にあるわけじゃないから、その合間を縫ったところの本当にちょっとした生活支援的な足の確保みたいなことは非常に大きなテーマでありますし、今現在地域協働のほうですね、各地区へ入って、そういうふうなお話もありまして、その辺をどうするかというのはですね、地区の皆さんと地区の中でやっていただける方がいたりしたときに、それをどういうふうな形で法的にクリアして、どういうふうに支援して、どういうふうに地域が自主的にやろうとしたときにどれだけ手助けというか、実行に移すことができるかということは今まさに検討しているというか、何とかしようとしているところです。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） この組織の皆さん、この組織この6団体、6つと限るわけじゃないんですけど、組織の皆さん、地域としては組織を立ち上げて、やりたいんだけど、できないでいるというこのところを何らかの方法で

乗り越えると、いわゆる買い物難民とかね、そういう形のところをもっとクリアできるという部分があるんですけども、もしものときというのが一番みんな心配なんでね、そこへ踏み込みできないでいるということなんで、意見交換やったときみんなそういう声が出ていたんですけどね、できればそのところを何とかクリアできるような形、どうなんだかちょっとわかりませんが、大いに研究していただきたいというふうに思います。

あと地域課題を解決するための話し合いということでもって、ここにそれぞれの地域の名前が載っています。どんなことをやってきたのかな、ほとんど同じような形になるのかな、ここでもって言われているのがちょっとこれ気になったのがね、支援、支援といっているけども、言葉の関係で支援といってしまうとそれで一番すっきりしちゃうという形なんだけども、支援の中身というのはどういうことなんだろうかなというのをね、個々の課題というのはなかなか出づらいつと思うんですけども、大枠でもって見たときに、ここでもって話し合いの支援をしたというこの中身、どんな形で支援したのかなというのをちょっと聞きたいんですけど、いかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 支援という言葉、こういう文章にすると支援ということになりますけれども、話し合いの場に行っても、その場でいろいろコーディネートをするというのが一つある大きな役割かなと思っています。地域の皆さんがですね、地域のことを考えて何とかしたいなと思ったときに、みんな寄ってさあどうするんですといったときに、みんな黙っていたんでは何ともなりませんので、その場へ行ってコーディネーター的な役割を果たさせていただいて、皆さんの考えはどうですかと、あるいはそれに対してですね、市民活動支援センターがいろいろ持っているノウハウとか、いろいろな情報ございますので、地域ではこうやっていますよ、ああやっていますよという情報を提供したり、話題をそこで振っていく、結局最終的にはですね、それぞれの活動のところへ行って、協働センターとか、私たち職員が行ってやるわけにはいきませんので、まずその地域の方々がやる気になっていただいて、どういうスキームでやるのかということを経験の皆さんが納得して、そして行動に移すというふうなことでありますので、そのための道すがらのコーディネート役をやらせていただいているのが支援というふうに考えています。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 支援というのは、中身は捉えようによってはいろいろあるという形なんですけども、今度専門的にあそこへ活動支援センターといいますかね、形でもって独立して動くようになっていて、かなり計画、企画といいますかね、そういうのをやったりしているという状況ではありますけども、どこかでもってそれをきちんとまとめて、いざ出陣じゃないですけども、外に踏み出すという今その段取りしているところなんだろうと思うんです。それぞれ地域によって課題はみんな違う、一番大変なのは何かというと、それぞれ地域へ入っていても、他力本願で誰か何とかしてくれよというのがね、一番大変なことなんです。ここに書いてあるように、ヒトゴトではなくワガゴトのごとくということでもいいんですけども、そういう機運にさせる何かきっかけをぜひいろんな情報を持っているところから提起をしていただいて、少しでも後押しするようなきっかけづくりができるようなところに踏み込みしてほしいというのが実は私の気持ちでもあるんです。課題はいろいろあるから、一筋縄ではいかないというのは十分今までの経緯を見てもね、承知しているんですけどね、だけど、そのところを何とかするという、地元だけでできないからみんな足踏みしているという、こういうのもあったりしますのでね、そのところこそぜひ何とかしてほしいというのが私のところでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 今お話にありましたとおり、地域の町内会長さんたちの役割は非常に大変だという認識を持っています。ただ、その大変な役なんですけれども、今60歳で定年ではなく65まで働けるようになり、なおかつそ

れが終わってもアルバイトをしたりしている男性が多い中で、なかなか町内会長のなり手が無いというのが各地域問題ではないかと思うんです。そうした中で、若い人にも町内会長をやってもらえるようにする、そのためにまず町内会長会議の開催なんです。既にこの時点で平日開催が多分常だと思うんですけども、例えば夕方からやるとか、土曜日、日曜日を利用してやるとか、そういう配慮をしていかないといけないんじゃないかと思っておりますので、そういう点ちょっと工夫してみようという思いはありますでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） おっしゃるとおり町内会長会議等そういう意見もございましたので、実際開催しているのは土曜日に開催をさせていただいております。ですが、さすがに土曜日でもですね、今いろんな勤務体系がございまして、うちは土曜、日曜もやるんだというふうな方も町内会長さんなんかおまして、そういったことから議場で総括質疑の中でもございましたけれども、かなり町内会長会議自体一つ開催することに対しても今回いろんな御意見いただきましたので、現在見直しているというふうなところでございます。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） ならば、町内会長都合が悪ければ、どなたでもいいと思います。副会長もおられるし、会計、また総務、そういう方でもいいと思うんです。とにかく何かしらの形でこの町内会長会1回しか多分ないんですよから、ここに町内の代表としてどなたかに出てきてもらうというまず働きかけと、あとは内容なんですね。多分ベテランの町内会長さんは、いつもの話を聞かされるから、無理に出なくてもいいかなという判断をされるのももったいないので、せっかくですから、ちょっとすばらしいお話が聞けるような、またすばらしい研究発表とか、またこんな実例がどここの地域でやってみたらよかったとか、またこういうことをやってみたら実は失敗したとか、そういうことも研修的なものも入れたりして、楽しい内容も入れないと、なかなかせっかく今霜鳥委員おっしゃったようにきっかけ、要は町内のために一踏ん張りするんだというきっかけがつけれるとしたら、ここしかないかなと思っていますので、ぜひともすばらしい内容を企画してほしいという要望です。

以上です。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 町内会長会議、町内会長でなければ出れないというわけじゃなくて、代理も皆さんオーケーで、3人まで出ていただいて結構ですよということですね、募集しているんですけど、出席率については先般お答えしたとおり42%とかですね、そういうふうにだんだん低調になってきているというのが現実であります。それで、というのはですね、例えば妙高高原地域と妙高地域につきましては、地区の協議会がありまして、ほぼほぼその代表の方がそのとこで年に2回ですかね、3回集まる機会がございます。そのほかに新井地区も実際その地域づくりの話に特化しますと、地域づくり協議会という各町内の地域づくりの実働部隊の方が集まる会も実はあるんです。そういったところで、何か同じような会議を同じようにやっているよねというような声が一番多く寄せられていたので、それを総括的にやっている、ちょっと一番上にふたをかぶせたような形になって、町内会長会議をまずちょっと一回取り下げてみて、今後の構成についてどうするかと、各地区ごとの課題についてであれば、今まで町内会長会議でいろいろやっていたことをわざわざそのために集めるんじゃないで、そういった妙高高原、妙高地区の区長協議会なんかでやる、あるいは新井地域であれば地域づくりの協議会みたいなところでやるみたいなどころでできる方法はないのかというのを今検証しているということでもあります。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） それなら逆に一括で集めないで、例えば関山地域ならその問題があったり、観光地の多い妙高高原地域であればやっぱり課題も違うし、お困り事も違うし、中山間地であれば中山間地のお困り事は一緒なわ

けだから、何か分科会的なというか、分けてそこに行政の方に入ってもらってその専門のお答えもできるようにしたほうがいいのかもしれませんが。私の意見だけなので、以上で結構です。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 地域のこし協力隊員の関係についてちょっとお聞かせをください。

今までもですね、各高齢化した南部地域に入って活動されたんですけども、その中で隊員ですね、持っているスキルそのものがですね、生かし切れたのかなという、そこら辺については皆さんのほうで客観的な評価というのはどのようなか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 平成30年度について、決算ですので申し上げますと、協力隊については3名いらっしゃいました。水原地区1名、長沢1名、瑞穂地区1名ということでおりましたけれども、各隊員がそれぞれの地域の実情を把握する中でですね、地域住民ですとか、地元の小学生とか、そういった人ともかかわりながらいろいろ活動してくれて、地域の活性化に一定の成果があったなどは評価しています。しかし、1点それぞれ水原と長沢については、年度途中で退任といいますか、そういうふうなことになりましたので、最後まで任期を全うできなかったことについては、ちょっと残念な結果になったと。何かそこら辺に問題があったんだろうなということで、そういう認識はしております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） あくまでもやっぱり地域のこし協力隊員、主役は地域の住民なわけですから、ぜひともですね、協力隊員と連携しながら、いわゆる地域住民が主導の形のようにですね、これから捉えていっていただければありがたいなというふうに思っています。

それともう一点なんですが、過疎、高齢化によって、いわゆる小世帯の集落というんですかね、10軒未満の。そういうところがだんだん、だんだんふえてきているという実態があります。そこら辺ですね、いわゆる小規模集落というものがまたこれからの中で新たな課題かなというふうに捉えているんですが、ここら辺ですね、小規模集落の存続というんですか、地域のこしというんですかね、そこら辺について、的確な対応が必要というふうに私は思っているんですけども、その辺についての考え方をお聞かせください。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 地方自治体もそうなんですけれども、小規模な自治体についてどう生き残っていくんだというところなんですけれども、1つには小規模な集落があったとして、隣接して大きな集落があるとすれば、その大きな集落がそのところをサポートするみたいなものを地区の協力を得ながらやる、あるいはですね、地域機能の集約ですとか、大字の統合ですとか、そういったことの働きかけ、あと地域の枠を超えた支え合い、助け合いみたいな広域的な地域づくりを進めていく必要があるなというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 非常にですね、これからの中で高齢化していく中で、連携がとりづらいところも出てくるのかなというふうに思っていますが、ぜひともですね、限界集落とか、またいわゆる廃村につながらないような形ですね、施策なりをですね、取り入れながら、その地域を残すような形で頑張っていただければというふうに思っています。

以上です。

○委員長（八木清美） 委員長、交代します。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（霜鳥榮之） 委員長、交代します。

八木委員。

○八木委員（八木清美） 今の岩崎委員の地域のこし協力隊のことで関連して意見を言わせていただきますが、瑞穂地区には現在もお一人地域のこし協力隊がいらっしゃるということで、この方の今の活動内容等をお尋ねします。

○副委員長（霜鳥榮之） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 諸岡さんのことだと思うんですけども、彼は非常に大阪から来ていただいて、もと保育園の先生もやっていたりとかして、非常に人懐っこいところがあったりとか、人の間に入っているいろいろなネットワークをつくっていくというのが上手な方でして、結構地域が活性化し始めているなと思っています。瑞穂地区のいろいろなNPOですとか、そういったところにもいろいろ、主たるかわりにはしていませんけども、そこにサポートでかかわってみたりとか、あるいは個人的にお酒づくりをやるうとか、そのための米づくりをやるとかですね、先般企画で担当していますわかもの会議の中で、リヤカブですか、ああいうのをやったりしてですね、自由奔放に活動することで地域に力を与えているというふうに認識しております。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 私まだお会いしたことはないんですけども、ホームページ等を拝見しますと、新聞等もつくったり、非常に活発に動かれて、明るく皆さんと協力していらっしゃるというのがよくわかります。それに対してですね、長沢地区のほうからなんですが、残念ながら途中で退任されたということで、今もお聞きしていますけれども、非常に強い要請でまた担い手不足でもあり、先ほど霜鳥委員からもありましたけれども、地域ではなかなかできないこともありまして、次の地域のこし協力隊を要請しているんだけど、なかなか見つからないのか、その後の返答がないんだけどということですが、その後いかがでしょうか。

○副委員長（霜鳥榮之） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 協力隊ですけども、前はどちらかというと、協力隊をお願いしますというと、さっと応募が2人とか、3人とか来て、じゃどの人を選びましょうかというような状況だったんですけども、現在の状況ですね、地区がですね、選ばれる状況であります。ですので、何回も入って3年もたずにやめていくという地区については、だんだん敬遠される可能性が非常に高くなってきています。そういったことから、各地区協力隊を望んでいる地区につきましては、本当に地区全体で受け入れることについて同意していて、みんな同じ気持ちでいるのか、どういう業務をやってもらうんだとか、どういうミッションがあるのかというのを明確にさせていただいて、その上で募集をかけます。そうしないとですね、来たけれども、言葉が悪いですけども、使いつ走りみたいなので終わってしまったとかみたいだと、またこんな思い描いた姿でないなというふうに差が出てきて、やめてしまうということにつながりますので、今現在長沢地区等についてもですね、募集もしておりますし、ただ応募の手が挙がらないというところですので、もうちょっと応募に当たってのPRのですね、出しどころをもうちょっと磨き上げてしっかりとした人を来ていただくように頑張ろうと思っています。

○副委員長（霜鳥榮之） 八木委員。

○八木委員（八木清美） 地域の方も非常に切望しておりますので、ぜひ諸岡さんのような方が来てくださるといいなと思っています。

以上です。

○副委員長（霜鳥榮之） 委員長、交代します。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 地域のこし協力隊の話が出たんで、どうしても一言触れないという形になっています。

だんだん形態が変わってきていると思うんですね。結局今言われたように、協力隊そのものというか、その方がね、何をどうなんだという問題もありますけども、こちらとしても、要するに募集をかけていくという形にしても、今までの形みたいじゃだめなんでね、見直しをかけなきゃだめだろうというふうに私思っています。その見直しをかけるというのは、果たして何がどうなんだというのはね、もう一旦振り出しへ戻ってというか、今までのことを精査してというか、そういう形で果たして現状の中でね、どういう目的のもとに協力隊が必要なのかということも精査していかなきゃだめだというふうに思っています。確かに幾ら募集かけても来ないんですよ、応募してこないんですよ。そういうこともあるんだろうと思うんですけども、たしか以前大鹿でもね、協力隊を要請するというでもって取り組みしたけど、途中でもって却下、取り下げになったのかな、今どんなになっているのかなとわからないんだけど、その辺どういう状況ですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 大鹿でですね、昨年度からいろいろ話があって、今年度募集するというふうなことで話が進んでいたというふうなことでありますけれども、結局最終的にですね、地域としての総意がまとまらずにですね、取り下げになったというふうに聞いております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 狭いエリアでなくて、もっと広いエリアで諸岡君みたいにね、彼はもう垣根取っ払っちゃったからどこでも飛んでいっています。自分で米つくったら大阪まで持って行って売っているんです。垣根取っ払っちゃって、いろんなことができるよと。私は、この必要性についてはね、先ほどもちょっと触れたけども、地域の中であれだ、これだというのはなかなかできないでいるけども、ああいうふうに外から来てくれた方、外から来てくれた方というのは、その地域と外を結ぶ大事な役を担うんですよ。外の人とのかかわりを持つことによって、新鮮な風が入るといふかね、交流が生まれるといふかね、だからそういうことは、逆に言うと狭いエリアじゃなくて、広いエリアでもっていろいろ活動してくれている人のほうがそういう実態を見てもっといろんなことを見出しながらやってくれと。地域の人幾ら頑張ったってそういうこの交流関係でもって結びつけるということはずまずできないんで、そういうものも視野に入れながら新たな対応をぜひ検討してほしいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、顧問弁護士設置事業につきまして。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 顧問弁護士の関係でちょっとお尋ねをしたいんですが、52万3800円という謝金、それから業務委託料を支払いしているんですが、相談件数というのはどのくらいの相談件数があったのか、その辺をお願いいたしたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 顧問弁護士のこの事業全体ではですね、顧問弁護士設置事業ということですけども、顧問弁護士と一般弁護士の相談、弁護士にも得意、不得意の分野がございますので、顧問弁護士で賄えるところは顧問弁護士ですけども、あと一般というふうなことで分かれております。顧問弁護士さんと契約したものについては8件、一般弁護士との相談は4件というふうなことでなっています。合計12件でございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） このいわゆる相談するときのですね、顧問弁護士並びに一般の弁護士さんも含めてなんですけれども、いわゆる事務の流れというのはどのような形で対応されているのか、その辺をお願いいたしたいと思

ます。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 事務の流れですけれども、所管課と申しますか、その原因となる課のほうからですね、顧問弁護士に対する相談書というものが総務課のほうに上がってまいります。その相談の内容を見まして、顧問弁護士のほうに総務課のほうから直接電話をして相談をするというふうなことになります。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 先ほどの合計8件と4件の12件という話がありましたが、私にすればね、やっぱりそういう事務手続の面、煩雑という言葉はちょっとあれなんですけども、例えば所管の担当の課長までの中で、いわゆるダイレクト相談みたいな、直接そこへ相談できると、そのような形になればもっといろんな形の対応が、頭を悩ます部分ももっと減ってくるのかなというような気がするんですが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 最終的にはですね、私どもが総務課が窓口になって、やっぱりしょっちゅうやりとりしていますんで、頼みやすいので顧問弁護士さんのほうに電話をかけて、その後は所管課がその顧問弁護士さんですね、ダイレクトにやっているということでもあります。予算の管理上もございまして、一応予算の総務課を通していただいているというのが現状です。

○委員長（八木清美） 続きまして、非核平和都市事業につきまして。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 平和問題がクローズアップというかね、いろいろ取り沙汰されております。ここではですね、各中学校へ行ってパネル展や講演会を行われたと。その行われた中身といいますかね、そこでの中学生の印象といいますかね、感想はどんなもんだったか聞いていたらちょっとお答えいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 直接ですね、申しわけございませんけれども、私ども行ってやっているというよりも、各中学校でですね、そういった場を設定していただいて、そこに戦争を体験した講師の皆さんからですね、行っていただいて、講演会をやる。それとパネル展、つい先日までコラボホールでやっていた実際の戦争当時のあったいろんな遺品ですとか、そういったもの、あと戦争のパネルを展示させております。それぞれ講演会后その生徒の皆さんから非核平和都市の宣言文を読んでいただくなどして、あとそれとあわせて各中学生ですね、中学校2名ずつだったと思うんですけども、広島のように派遣している中で、そういった実体験等もあわせ持った中でですね、非常に全員が全員リアルにその場を見たわけではないんですけども、それなりに平和について考える機会になっているというふうに認識しております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それぞれ学校は学校としてね、何らかの形でまとめておられると思います。それはそれでいい、後でまたお聞きできればと思っています。

あと戦争体験証言集ですね、頑張ってつくっていただいて、これはたしかDVDになっていたと思うんですよね。そのDVDの活用をどうやっているかな、これたしか数に制限があったような気がするんですけども、その活用をどうやっているのか、希望者にはそれでも対応できるのか、その辺の位置づけはどうなっていますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今回のDVDの作成をしまして、市内の小・中学校ですとか、あるいは図書館、そういったところにも配置させていただいたのと、あと今回DVDの試写会をやってですね、マスコミの皆さんも来ていただ

いて、それを実際見ていただいて、新聞にもですね、掲載していただいたところです。そういった中でですね、妙高市内からもありますけれども、妙高市外、県内ですけれども、ぜひDVDダビングをしてですね、欲しいんだというふうな問い合わせもあって、そういったことについては実費相当ですけれども、いただく中で対応させていただいているという状況です。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私もそう思うんです。せっかくの機会ですね、マスコミを通じてこれだけPRきいていて、なかなかこういうのができないんですよ、どこもね。そんな中でもってここまでつくってもらったというのは、非常にね、貴重な財産だと思うんですよ。そのせっかくの財産をね、何で埋もらせておくのかなということだと思うんですよ。だから、例えばこのパネル展やった、あるいは遺品を飾った、そういうときにもこのDVDを映像として流しておいてもいいんじゃないかというふうに思ったりするんですね。せっかくの財産を大いに活用しながら、何でといたらやっぱり中学生あたりにね、あるいは戦争を知らないそういう人たちにそういう話を伝えるということの大事さという立場に立てばね、そこへぜひ踏み込みさせていただきたいと。希望者には当然実費でということを取り組みを進めていただきたいというふうに思います。これ要望です。

以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、企画費に入ります。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 企画費の関係で、いわゆる上越・北陸新幹線直行特急実現期成同盟会の負担金との関係で、活動の内容と、いわゆる今までの経過の中での実現の見通し、そこら辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） まず、活動内容でございますけれども、上越新幹線、北陸新幹線を結びます在来線直行特急の早期実現などのほかですね、上越—新潟間のアクセス性を体感する企画列車の運行等を実施しております。それと実現の見通しでございますけれども、まずこの上越新幹線、それから北陸新幹線の駅の間に直行特急を結ぼうという考えで検討を行ってきたわけでございます。この手段、手法として、FGT、フリーゲージトレイン、これを投入することで解消を図っていきたいということだったんですが、いわゆる新幹線のレール幅1435ミリ、在来線が1067ミリ、この車輪の左右の間隔を自動的に変換できるこのFGTがいわゆる高速走行時の耐久性、それから非常に車両コストが高いというような問題がありまして、昨年の8月に北陸新幹線への導入は、これ断念いたしました。そこで、ことしですね、5月29日に開催したこの同盟会の総会におきましても、新潟県の益田副知事からですね、導入を断念するという声明があったところでございます。そこで、これからどうするかといったところでは、現時点ではですね、長岡—上越地域間にミニ新幹線方式などによってですね、いわゆる直行特急を導入すべくJRですとか、国交省などに要望を行っているところでございますので、ここら辺もですね、我々も一緒になって参画してまいりたいと思っています。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） いわゆる非常に新潟のほうへ行くにもですね、遠い感じがします。東京へ行く時間とほとんど変わらないような、その中でですね、ぜひ利便性向上のために実現に向けて頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 議事整理のため、2時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時30分
再開 午後 2時43分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を続けます。

続きまして、地方創生推進事業についてお願いします。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 地方創生の中のわかもの会議の関係です。マスコミを騒がせてというか、にぎわしてと言ったんだ、いうのがあったりしててなんです、実際にわかもの会議の中で6つのプロジェクトをつくって立案し、たしかこの前聞いたと思うんですけどね、実践に向けてどのような対応になっているのかな、私たちも総文としてね、若者議会というところを視察して、ちゃんと予算計上して事業執行やっているというところを学んできたんですけどね、事業執行に向けてどのような対応になっているのかなというあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） わかもの会議の事業執行に当たりましてはですね、昨年までの反省等を踏まえまして、今年度につきましてはですね、昨年度からですけど、うちの職員が随時かかわりを持ちながら先導、誘導して、この若者がですね、みずから取り組めるように側面的な支援をしております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 私はね、いろいろこうやって検討してもらって、若者がどうなんだ、できるだけね、形にしてほしいと思うんですよ。今回初めてリヤカブが形になったんだけど、ここでもって掲げている6つのプロジェクトそのものもね、どういう形で進んでいるのか、私たちもずっとわかんないでいたんだけど、ぜひ形にしていきたい。それにはそれなりきのね、金のやりくりつくような対応で接していただきたいというふうに思うんですけど、考え方どうですか。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） ようやく姿、形が見え始めてまいりました。リヤカブに続く第2弾、第3弾、これから計画をしております。これらの方々につきましてはですね、今調整をしておりますけども、それについて今年度の場合につきましては、特段予算は必要ないということですけども、今後の展開等につきまして、これについてですね、やはり市民満足度あるいは市民サービスの向上、交流人口の増加ですとか、そういったものにつながる公益性のあるものにつきましては、財政等に諮ってまいりたいと思っています。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 地方創生のこの調査研究の中で、きょうもたしか新聞に出ていたんですけども、地熱発電の調査研究ということで、ここに載っているんですけども、具体的にどんなことを調査研究されているのか。きょうの新聞では、地熱発電の関係について、民間ではなかなか難しいので、国主体でやると。大体、調査研究結果出るまでに7年も8年もかかるというような内容でしたものですから、その辺を踏まえて、どういう調査研究をされているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） 企画政策課長。

○企画政策課長（葭原利昌） こちらにつきましてはですね、いわゆる地熱調査総合センターによりますと、妙高市内には有望な地熱資源があると言われております。そこで、民間の事業所がですね、主体となって地熱発電所の開発に向けて動き出しておりました。それらその事業所が当市に参りまして、当市のところですね、いろいろと進めたいんだというようなところで、私どもかかわりを持たせていただきまして、地元からのですね、いわゆる地熱発電に対する理解、促進事業の実施についての賛同というようなところの部分でかかわりを持たせてもらった。今現在は、その事業所がいわゆる地熱発電ができるであろうと思われるところに今入ってですね、調査研究をしている状況でございます。

○委員長（八木清美） 行政窓口サービス向上事業に行きます。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 行政窓口サービス事業の関係で2点お伺いしたいと思います。まずは平日の日中に来庁できない方への証明サービスということで、窓口の木曜延長、また土曜開庁という形のものを取り組みされているんですけども、この木曜延長と土曜開庁におけるですね、各種証明書の発行件数というのはどのくらいあるのか、お願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 1日当たりですね、来庁者につきましては13.9人、申請件数につきましては20.8人ということで、一定の皆さん方が日中に利用できない市民の方が閉庁日に利用しているといったような状況でございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） それは木曜の延長と土曜開庁合わせた形になる。

○市民税務課長（小嶋和善） はい。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 非常にですね、いわゆる勤務の形態等がいろいろ変わっている中で、時間外また休日という中での対応も考えられますが、ことしの2月からいわゆるマイナンバーカードを持っている方に限るんですけども、証明書の発行がですね、いわゆるコンビニで発行できる制度が実施されました。市役所の窓口でもらうよりも50円安い手数料で交付されるということで、これからまだマイナンバーカードの発行枚数少ないんですけども、いわゆる自治体ポイント等の制度がまた導入されればですね、さらにふえていくのかなということを考えますと、この市役所の窓口における木曜延長とか、また土曜開庁ですかね、こちら辺の証明書の発行の事務処理というのは、業務対応というのは変わってきてもいいんじゃないかというふうに私は思うんですが、その辺についての考え方がいまいちかでしょうか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 今現在は御承知のとおりですね、全国的に十分普及しているといったようなことは言えないような状況にあるかと思えます。ただ、今後ですね、国のほうでいろんな施策、展開を通しながらですね、マイナンバーカードが市民の皆さん方に普及した暁にはですね、コンビニ交付も浸透するものというふうに考えております。そうした際にはですね、非常に利用勝手のいいですね、コンビニ交付がですね、年間終日利用できるということで、木曜延長あるいは土曜開庁にかかわってですね、コンビニのほうにシフトするものと想定をしております。したがって、その結果ですね、コンビニのほうにシフトすることによりまして、市役所での窓口交付は減少いたしまして、代替措置としてですね、市民の利便性を損なわずにですね、業務の効率化につながるものというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 続きまして、人権啓発活動事業に入ります。

天野委員。

○天野委員（天野京子） 人権意識を高め、差別のない明るい社会を実現するためということで、女性や子供、障がい者、高齢者などの個人権計画に基づき幅広いということで、幅広いということでもありますので、遅いとは思いますが、性的マイノリティーが今非常に社会で話題になっております。今まではそれゆえにいろんな心との葛藤があり、またそれゆえに地元ではなく都会に行けばいいんだけど、田舎ではなかなかカミングアウトできない、そういう中で思春期を迎えたそういう子たちは、多分昔もいたんだと思うんですけど、そういう子たちがなじめないということで、非常に苦しい思いをしてきた歴史があります。もう既に世間でもこれはしっかりと話題になって、

対策をしているところと思いますが、妙高市においてこの点人権という点を踏まえて、どのように対策をしようと思っているか、お聞かせ願います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 妙高市におきましては、人権に対する市の憲法と申しますか、そういったものとしたしまして、平成27年3月に第2次妙高市人権教育啓発推進基本指針を定めております。基本指針のほかに、実施計画を定めておりまして、分野別に14の人権施策の中で性同一性障がいの人々に対して施策を展開し、人権を守っていかうということで、性同一性障がいの人々に対しまして、正しい理解のもとですね、お互いの多様性を認め、偏見やあらゆる差別をなくすようですね、啓発活動初め、さまざまな取り組みを推進するよう明記しております。つけ加えまして、実は本年度第3次の計画の策定に当たりまして、いわゆる人権三法と言われているような事柄につきましても、妙高市の国際化等も踏まえながらですね、性的マイノリティー等も踏まえてですね、さらなる人権施策の充実を図っていきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） もう一つですね、国際的になってまいりまして、中には両親のどちらかが外国人であったりすると、海外で教育を受けた後妙高市に来ますと、どうしても集団行動、教育ということが日本の場合は中心になっています。それも含めて、いろんな多民族というか、多文化の方に対する人権教育、これもどのようにやっているのか、もしあればお聞かせください。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 同様にですね、人権基本指針の中にですね、分野別の実施計画ということで、外国籍住民の皆様方に対しまして、実施計画ということで156の施策を展開しております。その中で外国籍住民の皆様方に対しましては、6項目ということで、具体的に申し上げますと、各種の行政サービスということで多言語の表記ですとか、日本語教室のボランティア支援あるいは異文化に親しむための国際理解教育ですとか、国際感覚あるいはヘイトスピーチの防止啓発あるいは外国人相談の充実といったようなことですね、実施計画の中で具体的に取り組む中で、ますます国際化が進展いたします妙高市の実態を踏まえてですね、本年度策定をする第3次の基本指針の中でですね、これらの事柄につきましても、しっかり位置づけながらですね、さらなる多文化共生ということで、人権施策を推進してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 続きまして、妙高出会いサポート事業に入ります。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） ここにですね、合計で13回のイベントを開催し、173人の参加ということで、さまざまな男女の出会いの、またカップルになれるような形ですね、イベントが企画されたわけですが、その中で成果として、いわゆるカップルが何組誕生したとか、また成功に至った件数とか、そこら辺がもしおわかりであればお願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 30年度の実績ですけれども、婚約が1組、交際中が3組というふうに把握しております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） いろんな中でそれなりの成果というふうに私は評価していますが、この結婚を支援するためですね、このイベントを実施した後のフォローアップ対策が一番大事な、その面でイベントの成果をさらに高めるためにはですね、結婚支援の縁結びボランティアという形の中で、19の方が活動されているんですが、この縁結びボランティアとの連携というのは、どのような形でとられているのか、その辺についてお願いしたいと思

ます。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 縁結びボランティアの皆さんからはですね、イベントの準備段階から協力していただいたり、連携して開催をしております。必要に応じてですけれども、少人数のパーティーで1人で出られないという方がいらっしゃるのと、縁結びの方も一緒に同伴してですね、参加したりとか、そういったようなフォローにも乗ったりとかですね、日ごろそういう場に出るときにどういう心構えがいいのかとか、何着ていったらいいんだとかというふうなことも含めてですね、フォローをしているところがあります。

それと、あと縁結びのボランティアの活動としてはですね、住んでいる地域のですね、友達関係の中で、会員、イベント参加者の募集をしてみたりとかですね、技能を生かしたというか、要はカウンセリングだとか、相談といえますかね、そういうふうなこともできる方もいらっしゃいますので、そういったことでセミナーの講師をしていただいたりとか、あとボランティア同士の情報交換会を2回ほどやって、それぞれの仲間同士である人はあそこはどうだろうというふうなことをやったりとかですね、いろいろやっております。イベントのフォローも含めてですね、いろいろ日ごろ日常的には縁結びも含めて活躍というか、活動していただいているところでもあります。

○委員長（八木清美） 続きまして、妙高山麓ゆめ基金事業に入ります。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 若干お聞きします。

30年度当初予算では、1億円という歳入を見込んでこれを始めた事業なんですけど、30年度も非常に豪華返礼品の問題とか、そっちに流れたのかなと思ったり、ちょっと妙高市の魅力に欠けてきたのかなというふうに思ったりしていたんですけど、寄附状況を見ますと、予定の半分いかなかった状況ですけど、これに対する状況をどう見ていられるのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 前年度、29年度の寄附額が6419万円ということでしたので、目標額を1億円と設定して頑張ったんですが、4557万3000円ということで、前年度と比較しても3割減ということになりました。インターネットのポータルサイトの増設、返礼品の追加、PR活動などにも努め、クラウドファンディングにも新たに挑戦したんですけど、目標額には届きませんでした。主な要因としましては、今ほど委員おっしゃられたように、総務省通達に反して豪華な返礼品を提供する自治体への寄附が集中したり、相次いで大規模災害が発生しましたので、そちらの被災地などへの復興応援寄附が増加して、なかなかこちらのほうに回ってこなかったのかなというふうに思っております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 今課長が言われたとおり、新たな返礼品、それからポータルサイトの件は、ここに載っているんですけど、その辺についての状況をちょっとお聞かせ願いたいと思います。ポータルサイトかえたのはいいんですけど、これは多分料金高いのが前のほうへ出ているし、普通だと後ろのほうに行っちゃうという傾向もあるんですけど、その辺もあわせて効果はどう見ているか、お聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） ポータルサイトの増設ですけれども、これは12月から楽天のふるさと納税のポータルサイトを開設し、3月までに61件、68万5000円の寄附がございました。開設にはちょっと時間を要し、募集期間が短かったため、寄附件数とか額は少なかったものの、楽天は通販サイトとしてもメジャーであり、ポイントを使用している寄附も可能であるという点などから、今後に期待しているというところです。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） あわせてガバメントクラウドファンディングを取り組んできたわけですけど、ある程度集まってきたという感じがするんです。これについての成果というか、評価はどういうふうに見られるか。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 今回4つのツーリズムに資する事業で、事業目的が皆さんに理解しやすく、公益性があり、社会貢献活動として広く賛同が得られやすい、さらに事業サポーターとして資金や活動への継続的な協力が期待できるという事業として、2つの事業で試験的に実施いたしました。ライチョウの調査につきましては、5月16日から6月28日までの募集期間で、130万円の目標額に対して132万9000円の寄附があり、達成率は102.2%でございます。大洞原の花畑につきましては、11月26日から3月25日まで募集をいたしまして、80万円の目標額に対して42万2000円、達成率は52.8%でありました。いずれも一定の寄附を集めることができましたけれども、耕作放棄地の再生、花畑整備といいますと、全国各地で問題となっております、多くの賛同を得るまでには至らなかったというふうに推察しております。クラウドファンディングにつきましては、ライチョウ保護というような独自性とか、共感が得られるような本当にそういった事業の選定が重要であると考えております。今後もライチョウ調査につきましては、クラウドファンディングを実施する予定としておりますし、次年度以降につきましても、適した事業があれば所管課と協議して、クラウドファンディングに取り組んでまいりたいと思っております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） ライチョウあたりは非常に寄附を集めやすい対象になるのかなと、このところテレビでもかなりいろんな形で放映していますので、そういったのをうまく活用して集まってくるのを期待したいなというふうに思っていますが、今回30年度4500万だったんですけど、今年度の状況はどんなものでしょう。新たな取り組み等を加えながらやられていたら、その辺もお聞かせ願いたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 今年度8月末までの寄附実績につきましては1491万2000円で、クラウドファンディングを除いた同年同月比で約600万円増となっております。主な増加要因といたしましては、ことし新たに信越五岳トレイルランニングレース2019ふるさと納税枠というのを返礼品として追加しましたので、大会へのエントリー期間中である5月から6月にかけて寄附が集中いたしました。それから、さらなる寄附の増加に向けた取り組みとして、シルバー人材センターによる墓掃除と空き家の見守りサービスを追加したほか、返礼品は基本的にあっばれ逸品とその認定事業所の商品ということにしていたんですけども、他市と比較して品数も少ないということから、7月から8月にかけて、返礼品提供事業者の公募を行いました。現在まだちょっと応募数は少なく8社18品の追加提案があったということでありまして、これからふるさと納税サイトの掲載に向けて準備を進めているところであります。

○委員長（八木清美） 追加です。25番の財産管理事業。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 戻りまして、2款1項5目になりますが、未活用財産の状況なんですけどね、ちょっと確認をさせていただきたいということです。

この未活用財産の面積、箇所数、今わかればなんですけども、わからなかったら後でもって数字で教えていただければと思うんですが、実態はどうなっているかということをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） ちょっと趣旨がわからないんですが、利活用財産といいますと、どういった……

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 土地の関係です。

○財務課長（平井智子） 土地の貸し付けをしているとか……

〔「未活用」と呼ぶ者あり〕

○財務課長（平井智子） 未活用財産の状況ですか。ちょっと手元に資料ございませんので、後ほど回答させていただきます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） かなりの土地がね、未活用になって浮いていると思うんです。そのままにしておいていいということじゃないんで、どういう対応でいくか、じゃ面積、箇所数については後ほど聞かせてもらうことにいたしまして、この土地を今後どう対応していく考えなのかということで、そのままじゃなくて、処分していかなきゃいけないことだと思うんですけどね、原野、林野ということは別なんだけど、土地活用できるようなところはそのままじゃなくて塩漬けにしておいちゃだめだよという、こういう意味合いなんですけど、その考え方をお聞かせください。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 未利用地で今後活用の予定がないといったような土地につきましては、現在売却ですとか、貸し付けなどを推進するようしております。インターネットの公売サイトですとか、不動産業者などにも協力していただいてやっているところですが、土地の売却といったところにまではなかなかいかないというのが実態でございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 恐らく公売かけても最近もそんなに対応になっていないんだろうというふうに思うんです。そのままじゃなくて、きちんと精査して対応をどうするかということも考えていかなきゃいけないという時期だと思うんです。それをいかにしていくかという基本的な考え方なんですけども、まだということなんですけど、整理していくとかね、少しでも公売でもって対応できるのがどれだけあるのかちょっとわかりませんが、その辺のところはやっていくべきだというふうに思っています。総務課長一生懸命うなずいていたんで、総務課長何かあったら。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 行革のですね、テーマの中にもそういったことございますので、今回の8次行革については、新しい行革制度については、ピンポイントでRPAとか、そういったところに集中して取り組みますけれども、行革の不断の毎年継続的にですね、取り組む中で未活用財産についての有効活用については、一つの大きな指標といたしますか、になるものだというふうに考えております。そのようなことでそうだなと思っていました。

○委員長（八木清美） 総務管理費に対するそのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないということですので、それでは2款2項の徴税費に移ります。

税務総務費のところ。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 税務総務費という形で出ましたけども、実は私のところは1年間にね、税務関係がメインになりますけども、いろいろの状況変化の中でシステム改修がね、かなりの数になって出てきていると。議会のたんびにシステム改修が出てきて、年間にどのくらいあるのかと、金額だっただこまでいっているのかと、100%国対応とは言うものの、地元はゼロというわけじゃないなというふうに思いましてね、このシステム改修に係る年間の件

数はおおむねどのくらいなのか、これに係る経費については、国との割合でもって地元負担はどのくらいあるのか、ちょっとお聞かせをいただきたいなと思います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 税ということではなくてですね、マイナンバーに関係する全体の経費ということで、市民税務課に関係するものということで、マイナンバー制度がスタートいたしました平成26年以降ですね、平成30年度までの5カ年間で妙高市のほうでシステム改修に伴う経費につきましては、5816万4000円ということで支出しております。そのうち国からの補助金ということで5225万1000円を国のほうから補助金をいただきまして、市の一般財源につきましては、560万1500円ということで、1割程度は市の負担というふうな格好になっております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） マイナンバーだけじゃなくてね、いろんな制度が変わるたびにシステム改修をやっぴいかなきゃいけないという、これからも恐らく永遠に続くことなんだろうなというふうに思います。国の事業だからとは言うものの、地元でも560万ほど使っているよと、毎回毎回来るよと。これは、税務課だけの話じゃなくて、ほかのところも制度改正でもって先ほどもこども教育課の関係もあつたりしていますけども、そういうのがいろいろ来るんでね、トータル的に1年間でシステム云々といったときに細かい数字は別としてね、トータルでもって1年間で大体どのくらいになるんだろうと。その負担がおおむねどのくらいになるのか、負担は出せばなんだけども、その辺ちょっと聞かせてください。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） お答えします。

システムの改修については、国の法改正や何かに伴うものについては、先ほど100%ではないんですけども、負担があります。これについてはですね、今現在ちょっと手元に把握しているものございません。市全体でですね、今現在俗に言う昔言うコンピューターといいますか、そういうふうな関係でのシステム関連経費については、年間およそ3億円です。これは予算ベースですけども、3億円なんですけれども、これがですね、高いのか安いのかみたいところが一番気になるところだと思うんですけども、一般的にですけども、システムに係る適正経費というのは、一般会計予算の1.5%から2%の範囲内に入っていると大体それはその適正な額だなというふうに言われています。うちで言いますと、30年度で1.55、29年度で1.35というふうな範囲内でありまして、若干安いほうのところとどまっているかなというふうなことで考えています。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 議会のたんびに出てくるけども、その都度、その都度出てきて、積み重ねがちょっと見えないう形がありましてね、今回トータルでもって果たしてどんなになるんだろうというふうなことでもって確認をさせていただきました。ありがとうございました。

○委員長（八木清美） 続きまして、市税徴収確保対策事業に入ります。

高田委員。

○高田委員（高田保則） 市税なかなか徴収方法難しい世の中でございますけども、今この徴収嘱託員ということで、決算されていますけども、何人ぐらいいらっしゃるんですか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 現在3名でございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） その3名の方は、どのような資格をお持ちの方でしょうか。

- 委員長（八木清美） 市民税務課長。
- 市民税務課長（小嶋和善） 特に資格は問いておりませんが、身分的にはですね、徴収嘱託員ということで非常勤特別職ということで勤務をいただいております。
- 委員長（八木清美） 高田委員。
- 高田委員（高田保則） 何で私それお聞きするかというと、税徴収ですから、一応債権回収ですよ、普通のね。だから、債権回収に対してどのような知識をお持ちの方が徴収員としていらっしゃるのかという、ちょっとその辺をお聞きしたい、いかがですか。
- 委員長（八木清美） 市民税務課長。
- 市民税務課長（小嶋和善） 当初につきましては、債権回収ということで、銀行のOBの方あるいは農協のOBの方、直接債権回収にかかわった方々から就任をいただいておりますが、現在につきましては、それ以外の方ということで、募集をかけました結果ですね、それ以外の方が現在就任しているというような状況でございます。
- 委員長（八木清美） 高田委員。
- 高田委員（高田保則） 非常にどこまでやるかというのが税の徴収員の方だと思うんですが、やはり債権回収という方向性の知識を持っていないと、ただこんにちには、さようなら、だめだかねというようなことで帰ってくるだけでは徴収員の用をなさないわけですね。ですから、このうちはどういう状況で、どのような形で、どのような延滞があるのか、徴収おくれがあるのかというようなことをやっぱり自分の中で分析して報告するというのが徴収員の最低限の仕事だと思うんですが、その辺今申しました金融機関の方が多いということですが、それを報告されたときに、どのような対応をされているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。
- 委員長（八木清美） 市民税務課長。
- 市民税務課長（小嶋和善） まず、基本的にはですね、徴収嘱託員につきましては、法的に公権力の行使ができないということで、基本的には催告行為ですとかということで、電話での自主納付の呼びかけあるいは訪問徴収によります自主納付の呼びかけ、あるいは催告書の送付ということで、公権力の行使を行いますのは、市の徴税吏員ということで、差し押さえますとか、あるいは納税相談といったようなこと、あるいは質問検査権ということで、市の徴税吏員につきましては、公権力の行使ができるんですが、徴収嘱託員につきましては、基本的には催告行為、補助業務を担っていただいているというようなことでございます。
- 委員長（八木清美） 高田委員。
- 高田委員（高田保則） 補助員ということで、これは嘱託職員ですから、仕方がない面もありますが、それでもね、やっぱり債権回収業務ですから、その辺の知識は非常に必要だと思うんですね。それで、今徴収できなくて対応策ということで、恐らく庁内で対応策の協議するんですけども、どの辺まで公権力といいますか、されるんでしょうか。
- 委員長（八木清美） 市民税務課長。
- 市民税務課長（小嶋和善） 基本的にはですね、職員につきましては、徴税吏員ということで、徴税吏員証を持ちましてですね、処分行為を実施するというような格好でございます。それから、徴税吏員ということで任命を受けておりますのは、市民税務課の職員だけではなくて、健康保険課の職員ですとかということで、徴税吏員に任命いただいておりますので、関係課と必要によってですね、情報を共有して対応しているといったような状況でございます。
- 委員長（八木清美） 高田委員。
- 高田委員（高田保則） これ見ますと、弁護士の謝金ということで、弁護士さんもいらっしゃるようですけども、弁

護士に相談するということは、多分裁判所への手続等が優先的になると思うんですけど、その前のですね、例えば催告、それから内容証明とか、そういう事務的なものは庁内でやられるんでしょうか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 基本的には法的な公権力の行使につきましては、徴税吏員が強力な権限を持ちましてですね、催告行為も含め、差し押さえ予告書、それから差し押さえ、それから搜索、さまざまな権利が徴税吏員独自に持っておりますので、基本的には独立して行為を行うというふうな状況でございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 最近倒産だとか、自己破産であったという非常に件数が一般的に多いようでございますけども、今税金の徴収について、当然不動産の登記簿の関係も大いに関係あると思うんで、そういう多くの権利関係、債権関係ですけども、かつては公金が優先するというような解釈でしたんですが、今は順位どおりというようなことになっているようございますが、その辺ですね、例えば金融機関が差し押さえなり、競売申し立てしなかった場合、行政がやるとすると、金融機関もいろいろな問題が困ると思うんですが、その辺の金融機関との話し合いといいますか、そういうようなコミュニケーションはとられているんでしょうか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） まさにその辺がですね、今まで長期高額案件ということで、塩漬けになってきた大きな要因かというふうに考えております。公債権と私債権との調整ということで、今ほど委員さんのほうでお話いただいたとおりですね、抵当権が先に設定している金融機関がほとんど処分権、別条件ということで差し押さえをして公売する権利をほとんどが有しているということで、法定納期限との兼ね合いの中で、私どもがおくれをとって無益な公売ということで差し押さえしてもですね、市に配当がなされないということで、なかなか市のほうで独自に公売する権利は有しているんですが、配当がないということで、私債権、金融債権の抵当権の行使による競売のほうに譲っているというのが実情でございますが、ようやくですね、不動産の値動きが始まってきておりますので、当然長期高額案件の事業主の皆さん方とも協議をいたしますし、それから長期高額案件の最大の原因はですね、多額の金融債務が不良債権化しているところに御承知のとおり大きな原因があるということで、そこら辺につきまして、個別にですね、事業所の滞納者の方ともお話をさせていただきますし、同じ利害関係人ということで、金融機関のほうともですね、個別に話をさせていただく中で、より多くの滞納している市税を回収できるようにですね、いろんな手法を駆使しながらですね、完結に導くよう話し合いをしていると、そういった中で当然銀行の方も話もさせていただきますし、事業所に委任を受けた弁護士さんとも協議をさせていただきますし、銀行のほうで委任をした弁護士さんとも協議をさせていただく中で、いろんな手法ということで、長くなるんでちょっとあれですけど、さまざまな手法を駆使しながらですね、対応しているといったような状況でございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） そういう非常に難しい税徴収だと思うんで、なおさらということじゃないんですが、徴収員のね、考え方、知識というのは非常に重要になると思いますので、ちょっと質疑させていただきました。

それから、もう一つ、今ちょっと特に妙高高原地区では話題になっているんですが、今外国人さんの不動産取得が妙高高原地区で随分盛んというわけではないんですが、なされておりますね。赤倉地区でも二十数件、外国人の不動産があるということで、そのあたりですね、不動産に対する税の徴収だとか、課税だとか、毎年どのような徴収方法でやられているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 基本的に日本の方と同様ということで対応させていただいております。現在外国人の方、

ヨーロッパですとか、オーストラリアとか、いろいろなところを買収されておられますが、まず外国人の方につきましても、基本的に納税管理人ということで、日本の方をですね、代理人にさせていただきたいということで御説明をさせていただいております。日本人以外でですね、直接本国に帰られている方につきましては、冬期間日本のほうに来られますので、詳細に説明をさせていただいて、直接納付書を国外に外国語で、英語等で納付書をつくりましてですね、納付いただいているということで、現在国内、国外も含めて滞納は発生していないというふうな状況でございます。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 今それがね、地元ではね、随分話題になっております。というのは、12、1、2、3カ月ぐらいしか来ないで、あと9カ月は本国へ帰るといような方が多いんで、税金どうなっているのかねというような形もありますし、不動産取得したときのものどうなっているのかねというようなこともあります。今お聞きしますと、きちっとその辺はルールどおりにやっているということで、私個人も安心をいたしました。そういうことで、税の徴収というのは非常に今こういうどっちかというど成長じゃないんですけども、景気が余り芳しくないという中で、特に観光業のものが低迷しておりますので、その辺をきちっとまた税の徴収に努力していただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（八木清美） 徴税费に対するそのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） それでは、2款3項の住民票等コンビニ交付サービス事業に入ります。

佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） じゃ、住民票等コンビニ交付サービス事業についてちょっとお聞きしたいと思うんですが、コンビニ交付システム構築委託料3212万ということになっていますが、この支払い先と内容、これシステム構築なんで単年度と思うんですけど、その辺の様子をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 構築委託料ということで、内訳でございます。

まず、1つはですね、コンビニ交付と戸籍情報データ移行のシステム構築料ということで、富士ゼロックスシステムサービス株式会社の営業本部東京首都圏支店ということで、そちらのほうに2030万4000円を支出をさせていただいております。こちらにつきましては、妙高市の戸籍システムの事業者ということで、戸籍につきましては、外字を使用しているということで、一般的な字以外の難しい字を5万字用意しておりまして、戸籍で使用する5万文字の戸籍の文字とですね、住民票で同じ文字が使えるということで、それを正確に出力できるところがですね、一番全国のシェアを持っているというのが富士ゼロックスになりますので、妙高市の戸籍システムの事業者で、なおかつデータ移行が安価である、それから安定していると、それからコンビニ交付を開始した後もですね、サポートも充実しているということで、1つはコンビニ交付と戸籍情報のデータ移行のシステム構築費については、そちらの事業者と契約をさせていただいております。

もう一つにつきましては、住民記録、印鑑証明、税データ移行、シリアル番号連携委託料ということで、こちらは基幹システムの関係になりますが、こちらも妙高市の基幹システムの事業者であるBSNアイネット上越支社とですね、1166万4000円ということで、支出をさせていただいております。基幹システムの構築事業者ということで、住基、印鑑証明、税証明のデータ移行を安定的に実施できるということで、同社と契約をして事業を実施させていただいているということでございます。

そのほかにですね、コンビニ交付システムを導入するためにですね、政府専用のLANということで、LGWAN回線、専用回線ということで、その機器設定委託料ということで、15万2280円を支出をさせていただいているということでございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 単年度でこれは済んでしまうということですよ。期間が非常に2カ月間しか30年度なかったんですけど、この利用状況はどう評価されておりますか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 2カ月間しかなくてですね、主要事業の評価実績の中でも62件ということで、非常に少ないというふうに感じております。ただ、その内訳を分析をさせていただきますとですね、市役所が開庁している早朝、夜間の利用がですね、20件と、約3分の1に上っているということで、日中市役所に来庁できない市民の方が新たな交付先として手軽に利用しているというふうに考えております。こういったようなことからですね、今後マイナンバーカードが普及をいたしまして、コンビニ交付もですね、市民の皆さん方に周知浸透を図るというふうなことで、各証明書の交付がコンビニのほうにシフトしていただくことによりまして、トータルとして窓口業務の削減につながるよう、さらなる取り組みに努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 住民票とかというのは、非常に逆に言えば急に欲しくなるというか、急に必要になる場合が多いので、こういったコンビニで夜間の利用というのは、非常に助かるのではないかなというふうに思います。もう少しPRをしていただいて、この活用がふえればなというふうに思うんですけど、今年度の利用状況はどうでしょう、一応予算では447万ほど予算組んでいます。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 今年度の利用状況でございます。8月末現在ということで、今年度の利用状況につきましては、ほぼ毎日利用がありますが、依然といたしまして、5カ月間で154件、174通ということで、月平均30.8件、34.8通ということで、利用状況は低いままでいうふうになっております。同様に導入をしている県内の他の自治体もですね、利用が少ない状況になっておりますが、若干ちょっと詳しく説明させていただきますと、そのうち利用者の4分の1がですね、首都圏からの利用ということで、広範囲に利用されているということで、当初ですと、妙高市への郵送請求ということで、時間も費用もかかっておりましたが、妙高市に来ないあるいは郵送請求しないで、その場で交付ができるということで、一定の利便性の向上につながっているというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 私もちっと相続の問題があったときに、こういったのを若い人たち平気で利用しているんですね。こっちのほうに逆にびっくりしたんですけど、こういったものはどっちかという、市内の方より市外の方が利用がふえていくのではないかなと思うんで、その辺もまたしっかりPRしていただければというふうに思います。問題は、このマイナンバーカード持っていないとこれ使えないということなんですけど、このマイナンバーの普及率が上がってきているのでしょうか。

○委員長（八木清美） 市民税務課長。

○市民税務課長（小嶋和善） 現在8月末現在妙高市のマイナンバーの交付率につきましては、11.6%ということで、全国平均13.9%より2.3ポイント下回っておりますが、県平均9.8%より1.8ポイント上回っているということですが、当市を含めまして全国的にまだまだ普及率が低迷しているという状況にあるというふうに考えております。

○委員長（八木清美） それでは、戸籍住民基本台帳費について、そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、次に行きます。

2款4項の選挙費に入りますが、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、次に行きます。

次、2款5項の統計調査費、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） その次、2款6項の監査委員費ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないですね。

次に、行きます。3款2項の児童福祉費に入ります。早期療育施設「ひばり園」運営事業について。

天野委員。

○天野委員（天野京子） 平成30年度の予定の中に、BPNPなど講座の開催ということで、予定をされていたかと思
います。これについてどのような内容で、どのような実績がありましたでしょうか、お聞かせください。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） BPNPでございますけれども、ベビープログラム、それからノーバディーパーフェ
クトという講座でございます。こちらにつきましては、BPは初めて子供を持つ親御さんが仲間づくりをするため
の講座になっておりまして、全4回開催をしまして、4回の開催がワンセットで、それを4セット行っております。
NPにつきましては、ノーバディーパーフェクトということで、完璧な親はいないというふうなところで、親御さ
んがいろいろ思っている悩みや何かを仲間をつくっていただいで集まっていた中で、自分も困っているわ、
私はこういうふうにやっているわというふうなところで、育児不安を解消するというふうな講座になっておりまし
て、こちらにつきましても、全6回をワンセットとしまして2回の講座をやっておるところでございます。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 参加した方からの御意見や今後こういうふうにしていきたい等あったら教えてください。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 御意見としましては、なかなか仲間づくりが苦手だったりとか、そういう方がいらっ
しゃったんですけれども、そういうところに参加することによりまして、ママ友ができてよかったということもあ
りますし、またさっきのように自分は悩んでいたんだけど、やはり同じようにみんな悩んでいるんだというこ
とで、自分だけが特殊ではないということを実感されて、そういう部分では負担感、不安が軽減しているというふ
うなお声があります。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） それとですね、ひばり園の運営のことでちょっとお伺いをします。

まず、発達のおくれや障がいなど心配のある子供を対象にしていると思うんですが、早期療養に努めましたとの
ことで、まずなかなか難しいのは早期に見つけるという、また見つけても親御さんにどう理解をしていただいて、
どう治療に入ってもらおうかという、治療というか、療養に入ってもらおうかということが非常に苦戦するところか
と思うんですが、妙高市としては今どのように見つけているかというのを教えてください。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） まずは保育園、こども園等で実際に子供にかかわっている保育士がですね、全体の特性を見た中で、少し気になる子供さんという子供さんがいらっしゃった場合には、親御さんにですね、明確に障がいがあるとはもちろん言えませんし、少しこういうふうな特性があって、気になる場所がありますというふうな、例えば穏やかな言い方をして、注意を促したりするというのがまずあります。あとそれ以外にはですね、乳幼児健診があるんですけども、その際に家庭児童支援専門員が同席をしております、そこで子供さんの様子ですか、あと保護者からの聞き取りを行う中で、少し気になるということがあればひばり園につなげます。あとそれ以外には、保育園、それからこども園を専門の職員がですね、巡回相談、今の家庭支援専門員もそうですけれども、が巡回相談を行いまして、園の先生方が聞き取りを行う中で、気になる子供さんについて少し把握をしているということで、あとそれ以外にひばり園以外にもですね、早期療育というところでは、保健所で行っている療育相談、それから病院等で行っております発達外来などの関係機関のほうへも連携をとってつないでいるというふうな状況でございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ひばり園の関係で若干お願いします。

人数の関係とかね、活動内容とかね、いろんなことやっていてなんですけども、今職員体制どうなっていますか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今は保育士2名、それから家庭児童相談員1名、療育指導員3名の計6名で行っております。なお、園長につきましては、園指導主事が兼任をしております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） なかなかね、実態の中というのは大変な状況だとないうふうに認識しているんです。ここでもって指導を受けている子供たち、毎日でないというのものもあるんですけどね、それでもこれだけの人数がいて、それぞれに対応していったということでもって、場所が変更というかね、移動になってあそこへ行ったようなんですけども、その時々曜日とかの関係で、人数が変動的になったりしててといったときに、職員対応の関係、それから施設設備の関係はね、そんなにちょこちょこというわけにいかんというふうに思うんですけども、対応の仕方なんかもね、工夫していかなきゃいけないような状況のようなんですよね。直接職員からその辺の相談を受けたとか、あるいは現地を見たときにこうだとか、その辺の感想はありますか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） ひばり園のですね、療育の内容がですね、曜日によって違いまして、来る保護者と子供さんにつきましても、あらかじめ予約をいただいておりますので、職員体制もそれにあわせて日々動いております。今おっしゃられた相談等でございますけれども、今のところ大きな相談等は受けておりません。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ある建屋に入っていて、それを活動しているという、こういうパターンなんでね、そんな中の改造云々ということも単純にできるような形じゃないという形があって、今課長も答弁ありましたように、予約でというのものもあるんですけども、予約で縛ってしまうというのもそこでもって制限されてしまうというのもちょっとかわいそうなような気もするんですけども、そういうものも含めてでね、建屋、物理的な面でもうちょっと自由にできるような対応も必要なんじゃないのかなというふうに私も感じてはいるんですよ。間仕切りの関係とか、部屋の使い勝手とか、そこへ行ってちょっと相談やって見直してという、こういうのもあると思うんですけども、その認識はいかがですか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 以前は、ふれあい会館でやっておりまして、そのときはかなり狭隘な施設ということで、その後は子供たちの人数がふえてきたということもありまして、閉園した旧第二保育園のほうに移転をしまして、もともと保育園でしたので、遊戯室等かなりスペースがあります。それ以外にも個別に相談する部屋等も新たにとれたということで、ある程度の施設自体のスペースといえますか、そういう部分の確保はできているかというふうに認識しております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 見た目でこうだ、これでこうだなんてあれなんで、もしそういうのがあったらきちんとした対応をしていただきたいというふうに思います。

終わります。

○委員長（八木清美） 続きまして、子ども・若者育成支援事業に入ります。

天野委員。

○天野委員（天野京子） 不登校やひきこもり、ニートの状態ということで、今そのような皆さんのお世話をしているという育成支援事業なんですけど、実際ひきこもり、子供、若者ということなんですけれども、まず若者といっている対象の年齢教えていただけますでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 上限は39歳までになっております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） 39歳といいますが、中年ではないぎりぎりのところではあるかと思うんですが、実際かなり深刻な課題だと思います。その中で、まずこれは日本ではまだまだ普及していないんですが、不登校、ひきこもりという子供たちに対し、自宅学習という、要は引きこもっているという言い方は私たち健常者がつけた名前ですけども、御本人たちにとってはやっぱりいじめとか、いろんな問題があつて学校に行かれない、だから家にいるのが安全だという、言ってみれば安全地帯にいて危険なところに行きたくない状況の中で、何としても学校に行かせようとするのが今のやり方で、とにかく何とか学校に一步でも入ってもらいたいといういろんな取り組みはされていると思うんですが、逆にそれをするよりは、今ホームエデュケーションとか、ホームスクールとかという言い方をするみたいですが、逆に学校の授業を家に持ち込むという考え方で、選択というんですかね、ひきこもりではなく自宅学習という選択、ある意味私たちが今仕事も家でやれるようになってきた、また介護も自宅でやれる人がいればやる、そういう意味で勉強も家でやることも一つの選択というようなソフトな、やわらかい対応、これから日本にも普及してくるといいと思うんですが、妙高市はまだまだそこまでではないと思うんですが、何とか妙高市独自として不登校やひきこもりの若者たちを救う手だて、何か新しいアイデアがあれば、ほかからでもとってきてほしいと思うんですが、そのような企画などあつたら教えてください。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今委員さんおっしゃったように、自宅学習というのも一つの大事な選択肢だというふうに思います。学びの場としましては、学校が全てではないというふうに考えております。そんな中で学校以外にも例えば家から出れば塾ですとか、義務教育の場合ですと適応指導教室、またフリースクールなどもございます。また、高校生以上の方につきましては、通信教育課程というものも近年大分充実してきておりまして、市の子供たちもそこのほうに通っている子供もおります。というふうに子供の学び自体も多様化をしていると。そういう中で、自宅学習についても一つの方法であると思いますし、今後またICTの活用等によりまして、そういう部分についての適用といえますか、対応も将来的には十分考えられる一つの選択肢だというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） なかなか日本の中ではまだまだ、最先端かもしれませんが、本当にそういう意味で妙高市がすばらしい取り組みをやっていただけるようになることを望んでおります。

以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、病後児保育運営事業に入ります。

天野委員。

○天野委員（天野京子） 引き続きさせていただきます。

病児支援もいよいよ始まります。そして、病後児支援なんですけど、今現在も行われているところなんですけど、実際実績を見ますと、二十数名の実績ということで、なかなか浸透しているというか、使われていない状況ではないかと思っています。ちょっとお聞きしたいんですが、この妙高市民23名が使っていますと、また上越の方も入れて34名と5名ですと39名ですね、これ人数ですけども、何日かと言われたら、何日間使ったということになりますでしょうか。1人につき大体例えばインフルエンザだと3日間ぐらい、また長い病気で肺炎とかだと1週間ということもあると思うんですが、延べ何日掛ける人数。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 30年度の利用人数は今委員おっしゃいましたように39名なんですけれども、同じ日で2人とかというふうな預かりもしております、開設日数としましては36日の開設となっております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） この事業内容のページの30ページを見ると、ここに違和感を感じている市民が多いのではないかなと思うんですが、上越市民ですと1300円の利用料が妙高市民ですと2000円という、そしてこの700円の、たった700円の差と思うかもしれないんですが、先ほど言った39人の人が700円を払うだけで、多分7万円ぐらいふえると思うんですけど、この事業自体200万円の事業だと思うんですね。200万円の事業の中で、1300円と2000円の差のある700円を市で出してあげるといことは、可能なんじゃないかなと。これは、お隣の上越市と妙高市はもう兄弟の市ですから、親戚も行き来している、親子も行き来している、そういうことの中で、妙高市に行ったら2000円だと、上越市なら1300円だと、これは意外なところで話題になるお母さん方の非常に大事なことなんです。ここをちょっと検討していただく余地があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 利用料につきましては、今ほどおっしゃったように妙高市民は2000円というような設定になっております。こちらの内容ですけれども、実際にかかる経費ですとか、適正な受益者負担の割合などを総合的に勘案しまして、また保育園の一時保育の利用料もですね、同じ2000円というような設定になっております。それらのバランスをとりながら2000円というふうにご設定しております、今時点では引き続き2000円というふうにしていきたいと思っております。

あとちなみに他市の状況ですけれども、2000円という額はですね、ほぼ平均的な額になっておりまして、他市に比べて特に高額という状況ではないです。ただ、上越市はおっしゃられたように1300円というふうなお話ですが、これは上越市の施設の利用料金額にあわせたもので、差額の700円につきましては、上越市の行政のほうから負担金ということをお願いしているというふうな状況になっております。

○委員長（八木清美） 天野委員。

○天野委員（天野京子） それも理解しております。それを何とかできないかということをおもいましたので、また私の子育てをしやすい妙高市にしていくという中で、しっかりとこれは勉強して、また提言させていただきます。

以上です。

○委員長（八木清美） 児童福祉費につきまして、ほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、次に入ります。

次、4款1項の衛生費、保健衛生費のところですが、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、その次、5款1項の労働費、労働諸費について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、6款1項農業費について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、次、9款1項消防費に入りたいと思います。

非常備消防費について。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 最近ですね、地域の若者の流出とか、またいわゆる人口そのものが減少している中で、いわゆる地域の生命と財産を守る消防団員の確保というのが非常に厳しくなっている。消防団員もですね、一旦入ったらなかなかやめられないというのが実態だという中で、いわゆる消防団員の団員定数ですかね、各団。そこにおける定数に満ちていない分団というのはどのくらいあるのか、わかりましたらお願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 実は、平成30年4月にですね、規則の改正を行いまして、分団の部ごとの定員を廃止しております、現在。したがって、定員1000人に対して現在員946名ということでの54人欠員ということになっております。これというのはですね、分団に逆に定員があると、定員以上の入団が困難であるというふうなことがあります。入っていただくところには入っていただいて、全体の活動を底上げしていくというふうな考えでございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） わかりました。その中で、いわゆるいざというときにですね、出動体制に支障がないような形の対応をお願いしたいと思います。

それともう一点なんですが、いわゆる非常に団員のなり手がなく、これからの消防というのは火災とか、災害の出動以外にもですね、いわゆる消防の分団業務の中にはですね、地域の火災予防とか、またこれからは救急対応の周知、また安全講習、また災害が発生した場合は、避難所におけるですね、避難所対応、こういうものを女性の視点、いわゆる女性団員の視点からやったり活動する分野というのが結構あるんじゃないかなと私はそう思います。そんなことで、そこら辺についての女性団員をふやしていくという考え方はいかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 女性団員でございますけれども、現在女性の消防団員につきましては27名いらっしゃいます。主に予防ですとか、救急救命の普及啓発を中心に行っていただいております。現在の活動内容であれば団員数は足りているというふうに考えてはいるんですけども、年々減少傾向にありますので、後継者を育成するという観点からも、現在市の広報ですとか、女性団員の口づてといいますか、仲間を通したらしてですね、女性消防団員の確保に努めているところで。ですけども、男性でもですね、なかなか消防団になると大変だよということで、家庭を預かる女性はさらに団員の確保が困難な状況になっております。したがって、そういう状況ではあります、最近の災害の状況や何か見ると、避難所の運営等女性ならではの温かいというか、きめ細やかな気持ちですとか、

女性に寄り添った対応等を考えますと、女性団員につきましては、一定数確保するように努力してまいりたいというふうに考えておりますし、団幹部のほうもそのように認識しております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 置かれている状況は大変厳しいと思いますが、ぜひその方向で対応をお願いしたいなと考えております。そんな中で少しでもですね、いざ出動とか、いろんな面で支障のないような形の対策をよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、コミュニティ防災組織育成推進事業です。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 防災関係がですね、ここで改めて見直しというか、踏み込みの度合いが変わってきていると。自主防災組織と防災士の活動実態についてなんですけど、防災士もそれぞれ育ててという形ですけど、なかなか活動形態が見えていないという、こういう実態があるんで、自主防災組織と防災士の活動実態をちょっとお知らせをいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 自主防災組織、私どもコミュニティ防災組織というふうに言わせていただいておりますけども、現在市内において合計20団体ございます。それぞれ通称自警団と呼ばれるところでありまして、20団体ありまして、合計363名の方から活動していただいております。地域の予防活動ですとか、いざ本格的な火災になったときに、そこへ行って消すというのはなかなか厳しいとございますが、早期に駆けつけた中での予防消防等ですね、早期のうちに発見して、初期のうちに対応するということで活躍をいただいているところであります。

それと、防災士につきましては、地域においてですね、防災訓練等においていろいろ活躍いただいているところですが、防災士の会員数につきましては現在175名、そのうち女性が4名というふうなことでございます。今現在ですね、全部で24地区防災士の不在地区がありますけれども、現在この中でいろいろ資格取得ですね、を働きかける中で、防災士の不在地区をなくすように今現在努力しているところであります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 大事な職務だと思っています。この防災士をつくったはいいいけども、実際にじゃ地域の中でね、どのような活動をしているかということもあります。ここには、研修会も行われていますけども、参加率も余りよくないという実態なんですね。できればこの辺のところをもっと改善して、積極的に参加してもらって、地域のそういう防災関係のときにはね、きちんとそこでもって対応してもらいたいというふうな形が欲しいというふうに思っているんですけども、その辺は実態との絡みでいかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 防災活動につきましては、地域の防災士さんがいるいないにかかわらず、地域防災訓練について、1年の間に100%目指して今現在活動しているところです。しかしながら、現在のところ平成30年度ベースですけれども、126組織中96組織の実施、76.2%の実施にとどまっていることで、何とかこれを100%に近づけたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） それでね、もう一点なんですけども、今回のね、防災行政無線との絡みの中で、屋外子機あるいは戸別受信機、そういうことでもって対応しているんですけども、ここでの関係でね、やっぱりコミュニティ防災、自主防災の関係も防災士の関係も、こういうところにも巻き込んで対応していく必要があるんじゃないかと。

避難所対応の問題もあるんですよ。今回避難所というのでって新たに市内全域に避難所を指定しましたじゃなくて何だったっけ、そういうことでもって配布されたんですよ。だから、そういうことについてだって、やっぱりこの関係者はきちんと認識していきやいけないという絡みだと思うんですけども、その辺の点についてはどのように見えていますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 平成30年度の防災士の会議あるいは研修会等について、その辺の避難所の指定も含めまして、避難所の運営等もですね、防災士の研修の中にも入っています。それで、今回の屋外子機も含めてですね、確かにそのとおりだなと今気づいたんですけども、というか十分話はしていますが、もうちょっとその辺をですね、防災士さん個人でとどめるのではなくて、周りにも広めていただくような形での普及啓発というのをしっかり考えていくというか、対応しなければならぬというふうに考えています。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） そういうことなんですよ。だから、行政と言われて、行政が全て責任を負うということじゃなくて、そこにはそれなりきの組織があるし、みんなでやらなかったらというのがあるんですよ。特に指定緊急避難場所という形のこれも7月1日付の市報に折り込まれてきているんですけどね、実はうちもこの間この8日の日に地域の総会がありましてね、こんなの書いてあるけども、わかんないと。上平丸の皆さんにね、屏風岩農村公園が避難所になっているけども、あそこまで行けというのかと、こうやって出すとそういう認識なんですよ。いや、そういうことじゃないんです。当日はね、役目柄というか、私も説明させてもらったけども、そのときにお叱りを受けたのは、そうやって説明を受けなきゃわからないようなこういうお知らせ版、ただ配るのはおかしいんじゃないかと言われたら、なるほどなと思ったんで、とりあえずこれはね、こういう形で出してあるんだけども、しかも呼び方の位置づけも書いてあるけども、普通の人これ見たってわかんないというふうに思うんですよ。だから、改めてそれについての対応も必要じゃないか、そういったときにやっぱりこの自主防災組織だって大いに協力してもらいながらやる必要があるんじゃないかというふうに思うんですけども、改めていかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） おっしゃるとおりでありまして、先般大雨の降った段階で、その後また地域に入ってもそういうようなことでありまして、なるほどそうやって説明してもらおうとそうなんだなというふうなことなんです。その上でじゃどうするんだということを先般いろいろ話をさせてもらってきました。したがって、先ほども防災士の御指摘のときもありましたけども、年間100%目指して各地区に入るんだとすれば、そういった訓練とそういう今回新しいリニューアルされた防災の区分の仕方、避難をどういうふうなくくりになっているのかと、じゃこの避難所何でこんなところにあるのかというのを、そういったことを含めてですね、地区の皆さんどれくらい出てきていただけるかわかりませんが、そういうふうに地域に入った説明を再度決めるときだけじゃなくて、その後のフォローとしてですね、入るということも大事なことだというふうに考えておりますし、実行していきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ぜひそれやってください。ここに書いてあるここでのこの一番上の書き方も色ついているんだけども、よくわかんないと。こういう状況であるということを改めて認識していただいて、地域へ入るといふのとあわせて、災害時には自主防の皆さんが先頭になって動くという、こういうことがあるんで、そういうことの説明会というよりも、恐らくね、これは研修会という位置づけになると思うんですよ。そういうことの取り組みを改めて踏み込みしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、防災体制整備事業に入ります。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 災害というのは、いつ、どこで、どのような規模で起きるかというのは想定できない。今回の千葉の停電、ちょうどうちの息子もいるんですが、11日まで電気が全然来なかった。だから、水も出ない、その中で小さい子供がいるんですが、地獄だったと、そんなふうな形の中で、隣のうちだった真っ暗ですからね、どうにもならないということで、私も大変怖いな、特に電気の場合は本当に怖いなと思ったんですが、いわゆる今妙高市は各市町村と下のホールにもありますが、いろんな災害応援協定を結んでいます。その中からいざというときは物資の協定等いろんな形の対応が、またさらには民間企業からもですね、補給等の応援があると思いますが、いわゆる非常食、それからそういう飲料水にしてもですね、事故発生直後直ちに補給できるという体制というのはなかなか応援自治体にとっても難しいのかなというふうに私は思います、道路状況等いろんな面考えた場合に。その場合に、妙高市としていわゆる市民の最低限を確保するためということの中で、備蓄の状況というのは、場所も含め、どのくらいのものを用意しているのか、そこら辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 備蓄の関係ですけれども、応援協定確かにいっぱいありまして、先般といいますか、きのうもですね、急遽鴨川市のほうから応援協定に基づいてですね、応援要請もあつたんですけれども、今回の備蓄品につきましては、人口の約1割、4000人の2食分を目標に備蓄をしています。その他の資材、水ですとか、毛布とか、マット等につきましても、4000人を目標に備蓄をしているところであります。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） いわゆる災害がどこの場所で起きるかかわからないわけですけども、例えば市内で今その備蓄しているものというのは、何カ所かに分散していると思うんですが、それは何カ所くらいに分散しているんですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 新井地区、妙高地区、妙高高原地区の3地区であります。

○委員長（八木清美） 続きまして、無線デジタル化事業。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 課長申しわけないですね。また、もう一度やらせてください。

このデジタル化の関係です、屋外拡声子機の整備も進められています。先日は、今までの屋外子機の今後の対応ということもお聞きしたんですが、細かいとこまでは入り切れなかったんで、改めて伺いたいんですが、数字なんですけども、市内の屋外子機の整備、それから妙高、妙高高原の整備状況、この辺どうなっているか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 屋外拡声子局につきましては、トータルで121基の整備ということでありまして。そのうち43基が完了している状況ですけれども、地区ごとということですので、新井地区につきましては87基中37基、42%、高原地区内は14基中ゼロ基、ゼロ%、妙高地区については20基中6基、30%となっております。ただ、妙高高原地区のゼロ基につきましては、もう既に12基については、あとは電気つなぐだけでというか、基盤が整備されると鳴るようになるということで、ほぼ完了しているというような状況であります。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 新井市外の関係がね、かなり整備されるという形になるんですけども、その整備状況について

ては、今時間もあれなんで、後でもってちょっと資料としていただきたいなというふうに思っていますけども、この子機の使用対応といいますかね、状況、個別でもってそこでもってマイク使用ができるできないの関係があるんですけども、この前もちょっと触れたんですけども、屋外子機そこにその柱のところにマイクがあって、そのエリアはそのマイク使って放送できるというシステムなんですけども、新井の人たちというのは、そういうを知っているんですけども、妙高、妙高高原の皆さんは新たに整備したのはそれみんなついているはずなんですけども、その使用関係についてはどこかでもって説明してというのと、きちんと知らせてやらんといけないというふうに思っているんですけども、その辺の位置づけはどうなっていますか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 現在例えば妙高高原地区、実際鳴るのはゼロ基というような状況ではありますけれども、それぞれのところへ行くと使えますよということについては、それぞれの地区の区長さんなり、代表の方といろいろお話をして、先ほどいろいろ言いました防災資産等も含めた中でですね、どういう使い方ができるのか、またどういうときに使うと効果的なのかということについては、お知らせしたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 実際に音を出してみたときに、やっぱり地域の皆さんとの情報交換をしないとうまくないなというふうに思っているんですよ。スピーカーそのものもね、専門的な部分になってきますけれども、場所によってね、要するに柱の上についているスピーカーというのは3種類あるんですよ。課長恐らくわかんないと思う。それで、遠くのほうへ飛ばすのと、近間へ、普通のところへ飛ばすのと、ほんの近間に聞かせるというのとね、ほんの近間へ聞かせるというこのスピーカーを使うことによって、町なかの反響を抑えて近間の人にもちゃんと聞こえるよという、こういうのを組み合わせで使っているんですよ。だから、こういうことでもって中身は非常に充実してきているという状況の中でね、せっかくこういう形でやっているんだから、大いに活用できるような形を当局のほうも対応していただきたいなというふうに思うんですよ。せっかくやって有効利用だという、こういうことです。

それから、もう一点です。戸別受信機の関係ですけどね、戸別受信機の間一般質問で行いました。市民と公共施設にはちゃんと無償で設置するけどもという答弁だったんですよ。私はね、今も災害協定でもってきょうね、支援に2人の職員がトラックで行っているということがありましたけども、こういうのと同じようにね、私は災害が起きたときには、土建業者なんかも含めて、協力要請を出すんですよ。災害等協力要請をする企業に対しては、それなりきの対応をしておく必要があるんじゃないのかなというふうに思うんですけども、その考えはございませんか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 今現在ですね、市内のいわゆる公共ではない民間みたいなおところにつきましては、特別養護老人ホームとかですね、そういう避難時に支援を要するところといったところには、無償でといいますか、つけてより早くから準備をしていただくというふうなことになっておりますけれども、ただ一般の建設業者の皆さんのところに押しなべてつけるというところまでは、今のところは考えておりません。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 即云々ということよりもね、とりあえずは市民の住宅に全部対応するというのを優先しているから、それはそれです。その取りつけ方云々という話は今もうしません。私はね、やっぱりああいう山に暮らしているからこそ、余計にそういうのがね、あるんですよ。例えば先般一般質問の中でもありましたけども、緊急対応の中で、その地域に放送が入る。ブロック放送といったときは、そこは入るけども、こっちは入らないんですよ。

市全体に放送するのもあるけども、そのブロックエリアでもって放送するというのがあるんです。そういったときに、じゃ緊急にそこのところまた改めて連絡せんけりゃいけないのかというのがあったりしてね、恐らく公共のいわゆるここ役所、支所等はね、ブロックエリアの放送があったにしたって、それは全部そこは受信できるようなシステムになっているはずなんです。そういうのをやっぱり災害協定というか、災害支援をいただくようなところには検討する必要があるんじゃないかなと私は思うんです。だから、今のこの中でもいいし、この次のステップとかね、そういうのもってそれも視野に入れる必要があるだろうというふうに思うんですけども、改めていかがですか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） いざ災害になったときに、建設業者の皆さんから中心になって土砂等を排除していただく等ですね、協力をお願いしているところでもあります。そういった中で、無償でやっていただいているというところはなかなか少ない部分もあるのかなと思ったりとか、あるいはボランティアでやっていただいているところもあってとか、いろいろあるかと思います。ただ、事業所の皆さんについては、それ相応の資金的な1台1万幾ら（後刻訂正あり）なんですけども、御協力をお願いして、何とかしていただきたいなというふうに考えています。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 無理やりどうせい、こうせいということじゃないんです。やっぱりお互いに融通し合うといいますかね、そういう意味合いのものであってね、だから災害があったときにはすぐそこは頼むけども、いったときにじゃその連絡をどうするんだという形もあるわけで、そんなところでもあります。したがって、ただで云々ということを行っているわけじゃないんでね、そこのところは検討の余地があるんじゃないかということなんで、それで終わります。

○委員長（八木清美） 消防費に対しまして、そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、議事整理のため、4時半まで休憩いたします。

休憩 午後 4時19分

再開 午後 4時28分

○委員長（八木清美） 休憩を解いて会議を続けます。

まず、訂正がございます。

総務課長。

○総務課長（平出 武） 申しわけございません。訂正させていただきます。

先ほど戸別受信機1台1万円と説明させていただきましたけれども、約3万5000円ということで訂正をさせていただきます。お願いします。

以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、10款1項の教育総務費に入ります。

いじめ・不登校対策推進事業。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） いじめについてはですね、関係する皆さんから未然防止なり、またいろんな早期の対応ということで、非常に尽力されていますけども、この表を見ますと、小学校における未解決件数というのがちょっとふえているというふうに見えます。そんな中で、いじめの原因を分類した場合にですね、主なものはどのようなものがその要因になっているのか、その辺についてお聞かせください。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 平成30年度内に各学校で認知したいじめの原因で一番多いものは、冷やかし、からかい、悪口で、これが全体の60%を占めております。ついで仲間外しが18%、軽くたたきが16%、物を隠すが13%の順となっております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） そのくらいですね、いわゆる未解決事案というものがいろんな要因ありますけども、その担当者が不在でなかなか解決できないのか、また学級担任が多忙で解決がおこなわれているのか、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 未解消事案の増加の一番大きな要因としましては、解消に対する定義が変わったことがございます。解消の定義がいじめの声がとまるだけというのが今までだったんですけれども、これがその声をとまってから3カ月以上経過することとなったということで、声をとまった後でまた3カ月確認をするということで、そのため報告の段階で3カ月経過していないものにつきましては、未解消と報告せざるを得ないというのが現状でございます。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） わかりました。

でも、それがいじめ等はですね、これは私らの時代からずっとあったものでして、なかなかこれなくなるのは難しいのかなという気がしますが、ただ中1ギャップの解消というのは私大事かなというふうに思っています。そこで、川上教育長にちょっとお答えを願いたいんですが、不登校についてはですね、適応指導教室等いろんな関係者が取り組みして改善に努力されているんですけども、再登校率が29年度で39%、それから30年度で33%ということで、学校復帰に向けた支援の充実というのは、これ図る必要があるのかなというふうに考えておりますが、中1ギャップ初めですね、いろいろな要因が絡み合って、なかなかそれは簡単にいくもんじゃないなというのが現状ではないかと思えます。

そんな中で、過去にですね、いわゆる小学校の子供たちが児童数減少によって小学校を統廃合したときにはですね、やっぱり子供たちの不安解消という意味で、その学校の先生が2名なり3名なりがですね、その統合先の学校と一緒に子供たちといわゆる転勤すると、そんな形でやっぱりその学校へ行ったら知っている顔の先生がいる、話したことある先生がいる、そういう中でですね、少しでも不安解消とか、ギャップの解消に役立っているのかな、そんな中でじゃ誰が担当するのかということになってくるんですけども、いわゆる一番話しやすいのが養護の先生とか、学年主任とか、そこら辺になってくるのかなというふうに思いますが、いわゆるそういう先生方が小学校に出向いて、いろんな会合なり、また授業なり、そこに顔を出しながらですね、交流の機会を図っていく、これがやっぱり結構子供たちにとっては心強い形になるのかな、そのように思います。ただ、私がですね、今まで議会の中で小学校、中学校の先生の多忙化解消せよと、またそれと部活動の外部指導を入れながら先生の負担軽減しなさいよということを言ってきたんですが、そういうものの関係の長時間労働とか、いろんな面と相反することもあるんですけども、いわゆる子供たちの健全育成ということを考えて場合にですね、教育長からそこら辺の考え方について伺いたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 委員さん御指摘の点というのは、非常に大切な視点だというふうに私も思っています。子供たちが安心して中学校に進学できる状況をつくるというのは、とても大切なことだと思いますし、ただ現在の段階で

は委員さん御指摘の教頭さんだとか、学年主任さんだとか、養護教諭さん含めですね、中学校の教員が小学校に出向いて行って、子供たちと一緒に楽しむとか、個々に対応するだとか、それから一緒に活動するだとかいったような取り組みは現在ほとんどしていません。ただですね、不登校のお子さんの傾向として、非常に高くなってきているのは、発達障がいのお子さんが非常に不登校になりやすいというデータもあります。特に不登校のお子さんの発達障がいがあるそのお子さんに対して、事前にですね、中学校の担当が出向いて行って、親御さんや本人に会って、そして担当は私がやりますから安心して来てねといったような取り組みはやっているケースもあります。また、長期間小学校の段階から不登校になっていて、なかなか学校関係者と会えないお子さんが中学校へ進学するに当たっても、中学校の担任が早々に発表しちゃいけないんですけども、担任になるであろう、担当になるであろう職員がですね、学校もしくは家庭訪問して、保護者に会って、私が担当させていただきますので、よろしく願います。可能であればお子さんに会って安心して来なさいといったようなところの部分までの配慮、そういうところのケースもあります。

それから、もう一つあるのは、卒業式が中学校は早いですので、卒業式が終わった後で、3年生を主に担当していた職員が小学校に出向いて行って、小学校で中学校の授業をする、中学校の担当が小学校で授業する、そういった形で中学校の職員もしっかりなじむように、こんな授業をするんだよといったようなところの部分小学生に教えるといったようなところの部分をやっています。いずれにしまして、ますます難しくなってくる状況でありますので、個々の子供さんたちにしっかり対応して向かい合ったそういう支援をしていかなきゃいけないということは事実であります。また、一生懸命考えていきたいというふうに思います。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） ありがとうございます。子供たちにとって、親御さんにとってもね、非常に精神的な負担って大きいと思います。ぜひともそういういじめとかね、いろんな面の不登校の解消にぜひよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 10款1項2目の給食の関係で1点だけお願いします。

安全性の問題でですね、輸入小麦のパンから除草剤のグリホサートというね、物質が検出されたというニュースが流されているんですけども、これはとんでもない除草剤のラウンドアップの含まれている化学物質ということなんです。妙高市においては給食の関係でこういうチェックがなされているのか、そういうのは入ってきている心配はないのか、その辺の認識についてちょっとお伺いしておきたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 詳細については、各学校ごとの対応にはなるかと思いますが、今おっしゃられたような、例えば報道等で危険性のある物質だというふうに示されたものについては、栄養教諭、栄養職員で確認はしているかと思います。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 安全性の問題でありましてね、そもそも政府の残留農薬の基準を緩和したという、こういうところにも関係するというものであります。確認だけはお願いしておきたいと思います。

○委員長（八木清美） そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、10款2項小学校費に入ります。

小学校教育振興事業について。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） これはですね、就学援助金の関係です。この就学援助金、小学校で出ていますけど、中学校もあわせてです。入学準備金ということの中で、いわゆる支払い基準といますかね、決定基準といますかね、生活保護との絡みがあったりしていて、算定基準日との関係で変動があると大変だなということなんですね。その変動がないよということ、生活保護費そのものについては、4月からの対応で計算していくけども、準備の関係があって、2月の末にあるいは3月上旬に準備金として支給されるという状況の中で、いわゆる生活保護費との絡みで、年齢1つ下げられたみたいな形になるととんでもないことになるということなんですけども、そのところはそういう基準というか、いつでもそんな変動するような形じゃないよという位置づけでいるかどうかなんですね。生活保護のときに、その子供の年齢が1つ下がっちゃうということでもって、その後に影響するよという、こういう状況なんですけども、そういう絡みがないような対応をしてあると思ってるんですけども、そのところ確認の意味でお願いしたいと思います。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今ほど委員おっしゃったように、2月、3月、2月に確認をして、3月に支給というような形でやっておりますけども、その基準のもとになる所得等の基準につきましては、前年の6月に所得が固まりますので、その時点で判定をしております。なもんですから、たまたま事務は2月に進めておりますけども、月によってそれが変わるということはありませんので、その部分については心配されるようなことはないかというふうに思います。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ぜひそのね、変動が絡んだなんていうことないような形でもってお願いしておきたいと思います。例えば1歳引き下げられると生活保護費の1万4000円が影響してくるということもあるんですね。そうすると、1年間で大変な額になってくるよというのがあるんで、そういうことのないような形でもって再度確認をお願いしたいと、単純にそういうこととございます。

○委員長（八木清美） 続きまして、コミュニティ・スクール推進事業についてです。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） コミュニティ・スクールの関係なんですけども、新井中央小学校から始まりまして、小学校、中学校に導入拡大していくわけですがけれども、いわゆるコミュニティ・スクールの導入効果ということで、また評価についてということでお伺いをしたいと思います。コミュニティ・スクールの認知度がですね、私から見た場合若干低いんじゃないかな、その意識と有効性とかですね、そこら辺がまだ十分に理解されていない部分があるんじゃないかなということで、参加する地域のほうの住民のほうにまだ偏りが若干あるんじゃないかなというふうな気がします。そこら辺についてどのようないわゆる評価をしているか、お聞かせをください。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） コミュニティ・スクールにつきましては、御存じのとおり平成27年度から導入をしております。28年度まで3校で導入をしております、中央小学校、斐太北小学校、新井北小学校の3校で行ってまいりましたが、そちらの地区につきましては、保護者が学校行事に深くかかわっていただきまして、非常に活発な活動が実施されておまして、地域に対する認知度というものもある程度進んでいるかというふうに考えております。ただ、その後に導入した学校につきましては、なかなか周知の進んでいない面もあるかというふうに承知をしております。コミュニティ・スクールにつきましては、主に学校だよりというものを通じまして、地域の皆さんに活動の様子を周知しておりますけれども、それ以外にコミュニティ・スクール独自でもって活動だよりを出して

いるところもございますし、また中央小学校のようにコミュニティフェスティバルということで、事業名を入れて住民の皆さんに周知を図っているという学校やあとコミュニティ・スクールで例えば学校の行事のカレンダー等を作成をしまして、それを配布するというので、学校によってはそれぞれ独自の取り組みを行って周知を高めているところもございます。なかなか周知の低いところにつきましては、それらの取り組みを参考にしながら、徐々に地元への周知を高めていきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） いわゆる目的がですね、地域で支える、それからもう一つは地域とともにという形の中の合い言葉がありますので、ぜひともですね、そこら辺でさらにまた徹底し、地域が、全員がですね、やっぱり参画できるような体制づくりをぜひお願いしたいなと思っています。

それと、もう一点お伺いしたいんですが、私が教育委員会にいたころは、社会教育の中で決まり言葉が、合い言葉があったんですね。地域の子供は地域で育てる、これがいろんなところでの合い言葉になっていました。ただ、そのときはどんな子供に育てるとか、育てたいとかというんじゃなくて、とにかく子供を地域で面倒見なきゃいけないというような形の中で、事業展開した覚えがあります。今取り組みしているコミュニティ・スクールの事業というのはですね、こんな子供に育てたい、それからこういうようですね、子育ての将来像みたいな、そんなものをですね、きちっといわゆるグランドデザインの中に入れながら学校と地域が共有し、協働で取り組みしているというのが現状だと思います。そんな中で、私が考えるにはですね、小学校におけるある学校の子供の子育てのいわゆる目標、それから今度はその小学校の子供たちが進学して中学校へ行くところのその中学校における今度は生徒かね、生徒の目標、そこら辺が若干違ってきている部分があると思います、当然年齢も違いますんで。ただ、その中でやっぱり小中連携というのは私は大事だと思います。そんな中からしますと、年に1回くらいは小学校の学校運営協議会と中学校の学校運営協議会と一緒に合同して会議を持ちながら子育て、それから子供を育てる将来像、そこら辺についてはね、共通ある程度すり合わせしたりするような形ですね、会議もこれから持っていくながら、さらに今のコミュニティ・スクールのいろんな各学校のところですね、活動の活性化を図っていくのがこれからやっぱり資する大事な部分じゃないかなというふうに私は思うんですが、その辺についていかがでしょうか。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 今ほどのお話ですけども、妙高高原地域におきましては、既に3小・中学校で合同の学校運営協議会を開催しております。その中である程度その方向性については共有されているというふうに認識しております。妙高地域、妙高中学校区ですけれども、こちらにつきましては、30年度までコミュニティ・スクールが中心となりまして、3校の合同遠足を行ってまいりました。ただ、こちらにつきましては、発展的解消ということで、30年度をもって終了しております。ただ、そのかわりではないですけども、今年度につきましては、11月の末に今言った3校でフレンドリースクール集会というものを計画してまいりまして、こちらにつきましては、小学校の5、6年生、それから全中学生が参加をしまして、会場は妙高中学校を会場ということで、その中でいじめを防ぐにはどうすればいいかということテーマに、その子供たちが中学生がまず劇を演じまして、それについてどうすればあのときいじめを防げたとか、ああいうとき自分だったらどうするかというようなことを意見を交わしながら協議をするというふうなところを予定しております。このようにコミュニティ・スクールがかかわりながら、一応3校でもって妙高地域におきましても、共有の課題に対して取り組んでいるというところがございます。

また、新井中学校はことしの春からコミュニティ・スクールを導入いたしましたけども、こちらにつきましては、構成員の中に各小学校区のコミュニティ・スクールの委員を加えてまいりまして、その中で意見をいただきながら連携をして取り組んでいくというふうな形をとっております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） ぜひともですね、その長所、そこをですね、さらに伸ばすような形ですね、取り組みをしながらですね、地域とともにある学校という形の中で、子供たちの健全な成長なり、また子供たちが生き生きとして学校に行けるような形の体制づくりをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 小学校費に対して、その他質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないようですので、次に行きます。

10款3項中学校費です。中学校教育振興事業について。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） ここではですね、86ページの関係で、広島市の平和式典の関係です。先般中学生報告集会がありました。それぞれの学校は、代表団これ地元の学校へ戻ってそれぞれ報告があったんだろうと思うんですけども、どんなような形で行われたのかなというのがあるんですが、誰がお答えといえますかね、ちょっとお聞かせをいただきたいと思うんですが。

○委員長（八木清美） こども教育課長。

○こども教育課長（松橋 守） 先般の報告ということで、総文の皆様からも御出席いただきまして、あのような形で報告させていただきました。ただ、その後のですね、中学校での報告については、例えばクラス単位でやったのか、全校単位でやったのかというところまでは、申しわけございませんが、把握しておりません。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） せっかくのことですからね、大事に扱ってほしいなというふうに思うんです。あとこの報告会の中でのね、先生の願いが物すごく詰まっているなというのを感じたんですけどね、報告の映像写真の中で、普通だったらここにも書いてあるように、広島平和記念式典というのなんだけども、この記念がね、こういう記念じゃなくて、祈る念となっていたんですよ。その思いが大変なことだなと、皆さんみんな気づいていたかどうかあれなんですけどね、そういうのを感じました。そういうのを感じた後に、市長の御挨拶はもっと大勢の人が行ったらいいんだよと、大勢行ったほうが帰ってきてからのあれもあるし、感動もでかいしというふうに思うんですけども、人数的な面と市長がそう言うてくれたんならそれに甘えて、じゃもっと大勢行ったほうがいいんじゃないかというような感覚等教育長いかがですか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 以前は、もう少し人数が多かった時代があったというふうに記憶しております。今6名ですので、各中学校2名ずつということで計6名ということです。希望的なものを考えると、例えば新井中学校あたりは、もう少したくさん行っていただければ、それなりの発表の場、それから帰って子供たちのまた協議する場というのが盛り上がるだろうなという気がいたします。前向きに考えていきたいというふうに思います。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 単純に各学校2名と割っちゃうからやっぱり人数規模の関係も、クラス規模の関係もあったりしますんでね、そういうことだろうと思うし、せっかく行ってきて、その報告がね、どの程度伝わるかというこの辺のところもあると思うんです、人数の関係ではね。だから、そういうのも大いに配慮した形でもって取り組むべきなのかな。以前は、京都方面修学旅行へ行ったときに、グループ活動をやる中でね、広島へ行った分の旅費はプラスアルファでもって面倒を見ているという、こういうこともやってね、やっぱりこの平和学習に力を入れてい

たという、こういう位置づけでもありますのでね、したがって、ここでの報告もそうなんです、あわせてやっぱり各学校での報告、それを受けた子供たちの感想なんか大いに今後のためにも参考にしていく必要があるんじゃないかというふうに思っています。地域の関係でもね、ああいDVDつくったり、パネル展やったり、講演をやったりという形でやっているんですから、当然そういうのをみんなタイアップした形のものでどうしても必要なものだというふうに思っております。

そんなことで、市長当日ああい発言してくれたんでね、私は本当に感激をしたんですけども、お変わりございませんよ。

○委員長（八木清美） 市長。

○市長（入村 明） すばらしい皆さんの体験をされてお帰りになった姿を見ましてね、できるだけ多くの方にあいう形、あるいはまたほかの形でそういうことを理解していただく場所をつくりたいという思いでございます。

○委員長（八木清美） 続きまして、特色ある教育活動支援事業に入ります。

高田委員。

○高田委員（高田保則） この附属書類を見ますと、この特色ある教育活動支援事業ということで、小学校、中学校、特別支援学校と書いてあるんですが、豊かな心、確かな学力、たくましい体、こういうものに対して支援をしてきたし、さまざまな学習、キャリア教育の中で、特にふるさと妙高というものを重点的に育みながら教育をしたいというふうに書いてあるんですが、これは具体的にですね、小学校と中学校、支援学校とはちょっと違うと思うんですが、この内容を見ますとね、私前にちょっと質疑したんですが、妙高市というのはどういうふうに皆さん考えるのかというふうな基本的な妙高市に対する教育だと思うんですが、教育長その辺郷土愛とかという、前にもちょっとお話ししたんですが、そのようなことでこの特色ある教育ということでやられているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） この事業につきましては、私が申しわけない、現場にいるときからついてきた事業でございます、とてもありがたい事業だというふうに思っています。子供たちが地域に出ていって、もしくは地域とかかわって、そして地域に点在する歴史文化遺産等々を学ぶ、そういう機会というのはなかなかないです。しかも、スクールバスを常時使えることができる当市ですので、職員も含めて出張っていって、いろんなところの部分学ぶということは、今できる状況になっています。そういった意味で、この事業というのとはとてもありがたいというふうに思いますし、ただ中学校というレベルになってきますと、小学校は総合的な学習の時間等々、それから4年生は地域学習、ふるさと学習教材もありますので、それを学びながらできるんですが、中学校というとなかなかその範囲が狭まってくる実態があります。各学校によってちょっと取り組みが違って来るんですが、その事業をフルにありがたく使わせてもらいながら、郷土愛を育てているということには間違いありません。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） 前にもちょっとお聞きしたんですが、小学校、中学校、副読本というのは今お使いなんですかね。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 4年生の段階だと思いますが、副読本何年に1遍だったかな、編集をします。新たに編集をします。ことし編集作業に入っていますので、新たなものができ上がるんですが、学校の主に社会科担当の教員が副読本をつくっています。それを活用しております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則）　そういうことで、ふるさと妙高というのはいろいろな意味もあるんですが、前に私妙高市歴史文化基本構想策定のときに、前教育長にちょっと質疑したんですが、これを学校教育の中にも取り上げていきたいというような御答弁をいただいたんですが、その辺はいかがですか。

○委員長（八木清美）　教育長。

○教育長（川上　晃）　基本構想にある中身というのは、かなり多岐に及んでいますけども、その中身を今回先ほど申し上げたように、4年生ですから、副教材の中にある程度満遍なく散りばめておりますので、基本構想イコール学校での学習に役立っているという事実はあります。

○委員長（八木清美）　高田委員。

○高田委員（高田保則）　そういうことで、ぜひ妙高市というものを小学校、中学校のみならず、本当は高校生にも知ってもらいたいと思うんですが、とりあえずは小学校、中学校の皆さんにそういうものを教育というか、頭の中にとどめてもらいたいというようなことで、教育方針ということでお願いをしたいと思います。

　　以上です。

○委員長（八木清美）　中学校費に対して、そのほか質疑ございますか。

　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美）　ないようですので、次に10款4項の特別支援学校費に入りますが、ございませんか。

　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美）　ないということで、次、10款5項の社会教育費に入ります。

　　生涯学習推進事業です。

　　岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭）　最近ですね、地域づくりのリーダーとか、また町内の役員など多様な活動の担い手というのが不足しているというふうに思います。市民がみずから学び、生きがいや充実をした生涯を送るなどの主体的な学習の学び、そして学習意欲というのが年々高まっているなというのをですね、私も感じるんですが、地域で活動する担い手というものが育っていないように思います。その面からですね、人材の確保に苦慮している実態というのはどここのところでもあるように思うんですが、そこら辺の受けとめ方はどのように受けとめているか、お聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（八木清美）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本　毅）　今おっしゃるようになりますね、地域の課題の解決に向けて、市民の皆さんが主体的に取り組む、そういった人材の育成というのは非常に大事なことであるというふうに認識しております。そういったことで、今妙高はねうまカレッジまなびの杜のひと・まちコースの中ではですね、その地域づくりをテーマとした講座を開設しております。1つ例を申し上げますと、一昨年でしょうか、当時の市民活動支援センターと共同開催した地域づくり講座の中で、地域の課題や地域への思いというのを地域住民の皆さん全員で共有しようという、その手段として先進的な地域が取り組んでいる全住民アンケートですかね、こういった取り組みを紹介したところ、妙高市内でも斐太、瑞穂地区あるいは大鹿地区でそういった活動が実践されて、それが今の地域づくり活動に生かされているというような事例もございます。そういったことで、今後ですね、協働による課題解決ですとか、地域を担う人材育成の手法などについて、いろいろな多様な学びの機会を提供しながら、市民の皆さんの意識を高めたり、あるいは人材育成につなげていきたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美）　岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭）　最近というか、これからですね、いわゆる団塊の世代、それからまた言葉はあれなんですけ

れど、熟年というんですかね、いわゆる現役を卒業した人たち、そういう人たちがこれからまたどんどんふえてきます。そんな中で、いわゆるそういう人たちを対象にした例えばボランティアとか、趣味、教養講座、これはですね、結構連続して開催されると人気があるんじゃないかなと思いますが、その中でやっぱり地域活動のための人材育成みたいな形の部分というのがやっぱり自分をスキルアップするためのいろんな趣味とか、教養等の講座というのは、人気があると思うんですが、ちょっと違って、いわゆる地域の活動に資するための人材育成、なかなか難しいかもしれないですけども、そこら辺に力を入れながらですね、やっぱりこれからの協働のまちづくりという部分の中では、そういう人材がこれから活動してくれないと、なかなか地域活性化しないのかなと思うんですが、そこら辺はどのように考えておりますか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 特に団塊の世代とか、熟年世代に特化した講座ということで開催しているものはございませんけども、今まなびの杜で展開している歴史文化コース、自然環境コース、そして先ほども申し上げたひと・まちコースというようなことで、いろいろな学びの機会を提供する中で、地域に関心を持っていただいて、地域に目を向けていただいて活動していただくと。まなびの杜の目的の一つに、学んだことを地域に還元していただくと、社会に生かすという、いわゆる学びの循環を進めるということがございますので、ぜひそういったことを目標に取り組んでいきたいというふうに思っております。今学んだ成果を生かす場としてはですね、先ほどの例のように、直接的に地域づくり活動に生かされる場合もありますけども、それ以外には地域活動人材制度というようなことでですね、学んだ成果をまた町内や地域団体の求めに応じて、あるいは学校の教育現場で生かしていただくというような制度もございますので、学習機会の提供とあわせてですね、ぜひそういったところでの活動についても働きかけていきたいというふうに思っております。できれば、私どもとしては、学んだ方がですね、今やっているまなびの杜の運営にもですね、市民講師というような形で、またかかわっていただけるような仕組みをつくってほしいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 意欲のある学習者の皆さんは、非常にそういう部分の中では前向きに捉えるのかと。そこでもう一つちょっと温度の低い人たちをいかにすくい上げるかと、拾い上げるか、また上へ温度を高くするか、底辺もですね、工夫される中で、ぜひまたその取り組みを拡大しながら、地域の人材育成ということでいろんな工夫をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 次に、アートステージ妙高推進事業です。

高田委員。

○高田委員（高田保則） このアートステージ妙高推進事業ですが、これは妙高高原町時代からこの事業はあるんですが、ちょっとそのきっかけといいますか、何で始まったかというのを若干述べたいと思うんですが、これは当時岡倉天心に学ぶ会という、私らも約30年ぐらい活動していたんですが、それから始まりまして、岡倉天心と美術院、藝大というところから、藝大の応援をいただいたりしてこれ始まったのがまず夏の芸術学校、これが当初町を挙げての行事だったんですが、それからそれを成果として芸術展、展示をするということが当時の事業だったんですが、どうも最近私小言を言うわけじゃないんですが、当初のそういう歴史的な岡倉天心との関係、そういうものが若干薄れているような感じを受けます。当初合併したときに、たしか天心とこの四季彩芸術展の関係を図柄といいますか、にあらわしたものがたしか展示されていたような気もしますが、それも最近はないということで、単なる四季彩芸術展ということになっているような気もするんですね。ですから、やっぱり当初の岡倉天心と藝大の関係とい

うものがそれがもとになっているわけですので、その辺の歴史的なものをどこかで特色であらわせないかなというふうに思うわけです。

そういうことで、もう一つは、今の夏の芸術学校、これは当初から比べればもう何分の1の人しか参加しておりません、正直。その原因というのは、私勝手に考えるんですが、夏に学んだ成果が発表されていない、発表できないというのが一つの原因ではないかというふうに思います。当時は、芸術学校に参加した人たちの作品は全部展示していたんですよ。その中で、いろんな各賞を決めていたんですが、最近の四季彩展については、私もずっと参加というか、見学させていただいていますけども、ほとんどセミプロみたいな方のみの展示しかないということで、入場者も確かにここに1400人とか書いてありますけども、実際はそんなに来ていないと思うんですよ。こっこの写真展のほうは別としてね、そういうことで私はもうちょっと妙高山を中心としたものを宣伝をすることになれば、やはりもうちょっといっぱい夏の芸術学校に参加してもらって、その人たちの作品を全部一堂に展示してにぎわいを求めるというのがベターではないかと思うんですが、どうも最近私今言いましたように、限られた人の四季彩芸術展になりそうなので、その辺のお考えをちょっとお聞きしたいなと思います。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 妙高夏の芸術学校とその四季彩芸術展の関係ですけども、この2つの事業は今委員おっしゃったようにですね、妙高市と岡倉天心あるいは東京藝術大学との連携といいますか、つながりを象徴する事業なわけですけども、御指摘のようにですね、夏の芸術学校に関しては、毎年参加者が減少しているという状況でございます。今年度についてはですね、それに何とか歯どめをかけようということで、これ基本的に3泊4日なんですけども、1泊2日の短期コースを設けて、もうちょっと参加しやすくしようとかですね、ジュニアを対象としたワークショップ、親子ですね、対象としたワークショップを開催したり、温泉街丸ごとギャラリーということで、旅館の皆さんが持っている美術品を展示して広く公開するというような取り組みをした結果、昨年よりは少しふえたということなんですけども、抜本的な解決には至っていないのかなというふうな気がします。

一方、四季彩芸術展のほうはですね、始まった当初は夏の芸術学校の作品を全部展示したというお話ございましたが、現在は全国公募型の美術展ということで、藝大の先生方から審査員等を務めていただいているわけですが、先生方からは非常に年々レベルが上がっているというふうな評価をいただいているところです。そのことが逆に芸術学校参加者の出品をですね、ちょっとハードルを高くしてしまっているという面もあるのかもしれませんが。夏の芸術学校開催時はですね、毎年四季彩芸術展の御案内を参加者に差し上げているんですが、昨年ですと芸術学校参加者のうち出品くださったのは4名にとどまっているというような状況もございます。そんなことで、今地元の皆さん、それから東京藝大のほうとですね、この2つの事業の今後のあり方ですね、スタートしてからずっと同じような形でやってまいりましたので、今後のあり方についてちょっと見直しをするというようなことで、今協議を進めさせていただいておりますので、来年度は少し違った形で取り組めればというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） そういうことで、ちょっと先細りですね、私も正直自分のことで、この芸術学校をやるときに、私もちょうど天心に学ぶ会に参加してまして、いろんな形で藝大の当時アリマ学長でしたかね、そのころからこの問題を取り組んで、何とかということで御協力をいただいたような経過もありますんで、何かその割には夏の芸術学校、四季彩展、岡倉天心、何か全然つながりのないような感じで私感じているんですが、非常に残念なんですけども、何とかそういう根本になる岡倉天心のいわゆるあの人は哲学者と言われていたんですが、作品はないんですけども、芸術に対する考え方ってすごいものがありまして、そういうものを妙高市でもぜひ継続といいますか、引き継いでいただきたいと思っておりますし、そのためにはやっぱり芸術学校、それから四季彩展を充実するという

のが非常に大事だと思いますので、今課長からいろいろ今後の取り組みをお聞きしましたけども、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（八木清美） 続きまして、妙高歴史街道交流事業。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 歴史街道というところでもって議論しますけども、ここだけの単独の話じゃないんでね、それぞれにね、ありますんで、例えば歴史街道ののがあって、附属書類のね、95ページ、次に関山神社があって、妙高歴史遺産があって、斐太歴史の里があってと、妙高市全体の中でもって歴史等をつないでいる、こういうのがあるんだけど、それぞれの単体でもっていろいろ取り組みをやっている、イベントをやっている、だけど、せっかくの財産をね、何かもったいないなど、もっと視野を広げて点から線にして面になっていくように、そういう工夫ができないのかという位置づけなんです。そのくらいのことをやっていると、この中身というのね、それぞれの相乗効果も上がってくるし、例えば今言った4つを全部つなげるという意味じゃなくてね、4つあるのを例えば2つで組み合わせるとか、時には4つつなげるとか、臨機応変にやっていく、それぞれの季節、時期の問題もありますのでね、そういうのをもっと考えて、今DMO、DMOといっているけど、そっちに負けずに観光に向けてというかね、そういうものもあってもいいんじゃないかというふうに思っているんですけども、課長考え方がいかがですか。

○委員長（八木清美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（山本 毅） 今までではですね、今委員さんから御指摘もありましたけども、私どももそれぞれの地域の保存団体と連携しながら散策ツアーですとか、そういった講演会ですとかというイベントに取り組んでまいりました。最近ではですね、先日もちょっと御紹介しましたけども、例えば関川では雪月花と連携したツアーの受け入れをやっていたりですね、関山では大手旅行会社のバスツアーを受け入れたり、また昨年やられたようにですね、地域の観光団体の皆さんとか、商工会と連携した関山神社再建200年祭のような大きなイベントに取り組まれたり、斐太のほうでは斐太の歴史保存会と妙高文化振興事業団がコラボして、景虎ゆかりの地をめぐるツアーなんていうことで、地域の皆さんが主体となってますね、地域内外の団体と連携するというような取り組みも活発になってきております。ちょうど私どもも歴史文化基本構想に基づいて各地域に入って今、今後の保存活用計画の策定に向けて、地域の皆さんとの話し合いを進めておりますので、ぜひその計画づくりの中でですね、各地域だけの活用、取り組みで終わらずに、他の地域、他の資源との連携とか、団体同士のネットワークづくりとか、そういったことについてもあわせて働きかけをしていながらですね、委員さんおっしゃるような資源と資源が結びついて、より魅力的なものとして発信していけるような、そういう取り組みをぜひ進めたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） つなぎ役というのは、ここでやらんきゃだめだと思うんですよ。それぞれの組織の中で地域の皆さんあるいは保存会の皆さんとか、いろんな方がそこでかかわっているけども、これもいわゆる今ここに掲げているのも横につながりというだけじゃなくて、これをつなぐことによって、人間のつながりもできてくるよという、そうすると人間のつながりができることで、お互いに協力し合うこともできるし、そこでの相乗効果も上がるよということなのでね、だからそういう位置づけの中でもって、すぐやっとうのこのこの話でもないんですけども、やっぱりそれはそれぞれの組織の皆さんとも十分なコンセンサスの上でもって一步一步踏み込みしていくということでもってね、ちょっと変わった今まではイメージの違う取り組みそのものをぜひ進めていっていただきたいなど。これがそれなりきの形ができてくるとね、私はかなりの売りになると思うんですよ。だから、そうい

うところにぜひ踏み込みをしていただきたいというふうに思いますけども、一番うなずいている教育長、いかがですか。

○委員長（八木清美） 教育長。

○教育長（川上 晃） 大いになずかせていただいたんですけども、まさに点を線に、面にと委員さん言われましたけど、そのとおりだというふうに思っています。この間議会でも答弁させていただきましたが、そういう食とか、温泉と結びつけるとか、それから1カ所に行っただけじゃなくて、1カ所行ったら次へ興味が湧くような何か結びつきがある何かリーフレットとか、PRとか、そういったものが本当に不足しているんだろうというふうに思います。それは所管課だけではなくて、いろんな課と横串という言い方がふさわしいかどうかわかりませんが、磨き上げたものをしっかり横串でつないでいくといったようなことが絶対必要になってくるだろうと思います。頑張っていきたいと思います。

○委員長（八木清美） 社会教育費に対するそのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないということですので、次に、10款6項の保健体育費に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないということで、次に、12款1項の公債費に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないということですので、次に、13款1項の予備費ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないということですので、ちょっと戻りまして、2款4項の選挙費に戻ります。

岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 済みません、決算書の114ページに選挙費があるんですが、その関係でちょっと伺いたいと思います。

過疎、高齢化ということで、中山間地域の中の投票所の統廃合がされて、投票所まで非常に遠くなったという事例があります。そんな中で、投票所への足の確保ができないという高齢者の皆さん、車がないとか、いろんな状況があります。それで、投票の当日の前にはですね、いわゆる期日前投票ということで買い物のついでとか、また病院に来たときのついでとかという中で、投票する機会もあるんですけども、中山間地の皆さんというのはなかなか交通の利便性とか、いろんな面で問題もある。そんな中でですね、現状としていわゆる平場、平場という言葉あれなんですけども、市街地の皆さんの投票行動とそれから中山間地域、いわゆる過疎地域の皆さんの投票行動を見た場合、どのような違いがあるのか、そこら辺わかりましたらお聞かせを願いたいと思います。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） 市街地と、いわゆる中山間地と市街というふうなことについては、特にデータを持っていないんですけども、先回の市長選挙で説明しますと、当日の投票率、新井南部地区6カ所のうち前回投票率を上回ったのは1カ所となっておりますが、期日前投票を含めると、南部地域全体の投票率は前回よりも上回っているという、ちょっと期日前投票を含めると足がなくて困っているなどと思われる地域につきましても、いろいろ期日前投票の中でいろいろお子さんですとか、近所の方等いろんな方に力をかりて投票所へ行って投票率を押し上げているのではないかなというふうに考えております。

○委員長（八木清美） 岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） そういう面でいろんな子供さんから送ってもらうとか、いろんな面で対策、対応やっている

人もいるかもしれませんが、中にはですね、やっぱり遠くなって行けなくなっちゃったということで、いわゆる有権者としての権利を行使できない人も多々あるのかなというふうに思っております。そんな中で、やっぱり投票所の統廃合による代替という形の中で、いわゆる投票機会の確保というのをやっぱり行政として図る必要があるんじゃないかなと、そのように思います。そんな中では、例えば過疎、高齢化率の高いところか、そういうところの地域または集落を対象にしてですね、ほかの自治体でもちょっと取り組みされている事例もあるんですけども、日時を指定して、いわゆる巡回するような形ですね、移動期日前投票所みたいなものをですね、やっぱり開設しながらですね、その地域、そういうところに住んでいる高齢者なり、また足の確保ができない方々のやっぱりそういういわゆる有権者としてのですね、1票をやっぱり確保するような形ですね、対応というのはこれからやっぱり考えていかなきゃいけないというふうに思いますが、その辺についていかがでしょうか。

○委員長（八木清美） 総務課長。

○総務課長（平出 武） ここ中山間地域も含めまして、過疎地域について生活支援の中で足の確保ということもありますので、今後考えていかなければいけない課題ではあるなというふうには認識しております。現状ではですね、期日前投票所については、庁舎で行っているんですけど、その理由というのは庁内ネットワークを使いながら二重交付を防ぐような形ですね、システムを組んでいます。これ庁外に出ることになりますと、無線で飛ばすということになるわけですけども、その辺のセキュリティーですね、安全性というのがちょっと確保今現在のうちのシステムでそれが確保されていない状況ですので、もし実施することになると、その辺の深い検討も必要になったりしておりますので、現段階では考えておりませんが、将来的にはそういったことも考えるときが来るというか、いろんな情報収集をしながら、そういったときに備えたいというふうに考えております。

○委員長（八木清美） それでは、全て終わりましたので、続いて、歳入に対する……。
財務課長。

○財務課長（平井智子） 先ほど霜鳥委員さんからお尋ねがありました未活用地の箇所数、面積についてでございます。普通財産の土地につきましては、222カ所、1306万1910平米ございますが、管理につきましては、各課で行っております。その中で、現在貸し付けをしている箇所、面積ですとか、さまざまな事情で貸し付けとか、売却ができない土地など、個々の状況についてまで当課で把握しておりませんので、申しわけございませんが、本日お尋ねの数字についてはお示しできないということで御理解いただきたいと思っております。

○委員長（八木清美） 続いて、歳入に対する質疑を行います。
霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 1点だけ聞かせてください。

参考資料7ページ、地方債の関係です。かつては、地方債、優良債云々ということでもっていろいろ取り組みをしながらやってきて、その地方債そのもの、借金そのものも要するに優良債だからということでもっていろいろ取り組みしてきたんですが、今ほとんどないんだろうと思うんですけども、ずば抜けて高い利率の借金がまだどこかにあるのか、現状対応の中でもって平準状態で持っているのか、その辺の位置づけはどうか、それを聞かせていただきたいと思っております。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 市債の残高につきましては、減ったということなんですが、その内訳として、今非常に高いという利率のものについては、ほぼなくなっております。繰上償還などをさせていただいた中で、4%以上のものについては、なくなってきているということでございます。一番高いもので4.75%というのが1つ残っておりますが、あとそれ以外につきましては、ほぼ低い利率のものが多いということでございます。

○委員長（八木清美） 霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 昔は結構あったんですよね、今はそういう状況までなっているということで、条件つきでもってね、繰上償還も借りがえもできないとかという、こういうのもあつたりするんでね、この1件については、今後どのような対応でいくのか、その点だけお聞かせください。

○委員長（八木清美） 財務課長。

○財務課長（平井智子） 政府系の資金につきましては、繰上償還がちょっとできないんですけれども、市中銀行などから借りている縁故債につきましては、交渉して繰上償還など、借りがえなどさせていただいております。ただ、最近利率が非常に低くなってきておまして、金融機関のほうにおきましても、なかなか商売上ですね、応じていただけないという状況になっております。平成30年度もやっと約1億円ですけれども、繰上償還させていただいたんですが、勘弁してくださいという金融機関が非常に多くなってきているという状況ではございます。ただ、できる限りですね、私どもでも資金があれば繰上償還をしていきたいという意向でございますので、また金融機関と調整していきたいと思っております。

○委員長（八木清美） 歳入に対するそのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） ないということですので、これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いろいろと議論させていただきました。この決算、いわゆる当初予算のときには、私たちは5件ほどの理由を述べて反対をしてきております。しかし、過ぎたものは過ぎたものとして、ただ職員管理の関係でね、成果主義の問題等々処遇問題でちょっとまだ納得のいかない部分がありますので、賛成できないということでもって意思表示をしておきます。

○委員長（八木清美） これより起立により採決します。

議案第62号 平成30年度新潟県妙高市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、当委員会所管事項については原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（八木清美） 着席願います。

賛成委員多数であります。

よって、議案第62号のうち当委員会所管事項については、原案のとおり認定されました。

議案第68号 平成30年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長（八木清美） 次に、議案第68号 平成30年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。妙高高原支所次長。

○妙高高原支所次長（岩銅健治） ただいま議題となりました議案第68号 平成30年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

最初に、歳入から申し上げます。決算書特98、99ページをごらんください。上段の1款財産収入の1項1目1節土地貸付料は623万9613円のうち、スキー場用地等貸付料が最も多く419万3070円となっております。

中段の3款諸収入の1項1目1節雑入の主なものとしまして、北陸農政局が施工しました笹ヶ峰ダム資材搬入路

建設工事による県道妙高高原公園線の拡幅に伴い、財産区有地の土地の形質変更に伴う損失補償料が57万904円となっております。

次に、歳出について申し上げます。めくっていただき、特100、101ページをごらんください。上段の1款1項1目一般管理費は、主に管理会運営のための経常経費でございます。

中段の2目財産管理費は、財産区所有地の景観維持などの管理のための経費であります。

下段の2款地区環境整備費では、杉野沢区の住民福祉増進と地区環境整備のための負担金を交付いたしました。

以上、議案第68号について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（八木清美） これより議案第68号に対する質疑を行います。

高田委員。

○高田委員（高田保則） この財産区については、非常に難しいといえますか、私の住んでいる妙高温泉区でも大字関川相談会というのがあって、財産区ではないんですが、共有財産を持っている地区なんです、なかなか今整備とか、境界だとかという人たちが少なくなっているんですね。ここからここまでは財産区の土地だとか、ここはこうだというような方がなかなか若手になっているので、区別つかないというような杉野沢の人たちのちょっとうわさを聞くんですが、その辺のですね、財産区有の山林が主だと思うんですが、その辺の管理と、また監視といえますか、実際どのような形でやられているんですか。

○委員長（八木清美） 妙高高原支所次長。

○妙高高原支所次長（岩銅健治） 境界等につきまして、問題が生じた場合は、管理会のほうで図面を確認の上、境界地権者と立ち会って境界等を確定しております。

○委員長（八木清美） 高田委員。

○高田委員（高田保則） ちょっと私の質疑と違う、問題があったときは、それは更正図だとか、いろいろ公的なものはあるんでしょうけども、山林等多分杉野沢財産区はほとんど歩伸びだとか、隣地との境というのはほとんどははっきりしていないんだね。その辺の見きわめといえますか、新しく財産管理員が5人ですか、6人ですか、いらっしゃるんですけど、その方たちの管理の仕方というのはどういうふうに行っているのかということでお聞きしたいわけです。

○委員長（八木清美） 妙高高原支所次長。

○妙高高原支所次長（岩銅健治） 土地が広大なものですから、委員がかわったといっても、全ての土地を確認することは厳しいことでございます。造林地等必要においてそれぞれの土地を見回りながら確認をしているという状況でございます。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 歳入で1件、収入未済額33万3000円あるんですが、これの原因と今後の対応というか、今年度も入っているのかもあるんですが、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（八木清美） 妙高高原支所次長。

○妙高高原支所次長（岩銅健治） こちらにつきましては、土地の貸付料1件、お一人なんです、未納となっております。平成25年から30年まで6年にわたりちょっと未納となっております、古いものから順次今入れていただいております。決算後も若干入れていただいております、今現在は減少しております。

以上です。

○委員長（八木清美） 佐藤委員。

○佐藤委員（佐藤栄一） 6年前から滞納ということで、減少しているというか、滞納額全体で減少しているということでしょうか。

○委員長（八木清美） 妙高高原支所次長。

○妙高高原支所次長（岩銅健治） さっき申しましたように、古いものから順次入れておりまして、なかなか1回の納入が少ないものですから、急に減るという状況ではございませんけれども、鋭意今現在毎月1回は訪問して納入をお願いしまして、納入をいただいているところでございます。

○委員長（八木清美） これにて質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） これにて討論を終わります。

これより採決します。

議案第68号 平成30年度新潟県妙高市杉野沢財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり認定されました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査が全て終了しました。

閉会中の継続審査（調査）の申し出について

○委員長（八木清美） 引き続き閉会中の継続審査（調査）の申し出についてを議題とします。

閉会中の継続審査のうち、いわゆる所管事務調査については、お手元に配付の資料にも記載しておりませんが、委員、執行部側のいずれからも申し出はありませんでした。

お諮りします。閉会中の所管事務調査については、申し出しないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査については、申し出しないということに決定されました。

次に、継続審査（調査）のうち、先進地委員会調査についてお諮りします。お手元に配付の資料のとおり申し出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の資料のとおり申し出することに決定されました。

あわせて先進地委員会調査の日程についてお諮りします。先進地委員会調査については、お手元に配付の資料のとおり10月8日から10月10日に実施することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八木清美） 御異議なしと認めます。

よって、先進地委員会調査については10月8日から10月10日に実施することに決定されました。

なお、細部については正副委員長に御一任いただきたいと思いますので、御了解願います。

○委員長（八木清美） 以上で本日予定しておりました日程が全て終了しました。

これもちまして総務文教委員会を散会いたします。ありがとうございました。

散会 午後 5時40分